

ヤクシ

寶たり○東院堂、金堂の東に在り、本尊聖觀音、立像銅造にして、養老年中百濟國王の献する所と云ふ。○佛足堂、金堂の西南に在り、著名なる佛足石あり、(アツクセキノヒト)參看。○三重塔、即ち東塔は、高十一丈五尺、方五間、九輪の銅柱に銘あり、舍人親王の筆なりと、天平二年の建立に係る、三重塔の様式なれども、每重各二層となり、大小六層互交す、特別保護建造物なり○文殊堂、方四間、天平年中行基の創立、萬治三年塔頭聖園院より、此に移轉したるものなり○寶物に、木尊金銅聖師如來座像、同脇士日光月光立像、金銅聖觀音立像、木造十一面觀音座像、同彌勒座像、銅造聖師如來兩脇士像(講堂安置)木造神功皇后座像、同仲姬命座像、同二天王立像、同比丘八幡神座像、絹本着色吉祥天像、同慈惠大師像、絹本墨書增一阿含經、佛足石、佛足石碑等あり(續紀、類聚國史、拾芥抄、元亨釋書、佛事志、大和廻、國寶目錄)

ヤクシニヨライ

の、病災を司る、具には藥師瑠璃光如來と云ふ、又大醫王佛とも稱す、東方淨瑠璃國の教主なり、十二誓願を發して、衆生の病患を救ひ、元明の舊祠を治する法藥を興ふ、大蓮花の上に住し、左手に藥壺を持し、右手施无畏を爲す(尊容抄、佛教いろは辭典)又七佛藥師あり、善名稱、善名稱、正名稱、名勝殊明、消除病患、消滅苦惱、瑠璃光の七如來を云ふ、七佛功徳經に、東方去地、過四萬八千佛土、有世界、名曰元龍勝、佛號善名稱吉祥王如來、發八大願、又、東方過五萬佛土、有世界、號沙寶國、佛號寶月觀音自在王如來、發八大願、又東方過三萬佛土、有世界、名曰圓滿香積國、佛號金色寶光妙行成就王如來、發四大願、又東方過七萬佛土、

藥師如來

佛經にて如來

ヤクリ

有世界、號元慶國、佛號元慶最勝吉祥王如來、發四大願、又東過八萬佛土、有世界、號法幢國、佛號法海雷音如來、發四大願、又東方過九萬佛土、有世界、號善住法海國、佛號法海勝慧遊戯神通如來、發四大願、又東去、此過十萬佛土、有世界、名曰淨瑠璃國、佛號藥師瑠璃光如來、發十二大願云々と見えたり、

ヤクソウ

役送 天皇供御、及び節會大饗等の時に、膳部を陪膳に取り次ぐ人を云ふ、禁秘抄御膳事の條に「役送四位五位六位隨候、近代漸絶、陪膳上四位、候、役送、常事也」と見えたり、

ヤクソクテカタ

約束手形 江戸時代に行はれたる手形の一つ、元來二種ありて、一は貨物を買ひ、其代金を、この月三十日限りに支拂ふべきことを約し、其當日に拂ひ渡すべき手形を、兩替屋宛に認めて、貨物主に渡すべきものと、他は貨物を買ひ、其代金を、来る何月何日に、この手形引き替に渡すべき旨を認めて、貨物主に與ふるものなり、この二種の手形、甲より乙に渡りし時は、乙より振り出し先、又は印元に至り、期日に拂ひ渡すやを照會するの習慣ありき、テカキ(參看(日本商業史))

ヤクドシ

厄年 俗に男女が、多くの場合に於て、其年中、何等かの災厄に罹ると信ぜられたる年齢をいふ、其前の一年を前厄、後の一年を後厄と稱す、時代及び男女によりて同じからず、江戸時代には、男子廿五、四十二、六十一、女子十九、三十三、三十七をいひ、殊に男の四十二、女の三十三を大厄と稱して尤も恐れられたり(參看(日本商業史))

ヤクモト

八雲琴 琴の一種、燒桐にて製す、形狀筑紫琴と大差なし、長さ三尺六寸、頭巾四寸一分、尾巾三寸八分、二絃なり、もと出雲大社にて、八雲立の歌を奏して彈じたるより此名ありといふ、而して之を彈ずるには、必ず琴台といへる机の上に載するを法とす(風俗叢書)

ヤケラ

櫓(矢倉、矢藏) 櫓を發射し、または物見の用に供せしが爲めに設けたる櫓を

ヤクモ

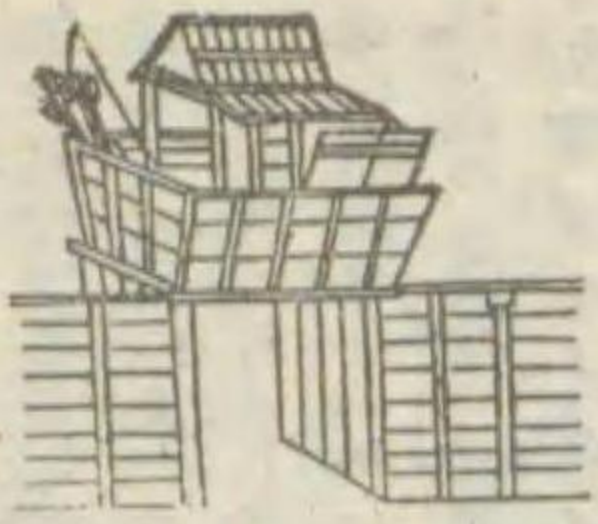
し、空穂物語に「左大臣どの、厄年におはするとして、大變せられぬば云々」とあるを初見とす、而して廿七の厄は源氏物語薄雲の卷、若菜の卷に、十三の厄は榮花物語藤壺の卷に、三十三の厄は、水鏡の序、源平盛衰記卷十、後愚昧記應安三年正月廿四日の條に、二十五の厄は、日次記康治三年三月五日の條に(文中厄年とのみあれど、推測して廿五たるを知る)四十二の厄は世繼物語、高國記に見え、盛衰記なる三十三歳高國記なる四十三歳は、共に重厄なることを載せたり、なほ拾芥抄に「厄年、十三、二十五、廿七、四十九、六十一、八十五、九十九」一本に、九十九を九十七に作り、別に七十三ありと見ゆ、されど其尤も盛んに行はれしは、江戸時代以後にして、今日なほ其遺風あること人のしるるがごとし、なほ厄年には、厄災を避けるが爲め、古くは祈禱などして謹慎したりしが、平宗盛は三十三の重厄に大納言大將を辭したること盛衰記に、細川高國は四十二の重厄に出家したること高國記にあり、また江戸時代には、厄に當れる人は、節分の夜、短豆を己の年ほど紙に裹み、錢を添えて道路に棄て、或は古寶篋を取りて四辻に捨つる等、種々のことを行へり、なほ厄年に婚嫁するを避けたること今の俗のごとし(拾芥抄、安齋隨筆、和漢三才圖會、擁書漫筆、燕石雜志、俚諺集、徳訓集、若悟隨筆)

ヤクモト

八雲琴 琴の一種、燒桐にて製す、形狀筑紫琴と大差なし、長さ三尺六寸、頭巾四寸一分、尾巾三寸八分、二絃なり、もと出雲大社にて、八雲立の歌を奏して彈じたるより此名ありといふ、而して之を彈ずるには、必ず琴台といへる机の上に載するを法とす(風俗叢書)

ヤケラ

櫓(矢倉、矢藏) 櫓を發射し、または物見の用に供せしが爲めに設けたる櫓を



いふ、後世城廓には必ず此設あり、或は城、或は城す、矢置の義(國語書紀)を按ずるに、車また兵庫の字、并にヤケラと訓じたり、兵庫は弓箭以下の武器を收むる所をいふ、これによれば、古へは兵庫をもヤケラといへるものなるべし、而して前に定義したることとき、横日本紀寶龜八年九月丙寅の條に「内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼(中略)太師押勝起宅於梅宮南、東西構、高臨、内裏、南面之門便以爲櫓、人士側、目、稍有、不臣之譏」とあるを以て、此櫓は邸宅の門に設けたるなり、而して城に設くることも、三代實錄元慶五年四月廿五日壬寅の條に「出羽國元慶二年、爲夷虜所燒、(中略)城櫓二十八宇、城櫓櫓二十七基、櫓櫓六十一基云々」と見えたり、古くよりありたることを知るべし、既に平安朝時代の末年に及び、王綱解弛して盜賊横行し、都下亦靜かならざりしかば、天慶二年、宮城四方の諸門に矢倉を構へ、凶賊を禦せたりしが、其他一般の武門に於ても、多くはこれを設けたり、蓋し、

武人互に勢力の扶植に勉め、争闘を事となしたるを以てなり、平維茂、大君(姓不明)の宅等に之を設けたると、今昔物語に見ゆ、なほ源平盛衰記に、元暦元年源義經が宇治川口を攻めし時、川の附近に、高櫓を造らせ、其上に登りて四方を下知したることを載せたり、臨時に便宜の場所にも造りしこと、これを以て知るべし、いま一遍上人繪によりて、當時の櫓の一斑を示す(後世の城櫓の圖は城の條にあり、參看)而して武家時代に入りては、必用上益々廣く行はれ、殊に室町時代の中葉以後城廓の發達と共に

ヤケラ

を造らせ、其上に登りて四方を下知したることを載せたり、臨時に便宜の場所にも造りしこと、これを以て知るべし、いま一遍上人繪によりて、當時の櫓の一斑を示す(後世の城櫓の圖は城の條にあり、參看)而して武家時代に入りては、必用上益々廣く行はれ、殊に室町時代の中葉以後城廓の發達と共に

ヤクドシ

厄年 俗に男女が、多くの場合に於て、其年中、何等かの災厄に罹ると信ぜられたる年齢をいふ、其前の一年を前厄、後の一年を後厄と稱す、時代及び男女によりて同じからず、江戸時代には、男子廿五、四十二、六十一、女子十九、三十三、三十七をいひ、殊に男の四十二、女の三十三を大厄と稱して尤も恐れられたり(參看(日本商業史))

ヤクソウ

役送 天皇供御、及び節會大饗等の時に、膳部を陪膳に取り次ぐ人を云ふ、禁秘抄御膳事の條に「役送四位五位六位隨候、近代漸絶、陪膳上四位、候、役送、常事也」と見えたり、

ヤクソクテカタ

約束手形 江戸時代に行はれたる手形の一つ、元來二種ありて、一は貨物を買ひ、其代金を、この月三十日限りに支拂ふべきことを約し、其當日に拂ひ渡すべき手形を、兩替屋宛に認めて、貨物主に渡すべきものと、他は貨物を買ひ、其代金を、来る何月何日に、この手形引き替に渡すべき旨を認めて、貨物主に與ふるものなり、この二種の手形、甲より乙に渡りし時は、乙より振り出し先、又は印元に至り、期日に拂ひ渡すやを照會するの習慣ありき、テカキ(參看(日本商業史))

ヤクドシ

厄年 俗に男女が、多くの場合に於て、其年中、何等かの災厄に罹ると信ぜられたる年齢をいふ、其前の一年を前厄、後の一年を後厄と稱す、時代及び男女によりて同じからず、江戸時代には、男子廿五、四十二、六十一、女子十九、三十三、三十七をいひ、殊に男の四十二、女の三十三を大厄と稱して尤も恐れられたり(參看(日本商業史))

ヤクモト

八雲琴 琴の一種、燒桐にて製す、形狀筑紫琴と大差なし、長さ三尺六寸、頭巾四寸一分、尾巾三寸八分、二絃なり、もと出雲大社にて、八雲立の歌を奏して彈じたるより此名ありといふ、而して之を彈ずるには、必ず琴台といへる机の上に載するを法とす(風俗叢書)

ヤケラ

櫓(矢倉、矢藏) 櫓を發射し、または物見の用に供せしが爲めに設けたる櫓を

ヤクモ

し、空穂物語に「左大臣どの、厄年におはするとして、大變せられぬば云々」とあるを初見とす、而して廿七の厄は源氏物語薄雲の卷、若菜の卷に、十三の厄は榮花物語藤壺の卷に、三十三の厄は、水鏡の序、源平盛衰記卷十、後愚昧記應安三年正月廿四日の條に、二十五の厄は、日次記康治三年三月五日の條に(文中厄年とのみあれど、推測して廿五たるを知る)四十二の厄は世繼物語、高國記に見え、盛衰記なる三十三歳高國記なる四十三歳は、共に重厄なることを載せたり、なほ拾芥抄に「厄年、十三、二十五、廿七、四十九、六十一、八十五、九十九」一本に、九十九を九十七に作り、別に七十三ありと見ゆ、されど其尤も盛んに行はれしは、江戸時代以後にして、今日なほ其遺風あること人のしるるがごとし、なほ厄年には、厄災を避けるが爲め、古くは祈禱などして謹慎したりしが、平宗盛は三十三の重厄に大納言大將を辭したること盛衰記に、細川高國は四十二の重厄に出家したること高國記にあり、また江戸時代には、厄に當れる人は、節分の夜、短豆を己の年ほど紙に裹み、錢を添えて道路に棄て、或は古寶篋を取りて四辻に捨つる等、種々のことを行へり、なほ厄年に婚嫁するを避けたること今の俗のごとし(拾芥抄、安齋隨筆、和漢三才圖會、擁書漫筆、燕石雜志、俚諺集、徳訓集、若悟隨筆)

ヤクモト

八雲琴 琴の一種、燒桐にて製す、形狀筑紫琴と大差なし、長さ三尺六寸、頭巾四寸一分、尾巾三寸八分、二絃なり、もと出雲大社にて、八雲立の歌を奏して彈じたるより此名ありといふ、而して之を彈ずるには、必ず琴台といへる机の上に載するを法とす(風俗叢書)

ヤケラ

櫓(矢倉、矢藏) 櫓を發射し、または物見の用に供せしが爲めに設けたる櫓を

ヤシマノクニ

八洲國 大八洲國(オホヤシマクニ)を見よ、

ヤシマノタカヒ

屋島戰 應永元年平宗盛等一の谷の戦に大敗し、安徳天皇を奉じて讃岐に逃れ、城を屋島に築きて之に據り、平知盛は九州の兵を具して豐前門司の關を固む、源頼朝即ち弟範頼を平家追討使と爲して四海に赴かしめ、尋で弟義經に關東の兵を授けて八島を征せしめたり、是に於て義經は文治二年二月十六日京師を發し、攝津國渡部より風波の難を冒し、まづ軍船五艘を率ゐて阿波國勝浦に着し、百五十餘騎と共に上陸す、則ち當國住人近藤親家を召して嚮導とし屋島に向ふ、路次柱浦に於て櫻庭介真遠を破り、阿波と讃岐との境なる中山を過ぎ、同十九日辰の刻屋島内裏の向浦に到り、平禮、高松の民屋に放火す(參看(平氏の軍高松の火を望見して大兵の到れるものとなし、急に舟を整へ、宗盛等、主上女院を奉じて海に浮ぶ、義經、即ち田代信綱、金子家忠、伊勢能盛等を具して汀に馳せ向ふ、平氏海上より亂射し、源氏亦之に應ず、會々後藤基清、佐藤繼信等行在に亂入して放火す、黒煙天に漲り日光を蔽ふ、平將越中次郎盛繼、上總五郎忠光等船より上り、宮門の前に陣して奮戦し、射て佐藤繼信を斃す、時に日已に薄暮に及ぶを以て兩軍互に兵を收む、廿一日宗盛等同國志度浦に退きて道場に籠る、義經八十餘騎を率ゐて追撃す、平

ヤシマノクニ

八洲國 大八洲國(オホヤシマクニ)を見よ、

ヤシマノタカヒ

屋島戰 應永元年平宗盛等一の谷の戦に大敗し、安徳天皇を奉じて讃岐に逃れ、城を屋島に築きて之に據り、平知盛は九州の兵を具して豐前門司の關を固む、源頼朝即ち弟範頼を平家追討使と爲して四海に赴かしめ、尋で弟義經に關東の兵を授けて八島を征せしめたり、是に於て義經は文治二年二月十六日京師を發し、攝津國渡部より風波の難を冒し、まづ軍船五艘を率ゐて阿波國勝浦に着し、百五十餘騎と共に上陸す、則ち當國住人近藤親家を召して嚮導とし屋島に向ふ、路次柱浦に於て櫻庭介真遠を破り、阿波と讃岐との境なる中山を過ぎ、同十九日辰の刻屋島内裏の向浦に到り、平禮、高松の民屋に放火す(參看(平氏の軍高松の火を望見して大兵の到れるものとなし、急に舟を整へ、宗盛等、主上女院を奉じて海に浮ぶ、義經、即ち田代信綱、金子家忠、伊勢能盛等を具して汀に馳せ向ふ、平氏海上より亂射し、源氏亦之に應ず、會々後藤基清、佐藤繼信等行在に亂入して放火す、黒煙天に漲り日光を蔽ふ、平將越中次郎盛繼、上總五郎忠光等船より上り、宮門の前に陣して奮戦し、射て佐藤繼信を斃す、時に日已に薄暮に及ぶを以て兩軍互に兵を收む、廿一日宗盛等同國志度浦に退きて道場に籠る、義經八十餘騎を率ゐて追撃す、平

ヤサカ

ヤシキ 屋敷改 名義(新地奉行とも稱し、近世は多く屋敷改并新地改といへり)江戶幕府の職名、江戸府内に於ける武家并に庶民寺社の屋敷を改め、屋敷坪數、家作坪數等を調査し、新造、取拂、譲り渡し、及び屋敷換、屋敷下賜の事に至るまで一切の事を掌る、小性書院の兩番より出役す、後世三人を定員とす、若年寄の支配なり(參看(江戶幕府職名))寛文八年正月十九日にはじまるとし、詳かならず、寶永七年正月一旦これを廢したりしが(此時五人ありき)正徳三年再び六人を置き、

ヤシマ

應永元年平宗盛等一の谷の戦に大敗し、安徳天皇を奉じて讃岐に逃れ、城を屋島に築きて之に據り、平知盛は九州の兵を具して豐前門司の關を固む、源頼朝即ち弟範頼を平家追討使と爲して四海に赴かしめ、尋で弟義經に關東の兵を授けて八島を征せしめたり、是に於て義經は文治二年二月十六日京師を發し、攝津國渡部より風波の難を冒し、まづ軍船五艘を率ゐて阿波國勝浦に着し、百五十餘騎と共に上陸す、則ち當國住人近藤親家を召して嚮導とし屋島に向ふ、路次柱浦に於て櫻庭介真遠を破り、阿波と讃岐との境なる中山を過ぎ、同十九日辰の刻屋島内裏の向浦に到り、平禮、高松の民屋に放火す(參看(平氏の軍高松の火を望見して大兵の到れるものとなし、急に舟を整へ、宗盛等、主上女院を奉じて海に浮ぶ、義經、即ち田代信綱、金子家忠、伊勢能盛等を具して汀に馳せ向ふ、平氏海上より亂射し、源氏亦之に應ず、會々後藤基清、佐藤繼信等行在に亂入して放火す、黒煙天に漲り日光を蔽ふ、平將越中次郎盛繼、上總五郎忠光等船より上り、宮門の前に陣して奮戦し、射て佐藤繼信を斃す、時に日已に薄暮に及ぶを以て兩軍互に兵を收む、廿一日宗盛等同國志度浦に退きて道場に籠る、義經八十餘騎を率ゐて追撃す、平

ヤシマ

氏の軍義經の兵の影を見て、千餘人活に上り戦はんとす、會々屋島に留りたる二百餘騎の將士馳せ來りて義經に從ふ、平軍未だ戦はずして又船上に上り、波に浮びて去る、義經已に屋島に平氏を破り、四國の將士亦敵する者なし、平將田内教能は其軍門に降り、河野通信は三十餘艘の舟師を率ゐて來り會し、頃日風波の爲めに渡部に留りたる梶原景時等も、百四十餘艘を具して屋島の磯に着したり、既にして宗盛等は九州に赴かんとしたれども、範賴が大兵を擁して豊後にありしがゆゑ、轉じて長門に航し、檀の浦に漂泊せり、ダンノウラノマ、カヒシ參看(平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡)

ヤシマノナイタイジン

八島内大臣

平宗盛(タヒラノムチヨリ)を見よ、

ヤシリ

鐵(ヤ)を見よ、

ヤシルシ

矢印(ヤ)を見よ、

名を注したるをいふ、我が名を人に知らしめんが爲めなり、場所は、羽中節、袖摺節、菅節の處、または香巻より上、もしくは羽本一寸許のけても香巻(ヤ)參看)之を記すには焼繪(焼印)漆、墨等を用ひ、小刀の先にて彫りたるもあり、なほ大迫物などの時には、姓名を避けて我が家紋を書けば、人馬に我名を陷ませまじき爲なりといへり、平家物語に「香巻より一東ばかりおいて、和田小太郎平義盛と漆にて書付けける、太平記に「相模國住人本間孫四郎重氏と、小刀のさきにて書き付けける」など見えたり、おもふに平安朝時代の末年より起りし風なるべし(貞丈雜記)

ヤシロ

社(神社、社祠) 各條神祇を奉養せる殿舎をいふ、風代の義なれども、其解釋に關し、或は齋場を以て宮殿に代ふるとなし、或は櫛に屋を成せりと爲すは、皆其始につきていふなり、又宮と

ヤシロ

も云ふ、御屋の義にして、之を尊びて稱するなり、祠もヤシロなれども、或はホコラと訓みて、小祠の事とも爲せり、起原清原神社は大神社より古きはなし、即ち大國主神が、自ら其幸魂奇魂を祀り給ひしに起る、然れども當時宮殿の制詳かならず、これに繼ぎては杵築神社あり、天孫瓊杵尊が、大國主神の爲めに建て給ふ所にして、其制明かに國史に見え、底ッ石根に宮柱太知り、高天原に千木高知ること、天皇の御所のごとくなしたり、尋で神武天皇の時、皇祖天神を大和の鳥見山に祀り給ひしも、神社を建てず、唯其場を清淨にして植木を植ゑ、磯城を以て、四方を周匝するに過ぎざりき、崇神天皇の時に至り、天照大神を大和の笠縫邑に祀り、其地に神宮を造り、磯城を四面に周し、且神籬を立つ(ホモロギ)參看)之より先大神は寶鏡を御靈代として、歴世宮殿の内(内)に祀りしが、天皇、神威を積さんことを恐れ、新に神宮を造られたるなり、天照大神の宮を建つること茲に止まる、此時また天國社を定む、神社に資格ある、これをはじめとなす、既にして垂仁天皇の二十六年、天照大神を伊勢國渡會郡に祀れり、爾來祖先、功臣、英雄、義人等の爲めに、神社を建つること次第に多く、遂には一地方には其鎮守の神あり、生産神等あるに至る、中世以後佛説を混するに及び、また神宮寺、社僧等あり(シヅカウジ)參看)而して大寶令の制、天下の官社は神祇官に於て總管し、武家時代に於ては神社奉行ありて神社のことを掌りたり、また修造に關しては、古は神稅を用ひ、神戶の橋下を役し、或は神職司の輩をして、費用を辨じ土木の事を董督せしめし事あり、鎌倉幕府の頃には、犯罪の士をして修せしめし事あり、室町時代のには其費用の爲めに、關料を取めし事あり、江戸

ヤシロ

時代には、或は神領を以て之に充て、或は大名以下の錢財を募り、或は氏子の協力に依るあり、而して容易に其の創立を許さざるは往時の例に依る、維新の後一時神祇官をおきしも、久しからずして廢し、内務省社寺局にて天下の神社を管したりしが、近時特に神社局をおきたり(按ずるに神社は、祖先功臣等を紀念する爲に建立せるものなりと雖、中世以後神道を以て宗教視するに至りては、また迷信によりて建立せるものも尠ならず(國體)太古の制、千木(ヤギ)參看)櫛木(カツチヤ)參看)を以て屋蓋を支へ、茅を葺き、柱は堀立柱なり、世に神明造と稱す、今の伊勢神宮の様式即ちこれなり(建築の挿繪參看)また出雲の大社は、皇居を模したるなりといふ、今日の様式もまた大體に於て古式を帯びたり、然るに後世に至りては、その形状も一ならずして、漸く古制と背馳す、その中獨り神明造のみは古樸を守りたれども、その餘皇子造(春日造とも云ふ)石の間造(八棟造とも云ふ)權現造(堂社造とも云ふ)相模現堂造りば、組もの影もを用ひ、彩色を施し質朴の風を失ひ、頗る華美に趨けり、況んや兩部神道の盛んに行はるるに隨ひ、寺院の殿堂に勢驚たるものあるに至る、凡そ社には、大あり小あり、新あり舊あり、其構造の同じからざる而已ならず、殿舎の數も等しからずして、其名も或は異なるものあり、今其大體に就きていはば、主神を奉安する殿を神殿といふ、即ち正殿なり、又寶殿あり神庫あり、共に神寶を收貯する處にして、上古に寶藏(イミヅラ)參看)といひ、後に寶倉、寶藏の名あり、而して寶殿は亦正殿の名と爲る、至小の神舎の名も、寶倉と稱して、大に神庫と稱するものあり、幣殿は幣帛を奉

ヤシロ

る殿にして、其殿は幣帛を奉る殿なり、其殿、幣帛(幣を奉る所)神樂殿(神樂を奏する所)著到殿(勅使の參看する所)御饗殿(神饗を調ふる所)御供所(ともいふ)御炊殿(御饗を炊ぐ處)成殿(神官殿を行ふ所)神調屋(神官常に神拜し、祝詞など、此所にて行ふ)直會殿(神官會集して、神供神酒等を載せ替むる所)等あり、なほこれに附屬して、瑞籬、玉垣、鳥居、額(各條參看)廻廊等あり、神宮の御靈代を神體といひ、また御形、靈體ともいふ、神體には、鏡、玉、石、兵器、影像等を以てするあり、而して兵器には弓あり、矢あり、劍あり、矛あり、影像には木像あり、畫像あり、佛説の是に混してより以後は、佛菩薩沙門の像を以てするものありき、なほ鈴、笏、笠を用ひたるものあり、或は神名を記して神體とするがごときは、影像に近きものなり、また幣帛を以て神體とするは、特に後世の事なり、(國體)神社に格あるは、天國社を以て創見と爲し、崇神天皇の時之を定む(アマツヤシロ)クニツヤシロ)參看)其後大中小社、大小社等の別あり、大中小社は律に見えて、先輩の説によれば、大社は伊勢太神宮、及び八幡宮となし、中社を賀茂、住吉の類となし、其餘を小社となし、社殿等を犯す者は、罪に等差あり、又一種の大中小社あり、五位以上の社に限れるものにして、正三位以上を大となし、從四位以上を中となし、其餘を小社と爲し、社殿の構造、四至の廣狹、遷に相違あり、また大小の二等を立てたるものは、國史に載する處にて、延喜式の神名帳によりて、殊に明瞭なる處を得るなり、原來神社には官社あり、官社ならざるあり、官社とは、神祇官の神名帳に記載せられ、祈年の祭に預るものにて、其大小社は皆官社なり、大小社には、各官幣あり(國幣あり)クランペイシヤ、コクヘイシ

(使鳥十八)

ヤシマツツリ 八十島祭 名義)天皇即位の後、使を攝津國難波津に遣はし、住吉神、大依羅神、海神、垂水神、住道神等を祭るをいふ、此時天皇の御衣を納れたる宮を掃動して腹を修し、祭り訖りて後、祭物を海に投ず、八十は多數を意味する詞、島は國の義、即ち諸國にある神を祭るの意なり、元來國々を巡回して祭るべきを、略して難波津にて祭れるなり、祭日は大嘗祭の翌年、吉日を撰びて行ふ、使は典侍(多くは御乳母)を任補す、八十島使といふ(中宮東宮も亦同じく此祭あり)祭前日に符

ヤスリ

ヤシシ

ヤツコ 奴 江戸時代における日傭仲間奉公人の一種、官中要録に「箱長柄袂箱などを持ってふりまはるを、作法の様に心得て、それに上手下手の段格を付けて、世を渡るものなり」と見えたり、男立(ナトコダテ)參看)ヤツシロヤキ 八代焼 上野焼(アガノヤキ)を見よ、ヤドアツケ 宿預 「アツケ」を見よ、ヤドフダ 宿札 其人の宿泊せる標として、旅宿の前若しくは其宿驛の前等に立て置く札を云

ヤタノ

ヤドフ

ヤドフ

ふ、江戸時代にはまた、糞札とも唱へたり、太平記山...

又一年之宿札之事、大形日限相定候故、宿の前後に、...

三月廿七日晩 細川陸奥守宿(紙に書て押すべし)

細川陸奥守宿内 秋時宗右衛門 細川陸奥守内

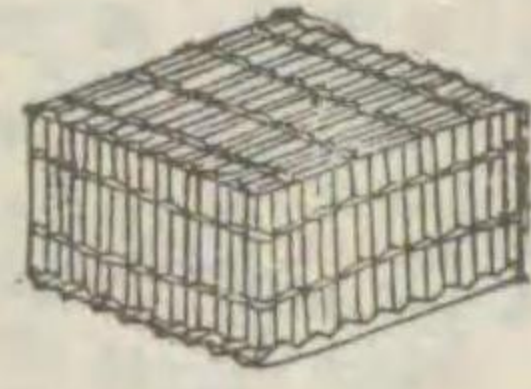
加様に相見え候、御弓索とは、公方様ならではいか...

ヤナイ

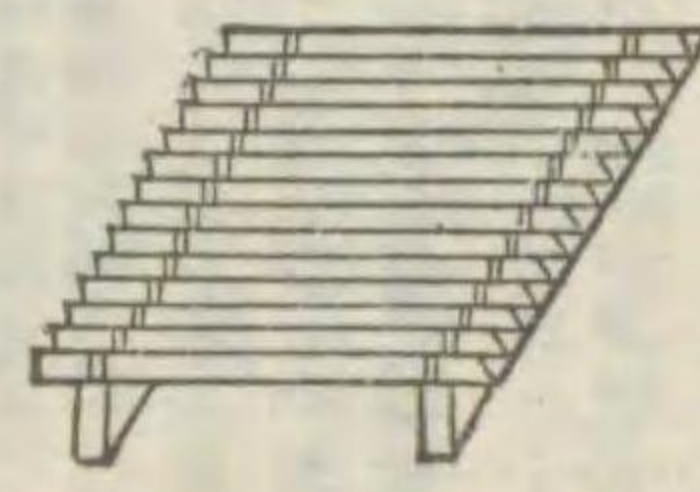
札は、長三尺五寸、幅一尺位にて、凡一丈五六尺...

ヤナイバコ

柳宮 名 柳の木にて造りたる一種の筥を云ふ、硯、筆、短冊或は冠、鞆、經卷...



(載所綴雑古微)



(載所記雑丈貞)

奇數、凶事には偶數を用ふと云へり、蓋には棧あり、...

ヤナギ

(倭訓栞、貞丈雜記、類聚名物考) ヤナギ 柳 襲の色目の名、表白、裏青なるも...

ヤナギサハウチ

柳澤氏(大和郡山) 姓は清和源氏、武田信光より出づ、信光五世の孫青木時...

○信後 安忠 吉保 吉里 吉鴻 保光 保泰 保申 保基

越後黒川(一萬石) 経隆 里濟 里旭 保卓 信有 光被 光昭 光邦

ヤナギサハヨシヤス

通稱彌八郎、初名保明、後ち徳川綱吉の偏諱を賜う...

ヤナギ

ヤナギ

また綱吉の生母桂昌院以下、大奥の信用を得するに...

ヤナギサヒノエボシ

柳さびの烏帽子 名 紙にて、薄く柔かに作れる烏帽子をいふ、こ...

ヤナギ

ヤナグ

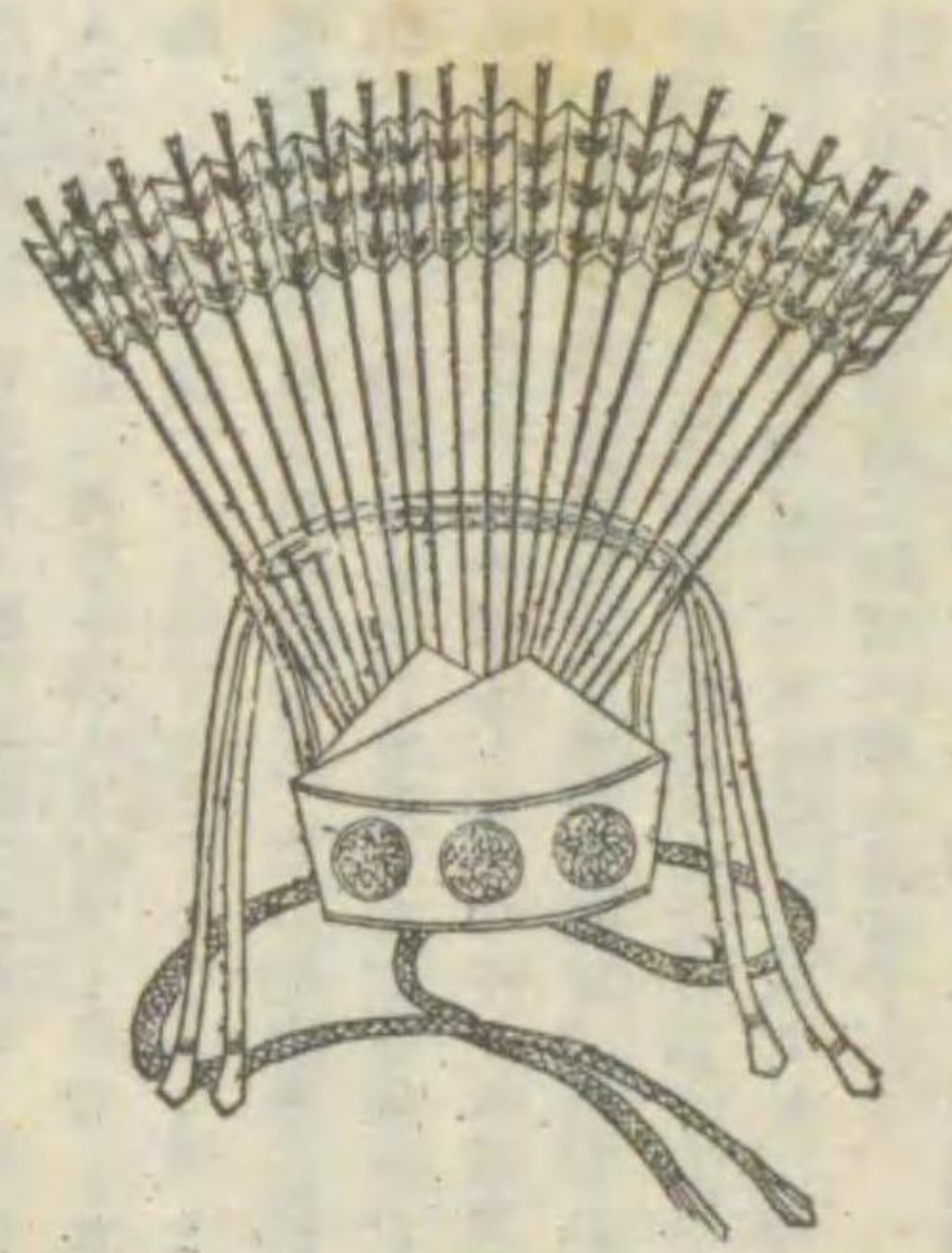
ヤナグヒ 胡録 名 矢を盛りて背に帯ぶる器具の一種、矢継の義なりと云ふ、一説に矢根喰ひ...

○資明 宗光 忠光 資衡 忠秀 資綱 量光 資定 淳光 資淳 資俊 茂光

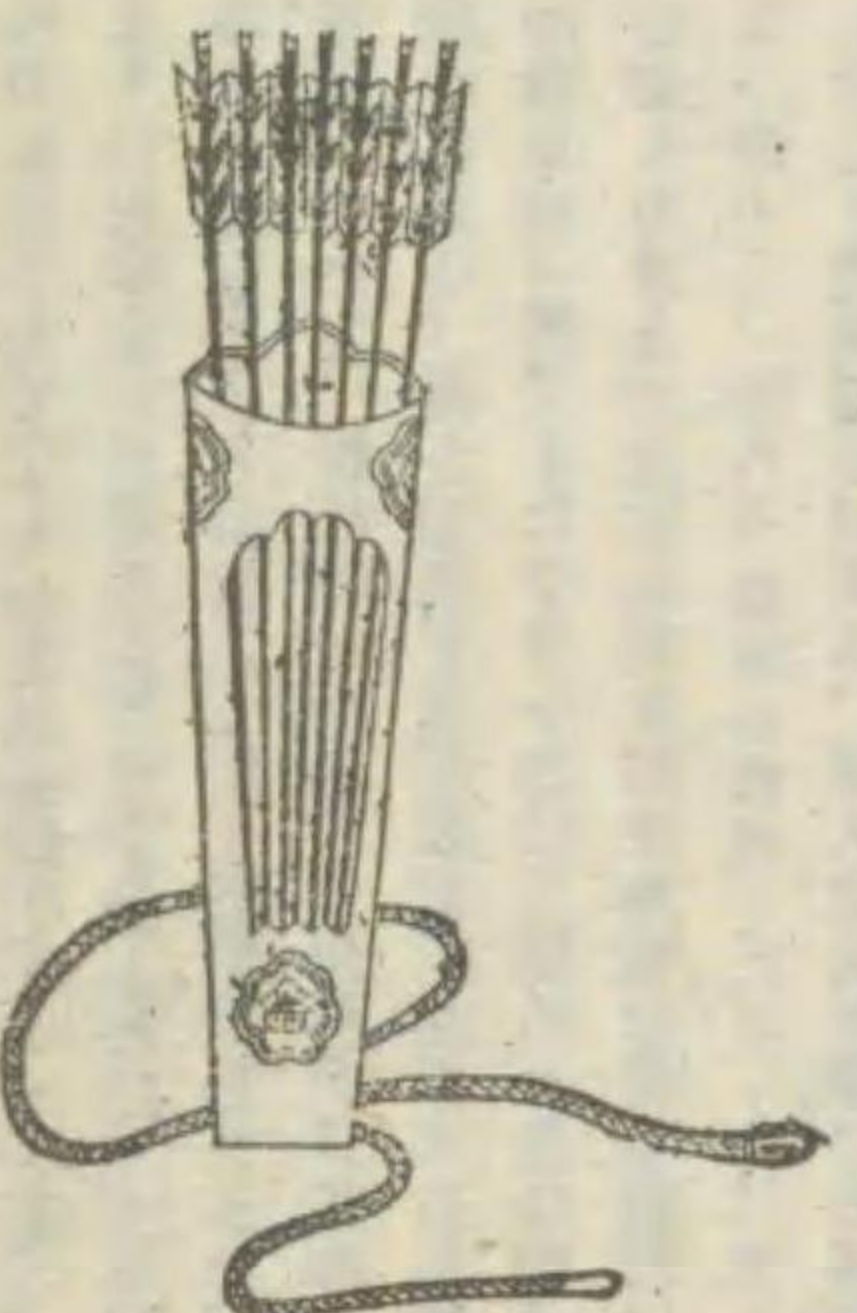
資行 資廉 秀光 資基 資興 光綱 紀光 均光 隆光 光愛 前光 義光

ヤナグ

たるより、ヤナグには胡籬の字を用ふるに至れり
(一)平胡籬(二)重胡籬(三)狩胡籬あり(一)は
丈低く平たきものを云ふ、多く儀式にのみ用ひて、
征戦の具にあらず、行幸等の時、警固の近衛の將以
下、隨身番長等皆之を佩ふ、公卿は時給或は螺鈿、非
參議の次將は木地螺鈿、或は木地時給等の胡籬を佩
ふ、衣帯は組緒にて蘇芳綾、蘇芳青を相交へて、緒の
端に水精瑠璃等の露あり、裝束は錦革、藍革、紫革を
用ひ、矢の数は十七又は廿一筋なり、篋は黒漆塗の細
きをよしとす、答は多く水精、羽は多く切生を用ふ、
猶下の圖を見て知るべし、なほ江戸時代一時幕府に
て用ひたるは、其の制異なれり、二種を對比して服
制の挿圖に示したり、就て見るべし、而して武家に
ては、全く用ひざりしと見え、文治五年正月十日源
頼家風流會を攝へ、大臣襲に擬せし時、平胡籬の差
様、丸緒の付様を知らざりし事、吾妻鏡に見えたる
にて知るべし、小右記に「寛弘二年八月廿七日、今日
應ヨ幸建禮門、奉幣伊勢、蓋被ヨ告即位由、(中略)諸
卿起坐列立、御與御運御、其儀如常、下官實時
繪平胡籬、他衛府實、宰相中將實、蓋胡籬、如此之時、
大將必負平胡籬者也」と見えなれば、一條天皇御宇
の頃より、既に用ひられたること明かなり(二)は單
に略して重とも云ふ、高く細長き故に名づく、儀式
征戦共に用ふ、儀式には讓位館會等に警固の時、公
卿近衛將以下之を佩ふ、公卿は時給或螺鈿、非參議
次將は木地螺鈿の胡籬なり、矢の数は七筋にて、
答、羽、篋は、大概平胡籬と同じと云ふ、後撰集源
善の歌の調書に「中將にて内にさむらひける時に、あ
ひしける女藏人のさうしに、つばやなひける、おひ
かけをやどし置てはべりける云々」と見えたり、善
の中將たりしは、寛平十年の頃なれば、蓋胡籬の起



(載所式圖東裝)籬胡平



(載所式圖東裝)籬胡重

りは、宇多天皇以前なることを知るべし、一説に革
靴の轉せしものにて、延暦年中に出来しものとし、又
は源高明の執政なりし時、出来しものなりと云へど
信し難し(三)は狩獵の時に用ふるものなれど、其

形状詳かならず、一説に、狩獵の時に用ふるならん
といひ、又一説には、竹箆と狩獵にて、即ち狩胡籬
ならんと云へど、共に信し難し、明月記治承四年六

月一日の條に、或人云、中將隆房朝臣一人看稱額文
終持市比羅市、帶狩胡籬云々、同書文曆二年二月
九日の春日祭の條に「大隨員二人狩胡籬(毛音)云
々」と見えたり、世俗淺深抄、勸修御抄等を案ず

ヤナグ

ヤナシ

ヤフサ

るに、何れも平胡籬と狩胡籬とを對して云へるを見
れば、重胡籬を狩胡籬と稱せしものにあらざるか、此
外日本紀略には、革胡籬見えたり、又源平盛衰記に
は石打の胡籬、鶴羽胡籬、御禊行幸部類には鷹羽の
平胡籬、今昔物語には節黒の胡籬あれど、これ等は、
皆胡籬に差したる矢によりて稱せしものにして、別
に種類あるにあらず(裝束圖式、本朝軍器考、倭訓栞、
武家名目抄、古今要覽稿、類聚名物考)
ヤナシ 家主 町役人(マナシヤクニン)五人組
(オニシヤクミ)を見よ、
ヤハズ 筈 矢(ナ)を見よ、
ヤハラ 柔術(シウワツツ)を見よ、
ヤフウチ 菟氏 姓は藤原、不比等の長男武
智度十四世範季より出づ、順徳天皇の外祖として
高倉家と稱す、十三世高倉範遠の後中絶せしを、四
辻公遠の男嗣貞を嗣とす、寛永十四年歳と改稱し、
閑院家に屬す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、子爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)
○範季 高倉 範茂 範繼 範藤 範春 範資
範隆 範秀 範綱 範音 範久 範國
此間中絶
範遠 此間中絶
範良 範季 範章 範義
保季 公師 實調 季榮 實方 實休
萬曆
ヤフサメ 流鏑馬 名義騎射の一種、馬上
にて馳せながら、鏑矢を番ひて的を射るをいふ、ヤ
ハセウマ(矢馳馬)の略なりとも、矢代射馬の義なり
ともいへど、前説はなるに近し、なほ鏑矢の流る
の意にて、流鏑の字を宛てたるなり(關西江戸時代

ヤフサ

の解によりて、これを按ずるに、其の三處にしてカ
板を用ひ、的串に挿みて三所に樹て、一人にて各々
三的を射るなり(マト)參看)射手は十六騎、或は十
騎七騎等にして、必ずしも定數なし、其裝束は、水
干綾間笠等なり、まづ場に進む者は、扇を披きて之
を背後に投げ、而して後に箭を放つ、之を捨鞭の扇
といふ、次に弓に矢を注し、鞭を揚げて驕り出し、
一の的を射て二の矢を注し、鞭を擧げ、二の的を射
て、又鞭を揚げて鞭を擧ぐ、之を捨鞭といふ、次に三
の的を射て事畢る(肥前藩)起原詳かならず、信濃
國住人諏訪大夫盛澄といふもの、流鏑馬の藝を究め
て、藤原秀郷の秘訣を傳へたること吾妻鏡に見え
れば、古くよりこれありしなるべし、而して其書に
見えたるは、中右記永長元年四月及び五月の條に、白
河上皇が、鳥羽殿の馬場殿にて御覽じ給ひしことあ
るを始めとす、尋で平清盛が、熊野の稻荷宮にて、手
向の爲めに之を行ひしこと平治物語に、藤原師實が
祈願の爲め、百番の流鏑馬を行ひしこと源平盛衰記
に見ゆ、これより次第に行はれ、鎌倉幕府にては鶴
が岡の馬場、由比濱等にて屢々行ひたり、なほ此時
代、京都にては、新日吉の祭禮に行ひ、室町時代に
は春日社の禮祭にも行ひしが、其中葉以後廢絶に歸
したるのみならず、幕府にて舉行することも、鎌倉
時代の末より絶えたれば、流鏑馬は一時全く行はれ
ざりしを、江戸時代に至り、將軍徳川吉宗の時、
之を再興するの意あり、成島道筑に命じて古式を調
査せしめしが、享保十三年三月十五日はじめて世子
家重の痘瘡の、輕からん事を祈り、高田八幡に奉納
の爲め行ひたり、されど古法其まゝに傳はりしにあ
らざれば、騎射技物と名づけ、流鏑馬とは稱すべか
らずと、吉宗が左右に命じたるは、蓋し謙遜の意に出

てたるものなるべし、されば元文三年二月九日所
於て行ひし時よりしては、舊のごとく流鏑馬と稱
し、爾來同八幡の馬場、または東叡山にて行ひしこ
と屢々なりき、維新の後、其他の武藝と共に全く衰
頽に歸したりしが、明治二十年十月徳川公爵家にて、
舊臣の遺老をして之を行はしめ、天覽に供したる事
あり(中右記、平治物語、續世繼、源平盛衰記、吾妻
鏡、明月記、葉黃記、實射御記、多聞院日記略、貞
丈雜記、和訓栞、本朝軍器考、徳川實紀、古事類苑武
技部)
ヤボロ 矢母呂 名義空櫃又は般に懸くる
一種の保呂をいふ(伊勢貞丈の説には、般にかけし
ことなしとあれど、射御拾遺抄には、般にもかくる
こと見えたり、裝飾の用に供するものなり、一説に、
矢種つきたる人に見せざるが爲なりといへど信じ
がたし(續)長三四尺三寸(手ばかりの定なり)三幅
にして、地はすし、練貫、絹等を用ふ、縫糸紅に
て、ふせ縫なり(肥前藩)いつ頃よりはじまりしか
詳かならず、小笠原元長の隨兵日記(文明十八年の
著)に其名見え、土佐光信が畫きたる一の谷合戦の
繪卷、または土佐某が畫きたる 結城合戦の繪卷等
に、空櫃に矢母衣かけたる體を描きたり、共に紅に
て、白く二つ引をかきたり、蓋し室町時代中葉以後
に生じたるものなるべし(貞丈雜記、軍用記、射御拾
遺抄、武用辨略)
ヤマガソカウ 山鹿素行 山鹿流(ヤマカ
ソウ)を見よ、
ヤマガタシヤウ 山形城 所在羽前國村
山郡山形市(肥前藩)起原詳かならず、山形はもと
最上と稱し、後ち山方と改め、中古山縣に作り、近
世又山形の字となす、建武年中足利尊氏一族斯波家

ヤマカ 山形城 所在羽前國村
山郡山形市(肥前藩)起原詳かならず、山形はもと
最上と稱し、後ち山方と改め、中古山縣に作り、近
世又山形の字となす、建武年中足利尊氏一族斯波家
ヤマカ 山形城 所在羽前國村
山郡山形市(肥前藩)起原詳かならず、山形はもと
最上と稱し、後ち山方と改め、中古山縣に作り、近
世又山形の字となす、建武年中足利尊氏一族斯波家
ヤマカ 山形城 所在羽前國村
山郡山形市(肥前藩)起原詳かならず、山形はもと
最上と稱し、後ち山方と改め、中古山縣に作り、近
世又山形の字となす、建武年中足利尊氏一族斯波家
ヤマカ 山形城 所在羽前國村
山郡山形市(肥前藩)起原詳かならず、山形はもと
最上と稱し、後ち山方と改め、中古山縣に作り、近
世又山形の字となす、建武年中足利尊氏一族斯波家

ヤマカ

革し、賦税を軽くし、大に人民の信服を得たり、用人相原郡大夫、これを嫉み、陰に支番を傾けんとす...

ヤマゲ

(行義山)の創めたる兵學の流派○高祐は初名を義矩といふ、字は子敬、因山または素行と號す、陸奥の人なり、九歳にして林羅山の門に入り、儒學を學び、十八歳にして、北條氏長に就きて略略を學び、并に其奥詔を極む、承應元年赤穂侯淺野長友、素行を聘して藤千石を給し、禮遇頗る厚し、萬治三年故ありて藤を辭す、是時に當り、素行の名聲漸く高く、其門に入るもの甚だ多し、これより先素行宋學を講じ、程朱に左袒したりしが、後ち理氣心性の説を疑ひ、寛文六年聖教要録を刊行し、宋學を排斥して忌憚する所なかりき、時に幕府は宋學を以て官學となしたりしが故、同六年遂にこれを罪し、播州赤穂に配流す、十年赦されて江戸に歸る、爾來經藝を廢棄し、専ら兵學を唱ふ、其見る所時流と忤するを以てなり、世に山鹿流と稱す、貞享二年九月廿六日歿す、年六十四、江戸早稲田宗三寺に葬る、明治四十年十月正四位を贈らる、著はす所聖教要録、武教要録、四書句讀、治政餘録、武家事記、治平要録等あり(先哲叢談、武藝小傳、武術流祖録)

ヤマグチウチ

山口氏(常陸牛久) 姓は多々其宿願、大内義弘の長子持世世し、其子教弘幼なりしを以て、二男持盛之に代り國を治す、其孫任世、防州を去りて備となり、尾張愛智郡星崎莊に來り、笠覆寺に住し、多門院と號す、後ち還俗して二子を生む、長を盛幸、次を教仲と稱す、盛幸の男盛重、同國星崎寺邊等の城主となる、孫重政織田信長に仕へ、屢々戰功あり、天正十四年星崎城主となり一萬石を領す、後ち信雄に仕へ、信雄配流の時退て閑居す、十九年徳川家康に屬し、上總五千石の地を領す、慶長六年從五位下但馬守に任す、同年五千石加賜、十六年九千石加賜、前封と合せて一萬五千石、十九年封、元治元年大坂の役、軍に從ひ、長子重信

ヤマサ

戦死したる功により、寛永五年一萬五千石を賜ひ、常陸牛久に治す、十二年弘隆、五千石を弟重恒に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(華族諸家譜、徳川加除封録、華族譜)

ヤマサキアンサイ

山崎闇齋 名は敬義、關西と號し、後ちまた垂加の號あり、初め僧となりて絶頂主といふ、浄土淨因の二子、元和四年十二月京都に生る、幼にして妙心寺に入りて僧となり、後ちまた土佐吸江寺に居る、時に谷時中、朱子學を高知に講じ名聲あり、即ち就きて書を學び、寛永十九年途に髪を蓄へて儒に歸し、力を極めて浮屠を排斥す(南學、ナンガク、參看) 藩主山内忠義其陳請せしめて俗に歸するを責めて之を逐ふ、即ち京都に歸り、徒を集めて教授す、而して藤原愷高の學、理致未だ精しからずとし、別に一家のを見を立て、萬治元年の春また江戸に赴く、笠間侯井上正利、大州侯加藤泰義等これに師事し、漸く名聲あり、尋で京師に歸る、寛文五年會津侯保科正之の聘に應じ、東遊して左右に侍講す、正之敬信すること尤も深く、終始一の如し、闇齋亦感奮して、知遇に答へんことを思ひ、知りて曰はざるはなかりき、九年伊勢神宮に詣で、中臣祓を大宮司精長に受けて歸り、十年更に吉田流の神道秘傳を吉川惟足に受く、これより儒神を交へて神書を講じ、所謂垂加流の神道を創む、天和二年九月十六日卒す、年六十五、京都黒谷山に葬り、祠を下御堂に建て、垂加社といふ、明治四十年十月正四位を贈らる、闇齋天宮家譜に

ヤマシタモ

山下門 江戸城外廓門の一、今の帝國ホテルの前より京橋山下町に出づる口に在り、古は姫御門といひしよし、寛文江戸繪圖に見えたり、後ち今の名に改む、江戸紀聞に、俗に鍋島家の屋敷ありしより、鍋島門といふといへり、門衛には、萬石以下寄合三千石限の者、三箇年毎に勤仕す、番士三人、羽織袴着用す、武器に鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令等幸橋門に同じ(殿居裏)

ヤマシナウチ

山科氏 姓は藤原、四條家の分派中御門家成の六男實教を祖とす、其子教成は從二位丹後局の子、父は平業房、局後白河法皇に寵あり、故を以て教成又法皇に親近せられ、法皇の別業山科の地を賜はる、教成子孫之に居す、依て氏とし、家大に起る、羽林家の一、代々將官を経て大納言を極官とす、又有職故實を家業とし、室、裝束は尤も秀でたり、江戸時代には高倉家と共に、裝束色目の事を沙汰し、且つ内藏頭となり調進の事を掌せり、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、有職袖中抄、華族譜)

ヤマシナテラ

山階寺 興福寺(コウフク)

- 言繼 言經 言緒 言總 言行 持言 樂言 和言 敬言 忠言 言知 言成

ヤマサ

多源氏、佐々木四郎大夫家行の男憲家、源頼朝に仕へ、近江犬上郡山崎地頭に補せらる、因て氏となす、子孫世々山崎に居して佐々木氏の被管たり、十三世堅家、天正元年佐々木義弼に背きて、織田信長に仕ふ、信長薨去後豊臣秀吉に屬す、十一年攝津三田二萬石に封せらる、其子家盛慶長五年關ヶ原役に徳川家康に應じ、賞として因幡若櫻一萬二千石加賜、元和三年備中成羽に移封、寛永十五年七千石加賜、肥前天草に移封、十八年一萬三千石加賜、讃岐丸龜に移り、前封と併せて五萬五千石、明暦三年治賴、八歳にて卒し、嗣なきを以て除封せらる、慶安四年叔父豊治に五千石を頒ち賜ふ、子孫相繼ぎて慶應年間に至り萬石の列に入り一萬二千石を領し、明治に至り、華族に列して男爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除

ヤマサ

の創めたる兵學の流派○高祐は初名を義矩といふ、字は子敬、因山または素行と號す、陸奥の人なり、九歳にして林羅山の門に入り、儒學を學び、十八歳にして、北條氏長に就きて略略を學び、并に其奥詔を極む、承應元年赤穂侯淺野長友、素行を聘して藤千石を給し、禮遇頗る厚し、萬治三年故ありて藤を辭す、是時に當り、素行の名聲漸く高く、其門に入るもの甚だ多し、これより先素行宋學を講じ、程朱に左袒したりしが、後ち理氣心性の説を疑ひ、寛文六年聖教要録を刊行し、宋學を排斥して忌憚する所なかりき、時に幕府は宋學を以て官學となしたりしが故、同六年遂にこれを罪し、播州赤穂に配流す、十年赦されて江戸に歸る、爾來經藝を廢棄し、専ら兵學を唱ふ、其見る所時流と忤するを以てなり、世に山鹿流と稱す、貞享二年九月廿六日歿す、年六十四、江戸早稲田宗三寺に葬る、明治四十年十月正四位を贈らる、著はす所聖教要録、武教要録、四書句讀、治政餘録、武家事記、治平要録等あり(先哲叢談、武藝小傳、武術流祖録)

ヤマサ

戦死したる功により、寛永五年一萬五千石を賜ひ、常陸牛久に治す、十二年弘隆、五千石を弟重恒に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(華族諸家譜、徳川加除封録、華族譜)

ヤマサ

山崎闇齋 名は敬義、關西と號し、後ちまた垂加の號あり、初め僧となりて絶頂主といふ、浄土淨因の二子、元和四年十二月京都に生る、幼にして妙心寺に入りて僧となり、後ちまた土佐吸江寺に居る、時に谷時中、朱子學を高知に講じ名聲あり、即ち就きて書を學び、寛永十九年途に髪を蓄へて儒に歸し、力を極めて浮屠を排斥す(南學、ナンガク、參看) 藩主山内忠義其陳請せしめて俗に歸するを責めて之を逐ふ、即ち京都に歸り、徒を集めて教授す、而して藤原愷高の學、理致未だ精しからずとし、別に一家のを見を立て、萬治元年の春また江戸に赴く、笠間侯井上正利、大州侯加藤泰義等これに師事し、漸く名聲あり、尋で京師に歸る、寛文五年會津侯保科正之の聘に應じ、東遊して左右に侍講す、正之敬信すること尤も深く、終始一の如し、闇齋亦感奮して、知遇に答へんことを思ひ、知りて曰はざるはなかりき、九年伊勢神宮に詣で、中臣祓を大宮司精長に受けて歸り、十年更に吉田流の神道秘傳を吉川惟足に受く、これより儒神を交へて神書を講じ、所謂垂加流の神道を創む、天和二年九月十六日卒す、年六十五、京都黒谷山に葬り、祠を下御堂に建て、垂加社といふ、明治四十年十月正四位を贈らる、闇齋天宮家譜に

ヤマシ

ヤマシノミサザキ 山科陵 天智天皇の御陵、山城國宇治郡山科村大字御陵にあり、文武天皇の三年之を修造す、南面にして砂礫を以て覆はる、兆域方十四町、延喜の制陵戸六烟を置き、永く近陵に列す(續紀、延喜式、禮樂志、陵墓一覽)

ヤマシノミヤ 山階宮 伏見宮邦家親王の第一王子晃親王より出づ、はじめ親王、光格天皇の御養子たりしが、勤修寺に入りて法親王となり、元治元年に至り、復飾して山階宮と稱す(靈上明覽)

○晃親王—菊慶王

ヤマシノクニ

山城國 東は近江、西は丹波、攝津、南は伊賀、大和、河内、北は丹波に至る、東西凡六里、南北凡十五里、畿内に屬す(形勢)群勢東北西三面を圍ふ、山脈近江大和より來るもの、別に其南を擁す、西南稍々平、加茂宇治等の諸水淀に會して西に注ぐ(地理)古へ山城又は山代又は山背に作る、此地もと山背川(今の木津川)の左右に過ぎず、後に葛野宇治等を併せて山背國を置く、桓武天皇の時京都を葛野愛宕二郡の地に定め、左右京職、東西市司を置き、山背を改めて山城と稱す、又國司あり、府を乙訓郡(河陽離宮)に置き、都外的事を領す、鎌倉幕府の建つや、京都守護を設け、北條氏執權の日南北六波羅兩探題を創置して、京畿山陰山陽南海諸州の政刑を兼掌せしむ、建武中興大内を造營し、省司諸制始めて舊式に復せり、既にして足利尊氏叛し、後光明天皇を擁立し、幕府を室町に開き、國命を執る、應仁以後登下大に亂れ、永祿中三好松永の群黨足利義輝を弑し、淀勝龍寺諸城に據る、天正の初、織田信長之を平らげ、所司代を置る

Table with columns for historical records and geographical terms related to Yamashiro province. Columns include '六國史延喜式抄', '古書倭名抄', '葛野同', '愛宕同', '紀伊同', '免道同', '久西同', '大筒同', '管木同', '相續同', '想樂同'.

く、信長弑せられ豊臣秀吉代て國權を握り、築樂及び伏見に城きて京都を守る、豊臣氏亡び、徳川氏亦所司代を置き、二條城を築き、山城、大和、丹波、近江の政刑を統べしめ、伏見に奉行を置き、松平定綱を淀に封ず、享保中稻葉正知之に代り世襲す、明治維新、所司代及び伏見奉行を廢す、明治二年乘輿東遷し留守官を府に併す、今は京都府の管する所となる(管)古へより管郡の變遷左の如し、詳しくは各郡の條を參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

ヤマシ

ヤマダ

ヤマダナカマサ 山田長政 通稱仁左衛門、詳かならず、或は結屋仁左衛門の子に作る、嘗て伊勢の祠官に補するによりて山田氏を稱すともいへり(事蹟)駿河粟科の人なり(尾張の人なりとも稱すれども、長政が淺間神社に奉納せる額に「當國生」とあれば、駿河人なるや疑ふべからず)幼より側室にして大志あり、生産を治するを屑とせず(徳川實紀には、本多忠佐の轎夫なりとあり)好んで



及び兵法を學びしが、後ち遂に暹羅に航せり(増補探覽)異言、坤輿誌には慶長年間とし、天地二圖贊說、渡天物語には、元和のはじめとす(當時邦人の此地に赴くもの甚だ多くして、所謂日本町なる居留地を有して勢力ありしが、會々國王の弟某險かに篡奪を謀り、騷擾を極めしかば、長政は主として大義を唱へ、國人を奨励糾合し、賊黨を討じて之を平定せり、國王大に悦び、爾來長政が尊重し、禮遇頗る厚し、既にして六昆の酋長、王命に抗せるを以て、國王即ち長政に命じて之を征せしむ、長政軍を率ゐて一戰に

ヤマダ

ヤマダフキヤウ

六年の江戸鑑、正徳六年の武鑑には伊勢町奉行、貞享三年の武鑑には伊勢郡代とあり(續)江戸幕府の職名、伊勢神宮を警衛し、遷宮の時建造奉行、祭禮の時祭事奉行を勤め、また伊勢志摩兩國にある幕領を支配し、志摩國島羽港出入の船舶を點檢することゝ掌る、一人を定員とす、老中の支配、千石高、役料千五百匁、芙蓉の間詰なり、與力同心、水主數十人これに隷屬す(原)起原詳かならず、柳營年表秘鑑には、慶長五年庚子、山田奉行一人、神部越中守貞永と見え、武徳編年集成には、慶長八年の冬、長野内藏助友秀勢州山田奉行となりしことを載せたり、蓋し幕府開始當時より置きたるものなるべし、而して東職記聞によるに、豊臣秀吉の時、神宮仕職神部越中守此職に補すあり、然らば江戸時代

山田奉行

ヤマト

ヤマト

の初めには、從來の例に倣ひ、神部貞永と補したりしものか、慶長九年一人を増して二人となし、寛永元年以後一人となり、元祿九年四月また二人となり、享保十一年二月より再び一人となる(東職記聞、柳營年表秘鑑、武徳編年集成、徳川實紀、明良帝錄、吏微、京兆府尹記、武鑑)

ヤマト

夜麻登(耶麻騰、倭、日本、大和)我國の別名、又大日本とも云ふ、後漢書魏志には耶馬塞、隋書北史に耶摩堆と書したり、名義に就て數説あり(一)山田にして、古代山道によりて往來せし故、人跡山にある意とせるもの、釋日本紀に「磐余彦天皇天下、至大和國、王業始成、仍以成王業之、地、爲國號、譬猶周成王於成周、定王業、仍國號、周、初國號、降筑紫、何備取、倭爲國號、周后稷封部、公劉居陶、王業雖、至武王居周、始定王業、仍取周爲號、本朝之事亦其始、此、私記曰、天地剖判、泥濘未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、又古語謂之居住、爲止言、止住於山、也、日本兩字於夜未止讀之、不依音訓、若如字、比之毛止令讀如何、答、是尤叶其義、也、然而先師之說、以山跡之義讀之、不可不敬改云々」と見えて山跡の義とせり、神皇正統記之に從ひ、倭訓采も亦これに據れり(二)山上の義にて、山によりて住居せる意なり(三)山月の義にて、穴居の入口に戸を設け開閉す、國土開廓の意なりと云ふ(四)四方山を以て圍繞せる意とせり、天地開闢の始耶阿の響あり、吾邦三略の根源となす、故に開闢の聲を以て國名となしたるなり、以上は假寐夢に載する説にて、同書既之を辨じて誤とせり(五)山門の義にて、四方皆山門より出入する故なりとし、賀茂眞淵之を唱へ、木居宣長翁これに從へり(七)山外の

ヤマト

ヤマト

ヤマト

ヤマト

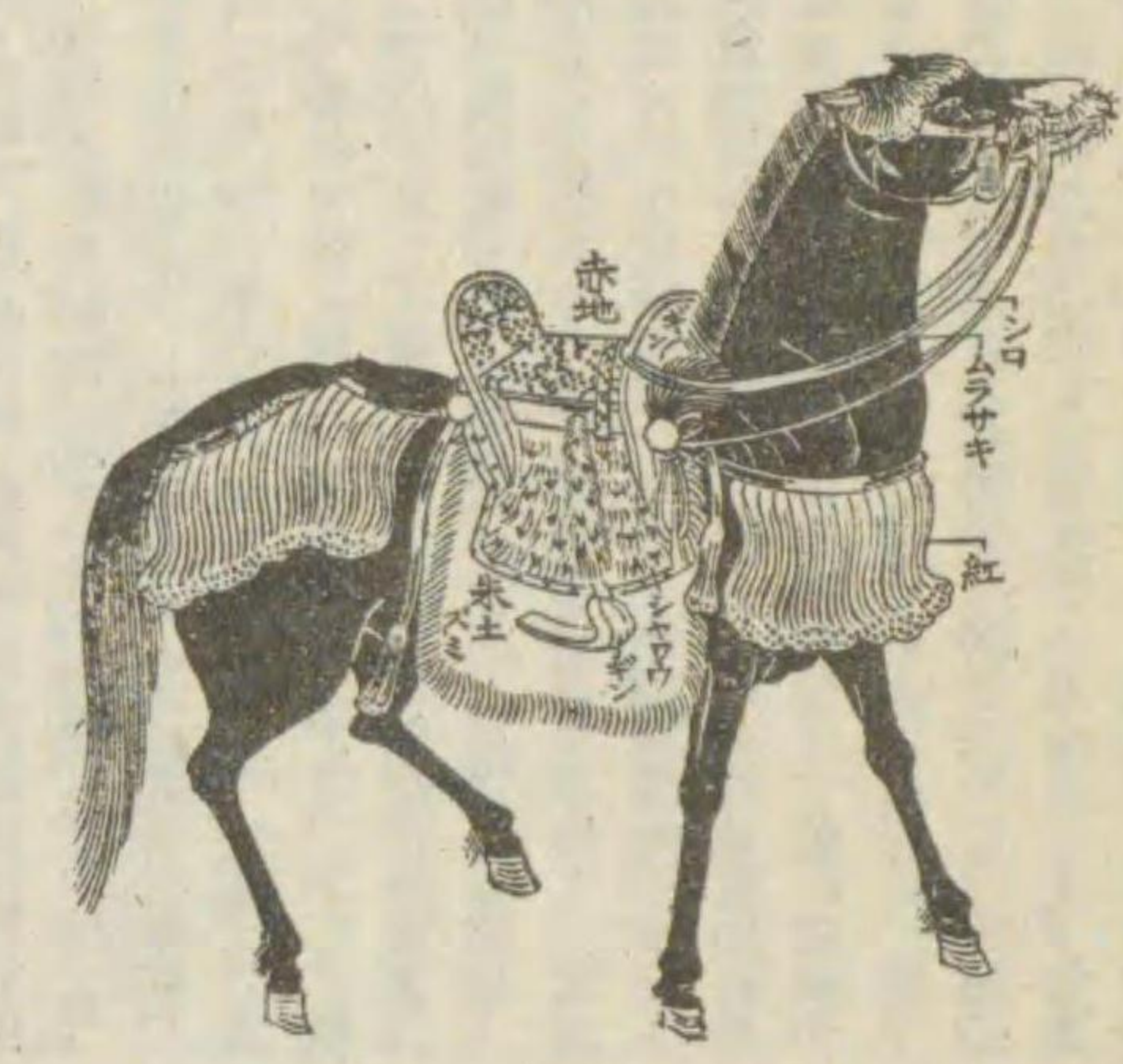
ヤマト

國の製作に係るを以てなり、カナシ參看、  
ヤマトクニノミヤ 大養德恭仁宮  
聖武天皇の皇居、山城國相樂郡、今の宮登大路の邊なり(名跡志は法華寺野宮と爲す) 起原

聖武天皇天智十二年十二月、橘諸兄此地を經始して遷都に擬し、同十三年正月、天皇幸して朝賀を受け給ふ、宮垣未だ就らざるを以て、繞らずに帷帳を以てす、使を伊勢大神宮及び七道の諸社に遣はし奉幣遷都の狀を告ぐ、同年八月平城の二市を此所に移す、鹿背山以東を左京とし、以西を右京と爲す、同年十一月勅して、大養德恭仁大宮と稱せしむ、天平十五年大極殿造營の功績に擧る、初め平城の大極殿并に歩廊を壞ち、移して之を新造す、然して用度の費賸て計るべからず、是に於て更に紫香樂宮を造り、恭仁宮造作を停む、十六年正月群臣を會し、恭仁難波二京の可否を定め、終に難波に都を遷し給ふ、其間僅に四年、猶恭仁宮の遺趾に關しては、歴史地理第一卷三號五號に、喜田貞吉木村一即兩氏の説あり、就て見るべし(續紀、名跡志、平安通志)

ヤマトケラ 倭鞍 鞍の一種、唐鞍に對しての名、我國製の鞍を云ふ、類聚名物考、和名抄等に其名見えざれば、古くよりの名にあらず、其具に鞍橋(水精地、銀地、鏡地、黒地、黄地、龜甲地、綺繪、鉢鞍、螺鈿、沃掛地等あり)切付(小豹、竹豹、虎等あり)鞍褥(赤地錦)鞍褌、障泥、銜(金、銅、鏡)手綱(蘇芳、棟松等)銜、逆組、實鞘、鞅、鞍、腹帶、表腹帶、差繩、鞅等あり、今便宜上大段に圖を示す(師馬考)

ヤマトゲンジ 大和源氏 清和源氏の大和に居る一族を云ふ、大和守頼親より出づ、頼親大和に居る、故に其族大和源氏と號す、頼親頼房を生む、孫頼風武勇を以て著はる、其裔武田山田の諸氏



(鞍馬所考)

あり、頼風の弟頼治字野氏と號す、其子親弘攝津の豐島に移り、豐島氏と稱す、其孫有治、其裔に廣瀬、入野屋の諸氏あり、有治の弟頼景、其後に土方、森辛川等の氏あり、頼治の弟頼景、其子孫頼清尾張大野に采す、大野氏と稱し、其子頼重頼時承久中並びに勤王節に死す、頼時の後朝日岩井の二氏あり、頼景の弟仁範、其後に楊梅、太田二氏あり、頼親第三子頼遠福原三郎と稱し、有光を生み、從りて陸奥の石川に居る、石川氏と稱す、其孫光生、其孫光治成田氏と稱し、承久中北條氏に隨ひ、功を以て美濃市橋莊の地頭職を授けらる、其光の弟光家光盛光治光助を生む、光治大寺氏と稱し、光助小高氏と稱す、光盛三子光重、光康、光村を生む、光重坂地氏、光康河尻氏、光村矢澤氏と稱す、頼遠の弟頼基の後、二河麻生の諸氏あり、此外別に源滿仲より出づるものあり、滿仲の第四子大藏權大輔頼平、其裔柏

ヤマト

ヤマト

原、太田、檜坂の諸氏あり、頼平の弟源賢、其後丹波、犬甘の黨となる(氏族志)

ヤマトゴト 倭琴(大和琴) 名義樂器の一種、神樂及び雅樂に用ふるもの、一名東琴とも稱し、又單にアヅマともいふ、東は、西土に對していひ、倭は唐に對していふ詞にて、吾國固有の琴といふ意なり 構造 體は箏に似て短小、桐を以て製す、大小あり、大なるは長六尺二寸、中は六尺、小は五尺、或は五尺八寸横六寸、體源抄に「長五尺表五德、廣六寸、表三六合、絃柱有六、表三六律呂」とあり、琴の外面を槽といひ、左右側を礎といひ、頭邊に錦を張るを錦皮といひ、絃を架する處を柱といひ、其柱は楓枝の皮を去らざる物を以て之を造る、高二寸二分、下徑二寸、柱頭の架絃の處を岩越といひ、絃を纏ふ絲を蘆津緒といひ、撥絃を琴軋といふ、水牛角を以て之を作る、上下圓にして長二寸半、六絃或は七絃或は八絃のものあり、琴首に鴉尾形を作る

名所槽、表の方の端名、龍角槽の表に小木を架し絃を乗せる者、通絃孔、絃を通ずる孔、鴉目、通絃孔の周りに角座、龍手、本の方の足、磯、左右腋の總名、頭、定名にあらず、末頭の形に似たる處、錦皮、頭頭の邊、錦皮を張る所、龍趾、末の方の足、龍背、裏板、音穴、裏板に在る本の方の穴、下櫃裏板の内に在る長き穴、木度、裏板の内に附る木、林鹿、絃の端に附きたる小竹、一名緒留、和琴の名所、上古より定名と爲る者、槽、錦皮、蘆津緒柱、琴軋の五に過ぎず、他は後世に准じて名づけしなり 名 六五四三二一(逆に數ふ、前を一と爲す) 蘆津緒(頭頭の通絃孔に通じて、緒の末を結び纏ふもの、四色の練の絲を絞ひて用ふ) 龍手(東琴は、吾國固有の樂器にて、諸樂器中第一に置か

ヤマト

る、河津抄に、伊弉諾伊弉冉二尊の時、作らしめ給ふといひ、無名抄に「和琴の起りは、弓六張をひきながらして、是を神樂に用ひけるを、煩はして、後の人のことにつくりなせると申つたへたる云々」といへり、然れども六絃にして琴首鴉尾形を作り、鴉尾と稱し、神樂に之を用ふるを見れば、元々集に「天石屋月の時に、天香弓六張を並べて絃を叩きし時、雲鶴來りて弓に止る云々」とあるによれば、弓より轉じ來れるものならん、後には七絃八絃となり、古事記顯宗卷に「如調三絃琴、又東遊賦に、ナナツナノ(七絃の)ヤツチノ(八絃の)コトヲ(琴を)シラメタル(調べたる)と見えれば、當時頃よりありたるなるべし、もと單に琴と稱したるが、後世漢國より此類の樂器多く渡來せしより、吾國の琴を倭琴といひ、彼のなば唐琴といひて區別したり(書紀、古事傳記、樂器考)

ヤマトダケノミコト 日本武尊 名號 御名は小碓尊、また日本童男とも稱す、景行天皇の皇子、母は皇后稻日大郎姫、景行天皇の二十七年八月、熊襲の反するや、十月勅を奉じて、西征し、十二月熊襲の國に至り、形勢地理を察し、遂に女裝して船師川上臯帥の營に入り之を刺す、臯帥重傷を負ひ、將に眠せんとするに臨み、皇子の武勇を稱し、日本武皇子の號を上る、これより世に日本武尊と稱すといへり、熊襲既に平ぐの後、海に浮び、遂に吉備(今の三備地方)難波等の賊を征し、明年二月京に歸る、四十年東夷叛し、邊境騷擾せるを以て、更に其十月を以て東征の途に上り、道を枉げて伊勢神宮を拜し、進んで駿河に至り、土賊を平げ、相模より、海を渡りて上總に航し、また海路を取り葦浦(安房の海岸なるべし)と雖詳かならず)よ

ヤマト

ヤマト

ヤマトノクニ 大和國 東は伊賀伊勢、西は河内、南は紀伊、北は山城に至る、東西凡十里餘、南北凡二十五里、畿内に屬す、形勢 全國山嶽其の中に居り、南方一帶疊嶂連亘平地を見ず、北山十津の二水其間を流れて紀伊に達す、北方頗る平曠肥腴、吉野大和二水横に之を貫く、歴世遷都の跡あるを以て勝區古蹟州内に遍し、地原古蹟古へ倭に作る、神武天皇橿原(葛上郡柏原村)奠鼎の時、珍





ヤマノ

豊隆 豊常 豊数 豊雅 豊策 豊興  
 豊資 豊照 豊尊 豊信 豊範 豊景  
 高知新田(一萬三千石)  
 ○一安 之豊 豊清 豊産 豊泰 豊武  
 豊賢 豊福 豊誠

ヤマノウチクワンリヤウ

山内管領  
 關東管領を世襲せる上杉氏の、鎌倉山ノ内に居るものなほ俗稱、クワンリヤウリヤウを見よ。

ヤマノウチトヨシゲ

山内豊信 名  
 初名輝衛、土佐守と稱し、容堂または、鯨海辭侯と號す。豊隆の長男、宗族豊隆の家を繼ぐ。嘉永元年七月藩主山内豊隆卒して子なきを以て、入りて宗族を相續せり、既にして同六年米糧減衰し、天下騒然たるや、時勢に鑑みて、藩政の改革を断行し、吉田東洋を擧げて參政となす、東洋識見時流に卓絶し、また略々海外の形勢に通じ、攘夷の行はるべからざるを知り、早く開國の意見を有したり、豊信が開國説を持するに至れるは、其非凡の才力によるは勿論なりと雖も、然も東洋輔弼の功績なきにあらざりき、而して當時幕府は、内治外交共に困難の地に陥り、朝幕の關係も、常に圓滿を欠く多かりしかば、豊信これを憂ひ、公武合體して難局に處すべきを主張し、且つ將軍徳川家定に子なかりしを以て、一橋慶喜を擧げて世子とし、幕政を改革するの必要なるを論じ、松平慶永、伊達宗城等と相往來して之を幕閣に建白し、また三條實萬は、其勇たらしを以て、密使を入洛せしめて、京師間に入説せしめたり、されど其事遂に成らず。

ヤマノ

す、井伊直弼大老に任じ、幕で紀伊慶福(家茂)立ちて將軍となるに及び、直弼は、豊信が京都入説の事を以て、治安を害せるものとなし、安政六年二月旨を諭して致仕隱居せしめ、幕で十一月更に謹慎を命じたりしが、萬延元年直弼卒するに及び、謹慎を解かれしも、なほ塾居すべきを命ぜられ、文久二年に至りて漸くこれを許されたり、此年藩士中の急激論者たる武市平太等の勤王黨に勢力を占め、當時佐幕開港の意見を有したる參政吉田東洋を暗殺し、土佐の藩論は、勤王説に傾きしと雖、豊信は、關ヶ原以來の歴史に鑑み、必ずしも薩長二藩と同一歩調に出づること欲せざりき、故に同年松平慶永が政事總裁となりて、幕政を改革するや、豊信屢々其謀議に與り、爾來また常に樞機に參し、獻替せること甚だ多し、而して積年の宿志たる公武合體論は、終始一貫して改むる所なく、朝幕の間に周旋するを怠らず、遂に將軍家茂の上落を見るに至りしも、事意の如くならず、加ふるに家茂は長州再征の陣中に薨じ、形勢全く一變するや、豊信夙に幕府の爲す能はざるを知る而已ならず、薩長二藩が連合して、討幕の密勅を拜受んとするの秘密を探知せるがゆゑに、慶應三年十月、太政返上の建白を徳川慶喜に呈したるに、慶喜之を納れて太政を返上し、幕府並に亡ぶ、而して豊信の意は、諸侯を會して、萬機を公論に決せんとするにありしかば、薩長二藩が岩倉具視等と謀り、慶喜を激して兵力に訴へんとする政策に反對し、同年十二月所謂小御所會議に於ける大激論を見るに至りしも、形勢挽回の不可を曉り、遂にこれを中止したり、此月議定に任ず、是に於て土藩の兵は、薩長其他の諸藩と共に、伏見鳥羽を占め、各地に轉戦して、能く維新の大業を爲すを得たりき、明治元年

ヤマノ

年六月辭職したりしが、其六月再び議定に任じ、從二位權中納言に任叙す、越えて二年薩長肥の三藩と共に、率先して藩籍を奉還せり、八月職を辭して齋香問紙候に轉じ、九月正二位に陞る、五年六月廿一日薨す、年四十六、東京府荏原郡大井村、山内家の塋域に葬る、詔して正一位を贈らる(墓誌、鯨海辭侯)  
 ヤマノウヘノヒ 山上碑 上野三碑の一、上野國多胡郡(今多野郡)八幡村大字山名山上の山上に在り、高三尺許、潤一尺一寸許、野石を以て作り、四行五十二字を認む、その文左の如し(好古小錄、上野三碑考、上野名跡志)  
 辛巳歲集月三日記  
 伏野三家定賜守命孫黑賣刀自此  
 新川臣兒多彌足尼孫大兒臣娶三  
 兒長利僧母爲記定文也 放光寺僧  
 ヤマノサス 山座主 延曆寺の座主を云ふ、山とは比叡山延曆寺を云ふ、サズは參看、  
 ヤマノベノコホリ 山邊郡 所在 大和國紀伊國郡制定の際、建て、郡となせり、沿革 崇神景行二帝の山邊、延喜の時、既に城上郡に屬す、和名抄に郡介、星川、服部、長屋、石成、石上等の郷あり、拾芥抄以後又山邊に從ひ、地誌提要「ヤマノベ」と訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)  
 ヤマノベノコホリ 山邊郡 所在 上總國紀伊國郡制定の際之を置く、沿革 和名抄に禾生、岡山、菅屋、山口、高文、草野、武射等の郷あり、明治廿九年武射郡と共に廢して山武郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)  
 ヤマノイト 山鳩色 鷹の色目の名、表背、裏黄なるもの、用ふる時季定まらず、カサネノイロメの挿繪參看、

ヤマフ

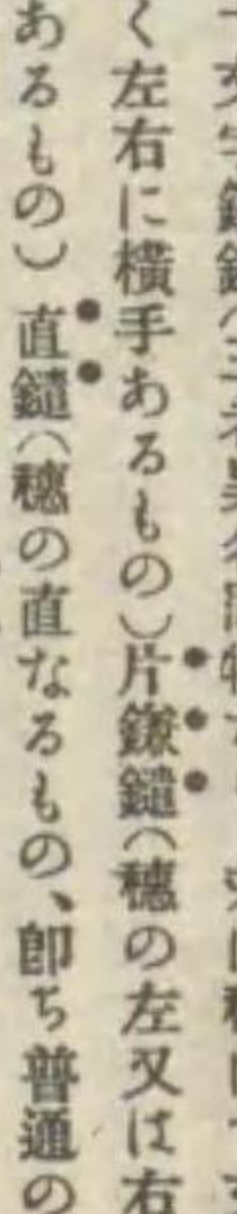
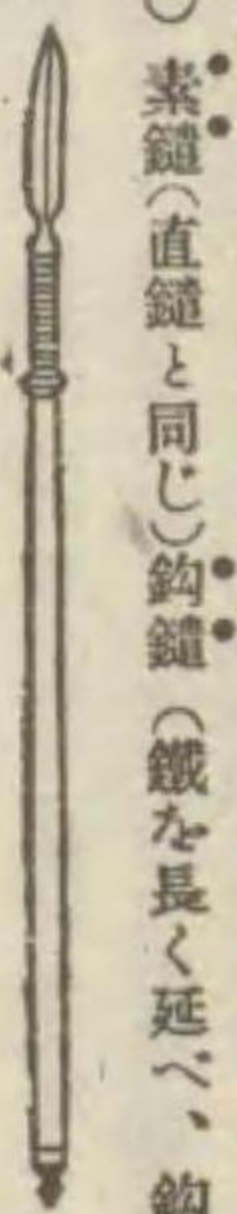
ヤマフキ 山吹 鷹の色目の名、表薄粉葉、裏黄なるものをいふ、春季之を著用す(胡曹抄)  
 ヤマフキドノ 山吹殿 小一條殿(ヨイチノテウ)を見よ、  
 ヤマフキニホヒ 山吹匂 鷹の色目の名、表山吹、裏黄なるものをいふ、春季之を著用す(女官飾抄)  
 ヤマフシ 山伏(山臥) 修験道(シユゲン)ダウ)を見よ、  
 ヤマメ 山目 秤(ハカリ)を見よ、  
 ヤマモトウチ 山本氏 姓は藤原、開院家の一、阿野實直の十三世實顯の末子勝忠を祖とす、參議正三位となり、承應三年九月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜 拙記、華族譜)  
 ○勝忠 實富 公尹 實觀 公達 實福 公弘 實城 實政 實庸  
 ヤマモノノミサザキ 楊梅陵 平城天皇の御陵、大和國生駒郡跡村大字佐紀に在り、圓形にして、兆域東西二町、南北四町、淳和天皇天長元年陵戸五畑を置く、延喜の制また同じ(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)  
 ヤモリコサク 家守小作 江戸時代、小作の一、地主所持の田畑多く、世話行届難き爲め、小作の世話人を入れて、世話なましむる小作を云ふ、給料として、小作地の内何段歩かを與ふ、年貢等は地主より支辨するものとす(地方凡例録)  
 ヤヨヒ 彌生 三月の別名、草のいよおひ茂る

ヤリ

頃なれば、いよおひを略して名づけたるなり、神武天皇紀に「二年乙卯三月、萬葉集卷一に「明日香川原宮御宇天皇代、五年三月戊寅朔云々」などある三月、并にヤヨヒと訓じ、また古今集卷一春の歌の詞書に「やよひにうるふ月のありければよめる」とあり、爾來多く散見せり(古今要覽)  
 ヤリ 鎗(鎗、槍) 名 鎗刺突に用ふる武器の一種、鋒より變じたるものとす、こき出して、かなたに衝き遣るものなれば、遣るといふ動詞を變じて名詞としたるなり、武家名目抄には、手鋒に對して遺鋒といひしを、略したるなるべしといへり、後世道具とも稱す、構造 名 所 身と柄との二部より成る身は穂とも稱し、即ち刺突の用を爲すものにして、三稜角に尖りたるものなり、込即ち穂の根を、柄に差し入れて連結す、長さ四五寸より三四尺に及ぶ、柄は多く椗にて作れど、また椗椰子、竹等にて作りたるものなきにあらず、長さ六七尺より、三間半に及ぶものもあり、柄の尾端に附したる鐵を石突といふ、なほ穂を覆ふものを鞘といふ、また投鞘あり、詳しくは左圖に就きて見るべし(肥後國志 太平記三井寺合戦の條に「三方の土矢間より、鎗長刀を差出して、散々に突きけるを云々」とあるを初見とす、これ建武二年正月の事に係る、此外なほ數ヶ所同書に散見せり、蓋し鎌倉時代の末より南北朝時代のはじめ頃に於て、起りしものなるべし、されど當時、其用未だ廣からず、戦國時代に入り、天下争鬪の衝となるに及び、漸く之を重んじ、次第に其利用ある手術を考へ、遂に種々の製作を生ずるに至れり、されば戰場にて先懸するを一番鎗、二番鎗などと稱して、武功を論ずるの標準とし、更に長柄の鎗を數多列れ、隊伍軍卒に執らせて之を長柄と呼び、弓銃

ヤリフ

其の諸隊と共に、軍陣中、重要な部隊を編成するに至れり、江戸時代の末葉以後、鐵砲多く用ひらるるに際し、自然に衰頹に歸す、長鎗(柄の長きもの)長柄鎗(長鎗と同じなり)と雖も、後世は三間柄に限りて稱したり、小鎗(柄の短かき者)手鎗(小鎗と同じ、後世は六七尺の短柄の者なり)り、鎗、十文字鎗、十文字鎗(三者異名同物なり、共に穂に十文字の如く左右に横手あるもの)片鎗(穂の左又は右に横手あるもの)、直鎗(穂の直なるもの、即ち普通の鎗なり)、素鎗(直鎗と同じ)鈎鎗(鐵を長く延べ、鈎を直鎗にして、柄に十文字に入れたるもの)等あり、なほ鎗其物の種類にはあらざれども、用によりて名を異にするあり、持鎗(自己の持料の鎗)替鎗(持鎗の豫備に供するもの)數鎗(足輕等に數多持たするもの、汎稱)等これなり○又竹槍、木槍あり、竹槍は竹を梢の長さに切り、頭を斜に殺して穂となしたるものいひ、木槍は、同じく頭を斜に殺して穂となしたるものにして、并に真正の槍に代用せるものなり、槍術(サウヂユツ)道具(タツク)參看(武家名目抄、古今要覽稿、比古姿衣、古事類苑兵事部)  
 ヤリフギヤウ 鎗奉行 關 江戸幕府の職名、長柄同心及び八王子在住の千人同心を統轄す、老中の支配、二千石高、菊之間縁頼詰とす、人員は三人もしくは四人あり、また五人の時もありて定員なし、同心十人づゝ各組に隷屬す、また四丸にもあり、定員一人、待遇本丸に同じ○此職は老衰の者多く任ぜられ、先途なし(肥後國志 寛永九年六月、はじめ





ユキノ

これは只多数を意味するに過ぎざるなり、なほ同書に、瓊々杵尊が天降の時、天忍日命、天津久米命が、天之石を預りて先驅したること見えたり、石を預りて、石にて作りたるにはあらず、堅固に製したるをいへり、これより實用の具として戦場に用ひしのみならず、衛府の官人等は、常に之を負ひたるより、靱負府、靱負尉などいへる稱呼生じたり、されど此物の製は、便利なること胡籥に劣りしより、いづとなく胡籥行はれて靱は衰へ、靱負の官人のこときも、胡籥を帶することになり、遂に神社の調度にのみ存し、其他には全く行はれざるに至れり(古事記、書紀、和名抄、倭訓栞、古今要覽稿、本朝軍器考、古事類苑兵事部)

ユキノシタ

雪下 露の色目の名、表白、裏は紅梅なるものを云ふ、冬期是を著用す、カサネノイロメの挿繪參看(藻鑑草)

ユギヤウハ

遊行派 時宗の一派、一運上人の弟子二世他阿彌陀佛を派祖とす、本山は京都七條道場金光寺なり「ジシユウ」「コンクラウツ」參看(佛敎各宗綱要)

ユゲノタウキヤウ

弓削道鏡 「ダウキヤウ」を見よ、

ユゲヒフ

靱負府 衛門府の古名、「エモンフ」を見よ、

ユスルツキ

泔器 元服の時、髪かきの水を入るに用ふる器具、又泔杯と書きて、カンハイといふ、古は土器なりしが、後には木にて作り、漆にて塗り、時給したるもあり、又銀にて作り、毛彫を施したるもあり、形は茶碗の如く、蓋蓋とも茶碗に似たり、但し蓋のゆるつきを糸じりを受る所は、穴を明けず底ある様にし、其下に又別に大なる蓋ありて、

ユリデ

泔器を蓋にするたるま、置くなり、別の蓋は窠形にて、ふち二分許高く、五足あり、金物ありて、五所にあげまきを結び垂るなり、足の下は輪にて窠なり、調度の條の挿圖を見て知るべし、類聚雜要鈔に、蓋五葉角を入る、足高さ七寸五分、内面廣さ六分、土居厚さ三分、象牙腰同弘さ一寸六分、同手前長三寸(自角定む)面敷物、小文の唐錦、同表臥組二丈三尺、上巻五寸五分、又云泔杯塗黄(金をやき付るなり)口徑四寸八分、同高さ二寸三分、内尻三分、同蓋口徑五寸八分、同高さ五分、同尻碗弘さ五寸八分、高さ六分、尻高さ五分云々とあるにて、大に製作を知るべし、

ユリデン

輸租田 租税を官に輸す田をいふ、即ち口分田、位田、賜田、功田、墾田、職田等これなり、詳しくは、各條を及び田制(デンセイ)を見よ、

ユニコホリ

温泉郡 所在伊豫國起原 始めて稱徳天皇紀に見ゆ、風土記湯に作る、和名抄に桑原、地生、立花、井上、味酒等の郷あり、郡名考「チンセン」「ウケン」兩様に、地誌提要「ウケン」「ユ」兩様に唱ふ、明治廿九年久米、風早、和氣の諸郡と、下浮穴及び伊豫二郡の一區域とを合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ユハタガハ

緋草 しばり染にしたる草にして、また括染草とも云ふ、内藏寮式に緋草とあり、

ユバハジメ

弓場始 名義武家に於て、歲首射を試みる儀式をいふ、また弓始、的始とも稱す、鎌倉時代には弓始また的始、室町時代には弓始、的始、弓場始とも稱し、江戸時代には専ら弓場始といひ、なほ朝廷にては此儀あり、射場始と稱す、「イマハジメ」といふ、同條參看(儀禮式、鎌倉幕府にては、正月の中、日を擲ひて之を行ふ、射手は十八人乃

ユフキ

至十二人を左右に番ひ、各々十回づつ射せしめ、將軍親しく其式に臨みたり、室町時代には、はじめは式日定まらざりしが、後には十七日に行ひ、射手を六人とし、また左右に番ふ、而して射手の棟梁たる人を弓太郎と稱し、御教書を以て之を補したり、皆風折、水干、葛袴を着け、將軍親しく其式に臨み、將軍自らも亦射るを例とす、江戸幕府にては、射手十人を五番に番ひ、正月十一日、江戸城内吹上にて之を行ひ、將軍上覽あり(上覽なき時は名代を遣はさる)矢数は各十本にして、裝束等前代に同じ、式畢るの後、射手に藤を賜ふ(起原)文治五年正月二日、鎌倉幕府にて行ひしこと、吾妻鏡にあるを初見とし、以後毎年この事あり、蓋し朝處の射禮(シヤライ)參看)射場始等に倣ひしものなるべし、室町幕府の時も之を踏襲し、鎌倉管領家にては、また行ひしが、應仁亂後漸く衰頹し、其末葉より、江戸時代のはじめに倣へば、全く行はれざりき、然るに八代將軍徳川吉宗の時、古禮再興の志ありしがゆゑ、廣く古式を調査し、享保十四年二月五日、吹上の庭園にて行ひ、翌年より十一月を以て式日と定めたり、○なほ鎌倉室町時代には、新造移徙、政所始、代始等の後、臨時に之を行ひしことありき(吾妻鏡、武家事記、徳川實紀、四季草、古事類苑武技部)

ユフキウチ

結城氏 姓は藤原、秀郷五世の孫賴行より出づ、賴行の孫行政、政光を生む、政光下野大掾となり、小山氏と稱す、三子朝光、上野介となり、下總結城を領す、因て氏とす、子朝廣、廣綱、廣廣を生み、結城氏二派に分る、是を白河結城氏となす、是に於て結城氏二派に分る、廣綱の曾孫朝祐、足利尊氏に屬し、子孫世々下總國結城に住し、足利氏に仕ふ、嘉吉元年、兵朝及び其子持朝、足利持氏

ユフキ

の遺子春王王安王を奉じて、結城城に據りし、遂に敗れて自害す、持朝二男長勢五世の孫時朝、男子なきを以て、徳川家康の子秀康を養子となす、慶長五年、秀康封を越前に移し六十七萬石を領し、北莊に住す、後ら福井と改む、同九年四男直基をして結城氏を繼がしむ、寛永三年松平と改稱す、マツダヒロウヤの上野殿橋、及び越前福井、美作津山、出雲松江、播磨明石の條(吾妻鏡、尊卑分脈、藩翰譜)

○朝光 朝廣 廣綱 時廣 貞廣 朝祐 直光 基光 滿廣 氏朝 持朝 成朝 氏廣 政朝 政勝 時朝 秀康

ユフキウチトモノラン

結城氏朝亂 起原 永享年間足利持氏兵を擧げて幕府に叛き、十一年二月事成らずして、遂に永安寺に於て自害す、持氏の子春王王安王等遺棄して日光山に隱る、結城氏朝之を迎へ、十二年三月結城城に據りて兵を起し、又衆を分ちて古河城を保つ、關東之が爲めに騷擾す、管領上杉清方諸將を率ゐて之を征す(起原)同月廿九日關東の諸軍十萬餘騎結城城を圍む、抑結城の城たる、天然の要害を占め、頗る形勝の地たり、氏朝此險に據り、弟氏義以下一族と共に、死を決して籠城す、時方力戦して之を攻めしと雖も、屢々利を失ふ、既にして氏義城を出で、降る、城中の士氣之れが爲に沮喪す、然れども勝敗いまだ決せずして、相持するに半年餘、翌嘉吉元年四月十六日に至り、清方諸軍に令し、四面より鼓噪して城兵と戦ふ、氏朝等城門を開き、一千餘騎を率ゐて時方に當り力戦頗る勉めしむ、遂に敗れて城内に退く、時方機に乗じて益々之に迫る、氏朝此に於て、春王、安王を助けて自殺せんとし、二公子を女裝せしめ、密かに脱せしめんとす、時

ユフキヤウ

方獲知して之を捕ふ、氏朝事の敗れたるを見て憤然し、七百餘騎を具して出で戦ひ死傷相當る、即ち城内に退きて火を放ち、殘兵五十餘騎と共に、再び出で、奮闘し、力盡きて戦死す、城遂に陥る(起原)時方尋で古河城を攻めて之を拔き、氏朝以下の首を京都に送る、五月之れを六條河原に集し、また春王安王兄弟を、美濃國垂井金蓮寺に於て誅す(結城戰場物語、永享記)

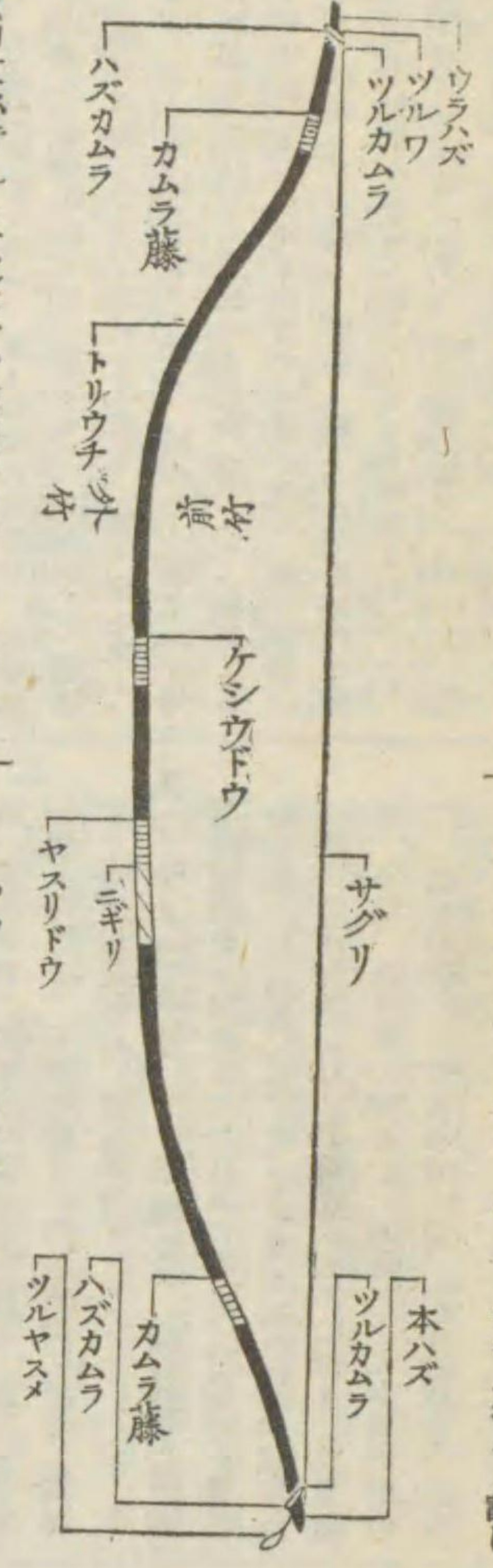
ユフキノコホリ

起原 續紀神護景雲二年八月の條に、結城郡と常陸新治郡との境界を定むるよし見えたれば、國郡制定の際、之を置きしなり(起原)和名抄に茂治、高橋、結城、小浦、餘戸等の郷あり、明治二十九年岡田豊田の二郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ユフキ

をユといひしは射の義にして、又ユミといふはイヒといひしが如くなるべしといひ、イミといひはイヒといひしが如くなるべしといひ、此説當を得たり、なほ古今要覽には「ユミ」とはユムといへる詞なるにや、木の枝のユムといへるユムも同じ義にて、弓といふものは、木をたためて用を爲すものなるが故に、ユムといへるなるべしといひ、和訓栞には「努力の義ならん」といひ、日本釋名には、ユガミにて、弓の形曲りたるよりの名なるべしといひ、また貴人の持弓を「ミトラシ」「ミタラシ」とも稱し、御執の文字を宛つ、手に執るものの中に、尤弓を重んずるが故なり、また調度ともいふ、武士は弓矢を以て、第一の調度と爲すが故なり(起原)幹と弦とより成る、幹は、上古は純木を以て製り、用材は多くは、梓、檀、楓、榿、柘等を用ひたりしが、中古以來若竹の堅實なるものをとり、之を割りて二片と爲し、外皮を存して、裏面を削り、更にはその樹を削り、竹と長短を等し、牛膠を以て兩竹片の間に挟みて心とし、藤、糸、棉等にて之を巻く、後其製法益々精妙の域に進み、重藤、村椿、絲藤、棉卷等、其製作によりて種々の名稱起れり、就中重藤弓は、將帥の用ふる所にして、塗籠藤は、士卒の用ふる所なり、又藤弓は儀仗に用ひ、白木糸巻は軍陣に用ふるなど、製によりて用途を異にせるもあり、また握は古くは藤にて巻きしな、後世は革を用ひ、強も古は銅、鹿の爪、獸角等を附したるものありしも、後世は、實用のものには、別に附することなかりき、弦は藤等にて製す、其法、弦を暫時水にひたしたる後、短き竿に付け、竿の所を以て疊を打てば、ちりみ出来るを、乾かして、このばして、弦の太さを程づいたりわけ、繼ぎんとして製するなり、また弦をうみて製す

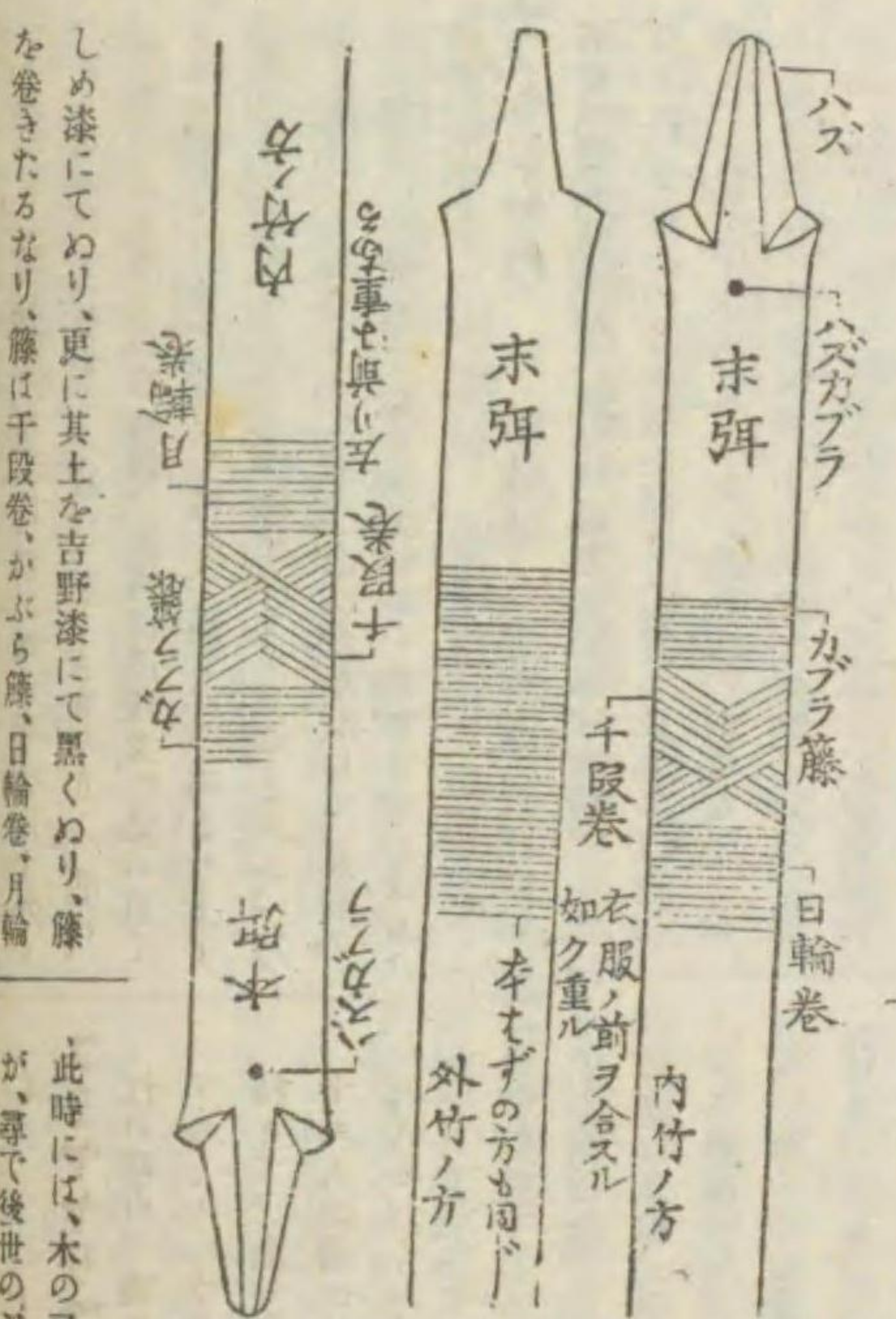
るもあれど弱しといふ、なほ其上を漆にて塗りたるもあり、弓の長さ、通常七尺五寸なれども、其人に



もいふ、蒔繪弓(蒔繪を施したるもの)村指弓(塗弓の所々を括きて白らげるもの、ムラゴキノユミと訓じ、

よりて必ずしも一定せず、源爲朝の如きは、九尺の大弓を用ひたりといへり、また何人張などいへるは、弓力を指せるものにして、幹を挽め、弦を施すに、其人数を要するをいふ名所、幹をホコといひ、兩端を

また村指とも書す、重藤弓(藤を繁く巻きたるもの、シゲトウノユミと参看)塗籠藤弓(藤を隙き間もなく巻き、上下のかぶら藤と、矢すり藤とを除き、其他を漆にて塗りたるもの)糸裏弓(麻のより糸にて、本端より末端まで、隙もなく巻きつめたるもの、糸の下には漆を塗つて巻く、かくしたる後、糸の上をせ



打落すゆゑ、鳥打といふなるべしとありといひ、弦に矢を番ふ所、即ち矢苦の當る所を探といふ、なほ藤の巻き方に、千段巻、日輪巻、月輪巻、カアラ藤、矢すり藤、化粧藤等あり、千段巻の外は、場所によりて名を異にせり、千段巻は十字形に巻きたるものなり、詳しくは圖に就きて見るべし、種丸木弓、木を丸く削りたるもの、白木弓、漆を塗らず、また藤をも巻かざるもの、側白木弓、竹を漆にて塗り、木を白くしたるもの、塗弓、漆にて塗りたるもの、又漆弓と

しめ漆にてぬり、更に其上を吉野漆にて黒くぬり、藤を巻きたるなり、藤は千段巻、かぶら藤、日輪巻、月輪巻、ハズカムラ、カムラ藤、ツルヤスマ、ヤスリドウ、ハズ、ハズカムラ、カムラ藤、トルウチ、ケシウドウ、サグリ、本ハズ、ツルカマラ、ハズカムラ、カムラ藤、ツルヤスマ、ヤスリドウ

巻、やすりの藤、引目たきの藤、化粧藤等なり、節巻弓、(弓の節を藤にて巻きたるもの)此外梶弓、檀弓(漆をぬらず、白木のまゝなるを白檀弓といふ)櫻弓、柘弓、梓弓(アブサユミと参看)等あり、并に用材の名に負ひたるものにして、皆丸木弓なり、而して弦には、白弦(漆にて塗らざるもの、即ち普通の弦なり)塗弦(漆にて黒くぬりたるもの)關弦(弦にくすねを引きて、絹糸にて巻きたるものを、漆にてぬりたるもの)萬年弦(牛筋を麻の中に交せ、ぬり合はせて作りたるもの)替弦(掛替の爲め用意したるもの、また設弦、儲弦、副弦など書したり)懸置藤古事記に、素葉鳴尊が、根國に赴かんとして、まづ高天原に上り、天照大神に告別せる時、天神は、尊の心情を疑ひ兵備を整へたるをいへる條に、「眞三千入之靱、(中略)附五百入之靱、亦臂取佩伊都(註略)之竹柄而、弓腹振立而云々」とあるを初見とす、なほ記紀によれば、眞鹿兒弓、梶弓等の名も見えたり、眞鹿兒弓は、鹿を獵するに用ひるものにして、梶弓なり、而して當時の制、皆丸木弓なりしが、王朝時代に入りて梓、檀、櫻等にて製する事となり、塗弓、蒔繪弓、重藤弓等も起りたり、また木と竹とを合せて作る事は、いつ頃にはじまるか詳かならざれども、源賴政の歌に、「おもはずや手ならず弓にふす竹の二よも君にはなるべし」と見えたれば、當時は既に用ひたること明らかかり、されど此時には、木の弓の一面に、竹を添へたるものなりしが、尋で後世のごとく、竹を兩片に分ち、中に水を換

ユミトギヤウ 弓奉行 戦國時代以後武家の職名、弓組の頭をいふ、故にまた家により弓頭とも稱したり、安土日記元龜元年六月廿二日の條に、「御馬を被納め、殿に諸手之鐵砲并御弓衆被相加、築田左衛門太郎、中條將監、佐々内藏佐兩三人爲御奉行、被相添候」とあるを初見とす、織田豊臣の兩家にては、殊高きものを此役に命ずる時は、足輕をばつては、殊に豊臣家にては、通常大祿の者を以てこれに補したれば、輕卒は附する事なかりき、されど其他の諸家にては、必ず足輕を附したるがゆゑに、弓足輕頭などいふ唱へたり(武家名目抄)江戸幕府にては持弓頭あり、モチノカシラと参看、

ユミハジメ 弓始 弓場始(ユマハジメ)を見ユミトリ 弓取 武士を云ふ、アジシと参看、ユミハジメ 弓始 弓場始(ユマハジメ)を見ユミトリ 弓取 武士を云ふ、アジシと参看、ユミハジメ 弓始 弓場始(ユマハジメ)を見ユミトリ 弓取 武士を云ふ、アジシと参看、

ユミヤリヤウ 弓矢鏡奉行 江戸幕府の職名、弓矢鏡を監守し、其の製作を検査することを掌る、留守居の支配、焼火問詰、十人扶持とす、定員二人、一組毎に、同心組頭二人、同心十九人隷屬せり、(或は寛永十四年九月始めて一人をおくといへり)而して從來定員なかりしを、享保九年七月二人役となす、文久二年三月改めて講武所奉行の支配となしたりしが、三年七月廢して具足奉行に併せ、組同心は鐵砲玉藥奉行組へ加入せしめたり(武鑑、吏職、明長帶録、徳川實紀、徳川禁令考)ユリ 百合 慶の色目の名、藻蘆草、胡曹抄には、表赤、裏粉葉、色千種には、表紅なりといへり、ユルシノイロ 聴色 紫色(キンツキ)を見よ、

ユミフクロ 弓袋 名義張替の弓を入る

ユミヤノイヘ 弓箭家 武士(アジシ)を見

ヨイチノリウ 世一僧 御室をいふ、オウヨウ 庸 名義王朝時代、正丁に課したる夫役の替として、出さしむる布米等を云ふ、即ち代納の義なり、(源朝)雄略天皇十五年秦氏調庸の絹織を奉獻し、明年庸調を獻せしめたること書紀に見えたり、其制又詳かならず、孝德天皇天化二年に至り、戸別に庸を徴し、一戸に庸布一丈二尺、庸米

ユミトギヤウ

ユミフ

ユミヤ

ヨウ

五斗と定めたり、大寶令の制、人毎に之を課す、凡そ正丁、歳役は一年に十日國事に役せらる、若し事故ありて身役に服する能はざるものは、即ち庸を收む、多くは布米なれども、郷土所出の物即ち綿、絹、絲等を納むるを得、例へば布ならば二丈六尺、即ち一日に二尺六寸の割にて、其他も亦之に準ず、若し正役の外都合ありて、留まりて服役せんとする者ありて、卅日に滿つる時は、其年の租調を共に免除す、正役と通計して四十日より上は使ふ事を得ず、次丁は二人にて正丁一人に準ず、即ち次丁一人、歳役五日の割合となるなり、中男と京畿内には庸を取らず、庸を納むるに、毎年八月中旬より輪送し始めて、近國は十月卅日まで、中國は十一月卅日まで、遠國は十二月卅日まで、京に輸して、大藏省に納む、其運送脚夫は、庸を出す家にて、人毎に其の脚直を出して功食を支拂はしむ、國郡司の内にて、之を率領して送るなり、慶雲三年二月勅ありて半減し、太宰府所部は庸を免じたり、和銅五年十二月諸國の庸を、錢を以て換ふることと許し、錢五文を以て布一丈に準ぜしむ、七年四月諸國の庸は、丁毎に五兩とし、安藝國の絲は、丁毎に二兩、遠江國は絲三兩并に二丁を以て屯綱となし、尋で庸布の長は、二丈八尺を以て一端と定む、養老二年六月太宰府所部の庸を復して諸國に同じからしむ、天平勝寶四年二月陸奥多賀以北の諸郡は、黃金を輸せしむ、其法正丁四人一兩とす、後其郷土によりて納むる庸を變ぜし事、屢々見えたるも、疑はしきを以て略す、後世に至りては、諸國庸を輸することとを意りしを以て、屢々命令する處ありしも行はれざりき、庸は時によりて増減ありて一定せずと雖ども、延喜式、政要略等には、具に定率を立てたり、諸國皆規定あれども、今一班を擧げて參考に備へん、東海

ヨウヘー

道伊賀國は、白木の置九合、自餘は米を輸す、山陽道長門國は綿米を輸す、西海道諸國の庸は、太宰府の所儲雜用を除きたる外を、京庫に納むるを例とす、而して府の總數は知るべき様なきも、此時代より後、一條天皇の時課丁の數八十八萬三千三百二十九人なりし由、宋史に記したるより、いま之を悉く正すと見て、庸は一丈三尺の割合と假定し、布にて計算すれば、其の數二十三萬八百三十二端餘となり、其の概數を知るべし、延喜以後中央政府の權力衰ふると同時に、庸を收むるものなく、源平時代以後に至りては殆ど絶えたるが如し、(書紀、令義解、續紀、類聚三代格、延喜式、租稅沿革論、大日本租稅志、大日本財政史)

ヨウリ

たりしも、大臣蘇我馬子は詔旨を賛成し、僧を引いて宮に入る、僧侶の禁中に入る事、實にこれを以て鳴矢となす、越えて九日崩す、壽詳かならず、磐余池山陵に葬り、推古天皇元年改めて、河内國南河内郡磯長村大字春日の河内磯長原陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ヨウリ

節折 名義宮中にて毎年六月十二月の晦日に大祓の後、天皇及び中宮東宮の御爲めに、特に行ふ祓をいふ、荒世和世の竹枝を折りて、御長けの寸法を量るによりて、名く、節は竹の節なり、當日の晩景清涼殿の二間に屏風を立て、御座を敷く、御座の座の如し、時刻に天皇出御あれば、縫殿官人、豆々志余呂比御服(即ち荒世和世の御服なるべし)を昇いて女官に付す、女官中臣女に授く、中臣女之を供す、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣御座を進らす、中臣女之を供す、天皇自ら取りて、御體を摩して返し給ふ、次に東西文人一々劍を進らす、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣宮主著す、神祇官及び荒世の卜部等、進みて竹節を庭中の席上に置く、中臣官人卜部等之を解き、中臣女に授く、女取りて之を供す、天皇起ちて、女と共に御體を量り給ふ(五度、まづ御身長を量り、次に兩肩より御足に至り、次に左右御手、胸中より指末に至る、次に左右御腰を量り、御足に至る、次に左右御腰より御足爪に至る)竹は九枝なり、中臣女毎度取りて神官に示す、次に卜部を捧げ、中臣官人に授く、官人中臣女に付して之を供す、天皇御氣息を懸けに放ち給ふことと三度、中臣女神官に傳ふ、宮主祝ひ畢る、次に和世參入、荒世の儀の如し、事畢りて相率るて退出す、中宮東宮の儀之に準じて知るべし、(國朝禮記、江家次第引く所の清涼抄(村上天皇勅撰)に始めて見え、爾

ヨコサ

長元元年六月五日の條に、東宮節折は、東宮年中行事に見えたるをばじめとす(西宮記、江家次第、公事根源、古事類苑神祇部)

ヨコサビエホシ

横さび烏帽子 名義素襖を着したる時、用ふる烏帽子をいふ、又侍烏帽子とも稱す、(製作)立烏帽子に作るも本體なれども、後ち頭を折り曲げて用ひたり、之を横さびの折烏帽子といふ(エホシ)の圖參看)貞丈雜記に「古へはやはらかなる立烏帽子にして、之を折て三角のまれきを作りたるなり(中略)今は、こはくめりかため、まれきをば切りはなし、とりおきにこしらへたる故、あらぬもの、様になりたり」と見ゆ、まれきとは、即ち折り曲げたる部分にて三角形の處なり、又ヒレともいふ、以て其變遷を知るべし、(着用)古へは土農工商とも、平常着用せしが、後世は専ら素襖を着したる時に、用ふることなれり(貞丈雜記)

ヨコサノコホリ

與謝郡 所屬丹後國 起原初めて雄略紀廿二年秋七月の條に見えたり、(沿革)日本紀餘社又は余社に作る、和名抄に宮津、日置、拜師、物部、山田、謁叔、神戸等の郷あり、正保圖與佐に作り、寛文中舊に復す、寛知集之に仍る、元祿帖又與佐に改め、郡名考、天保郷帖之に仍り、明治沿革帳與謝に復す、地誌提要與佐に作り、郡區編制の際又與謝となす、今之に従ふ(郡名異同一覽、國

ヨコサフ

與謝縣村 名義本姓は谷口、丹後に遊びて與謝の風光を愛し、姓を改めたりといへり、初名長庚、後ち寅と改む、字は春星、夜半亭(二世)蕪村、三果、紫菴庵、浮風庵、東成、四明等の諸號あり、或は單に謝蕪村とも稱せり、(事蹟)攝津國東成郡毛島村人、嘗て江戸に入り、儒學を修むるの傍ら、始め内田山に、後ち早野巴人等に就て俳諧を學び、巴人の歿後各地を遊歴し、寶曆元年京都に居住し、爾來畫室を構へ、専ら元明諸名家の風を慕ひて畫三味に入り、妻子といへども妾りに室内に入るを許さざりしといふ、故に其筆する所風格高雅、忽ちにして名聲世に聞えしが、特に俳畫狂畫に於て非凡の作多し、是より先芭蕉歿してより以來、俳句界は不統一なる混亂時代に入り、形式のみに拘泥し、字句の末に腐心せるに當り、蕪村進みてこれが革新に任じ、生來の堪能を以て研鑽の功を積みしが故に、秀吟頗る多く、優に京都俳壇の牛耳を執りたりき、天明三年十二月二十五日(或云二十九日)又十日、享年六十八(或云六十三、六十七、七十)、(遺著)夜半帖、玉藻集、芭蕉翁付合集、十番左右句合、花櫻帖(俳諧年表、俳家人名錄、畫乘要略、古今墨蹟、鑑定便覽、增補近世逸人畫史、本朝古今書畫便覽)

ヨシナカリウ

吉岡流 吉岡憲法の創めたる劍術の流派、また憲法流ともいふ、憲法は戰國時代の人のにして、京都に生る、尤も劍術に達し、室町將軍家の師範と爲る、或は云、祇園藤次といふ者に従ひ、其妙旨を得たりとも、また鬼一法眼流にして、京八流の末なりともいひ詳かならず、憲法、嘗て宮本

ヨシナウチ

吉井氏 松平氏(上野吉井)を見よ、

ヨシタケンコウ

吉田兼好 名義俗名と法名と同字にして、俗名はカネヨシと訓じ、法名は音を用ひたり、世に手枕の兼好とも稱す、(系譜)卜部兼頼の第四子、吉田の地に居りしを以て、吉田ともいへり、(事蹟)幼にして聰悟、早く後宇多天皇に仕へ左兵衛尉に任じ、稍々親昵せられしが、正中元年天皇崩すに及び、哀悼の餘情となり、修學院に入る、後ち木曾に遊び、其山水を愛し、庵を結びて居る、一日國守、衆を帥ひて其地に獵す、兼好其喧擾なるを厭ひ、「こゝもまたうき世なりけりよそながら思ひしまゝの山里もがな」と詠じ、即ち京都に歸り、歌詠して自ら娛みたり、當時の公卿大夫皆其人となり愛し、交遊するもの甚だ多かりき、而して太平記によるに、高師直の爲に鹽谷高貞の妻に與ふる麗書を代作したりしも、高貞の妻應ぜざりしかば、師直怒りて兼好と絶てりといふ、學者或は之を以て太平記の架空談とし、且爾太層の年立により、兼好當時部に居らざりしなりと論じ、また兼好を庇護するものは、其志常に、南朝に存したりしが故、麗書のことあるを幸とし、足利氏諸將間の軋轢を生ぜしめんと圖りたるなりとせり、後説の如きは採るに足らずと雖、前説また俄に信す可からざるなり、嘗て葬地を雙岡に卜し櫻花を植ゑ、且つ詠じて曰く「契りおく花とならびの岡のべにあはれ幾世の春を過ぐさん」晩年伊賀國見山(今の三國峠なるべし)の麓に住し、正平五年二月(北朝觀應元年)寂す、其地に葬る(高野山西光

ヨシタ

武藏と伊豫を以て、其甲乙を分たせりしといふ、(高野山)あり、其子又三郎其藝を傳へ、大に美名あり(武藝小傳、武術流祖傳)

ヨシタ

院の位牌には、四月八日とあり、今園大磨に従ふ、兼好常に見て老莊の書を讀み、また文才あり、其著徒然草を見て、詞藻の一端を知るべし、加ふるに和歌を善くし、傾阿、淨辨、慶運と名を等しくして、四天王と稱せられ、「手枕の野邊の草葉のしもがれに身はならはしの風の寒けき」の詠により、手枕の兼好と呼ばれたる、諸書徒然草、歌集、ツレツレカサ、參看(園太磨、大日本史、兼好法師傳記考證、春湊浪語)

ヨシタシヤウ

吉田城

ヨシタシヨウイン

吉田松蔭

美郡豊橋の現今豊橋と稱す、諸書永正二年今川氏の臣牧野左衛門此に城き今橋城と稱す、同三年北條長氏之を攻めしと抜くこと能はず、同十二年吉田と改む、永祿五年松平清康之を奪ふ、その後今川氏に屬せしが、永祿七年徳川家康之を隔れてその有に歸し、酒井忠次之を守る、天正元年武田氏の兵攻めしと抜く能はず、同十八年秀吉之を池田輝政に與へ修築せしむ、慶長五年松平家清、同十七年松平忠利、寛永九年水野忠清、同十九年水野忠善、正保二年小笠原忠知、元祿十年久世重之、寶永三年牧野成春、正徳二年松平信祝、享保四年松平實訓等、相交代之に封せられ、寛延二年松平信復封後、子孫世襲して明治維新に至る(武鑑、徳川加除封録、明治政覽、尾參實鑑)

ヨシノホウヘイ 由奉節 大倉繁(イイワナウサイ)を見よ、  
ヨセバ 寄場 人足寄場(ニンソクヨセバ)を見よ、  
ヨセバフギヤウ 寄場奉行 江戸幕府の職名、石川島の人足寄場を管す、町奉行の支配、二百儀高、二十人扶持なり、元締役、手業掛、見張、鍵番役、春場掛、蠟灰製所掛、畑掛、油絞方、門詰等これに屬す、ニンソクヨセバ參看(明長帶録、官制沿革略史)

ヨツジウチ 四辻氏 姓は藤原、閑院家の一、西園寺公經の四男實藤を祖となす、實藤、權大納言正二位に至り、永仁六年十月薨す、初め載内と號す、後世に至り四辻と號す、羽林家の一、將官辨官を経て大納言を極官とす、大納言季經土御門天皇に和琴等を授け奉りしより、世々和琴等を以て家業とす、明治に至り華族に列し、伯爵を授けられ、室町と改む(尊卑分脈、系譜、華族諸家傳)

ヨツメノモン 四目紋 紋所の名、蛇目を、方にかきたるものを、四つ合せたるもの、石州津和野の龜井、美濃今尾の竹腰、丹波福知山の朽木氏等家紋となす、○平四ツ目、四ツ目を四角に置きたる形に畫きたるものは、讃岐丸龜の京極、下總鹿賀の森川氏等用ひ、○丸に四ツ目、丸の内にふがきたるものは、

ヨシノ

ヨツメ

○實藤 公重 實爲 公春 實郷 季顯  
實茂 季俊 實仲 公音 季遠 公遠  
季滿 季繼 公理 季賢 季輔 公昭  
公尙 季藤 實長 公享 公萬 公説  
公敏 公健 公賀 公康 公大

ヨシタ

形勢を大觀すべきを教へたるより、松陰専ら心を海外の事に用ふるに至れり、嘉永三年九州に遊び、四年更に藩主に從うて江戸に到り、相形勢の地を按じ、また始めて佐久間象山の名聲を慕うて其門に入る、尋で東北地方を視察せんと欲したりしが、藩の許可を得る能はざりしを以て、遂に脱藩して其行を遂げ、頗る得る所ありしも、之が爲めに罪を得て、郷里に幽せらる、六年に至り赦宥せられ、十年間遊學の許可を蒙りたれば、中國四國等を経て江戸に來り、再び象山と相往來して教を受けたる、この時に當り、米艦浦賀に入津して開國を迫るの事あり、天下騒然たるの際なりしが、松陰は急務條議、攘夷私議等を著し、盛んに攘夷論を主張せり、會々象山は、松陰に説くに、海外に航して形勢を審みすべきを以てせしかば、同年魯艦の長崎に入るや、意を決して西行したりしも、魯艦既に在らざりしが故に、空しく江戸に歸れり、既にして安政元年米艦再び下田に來るに及び、三月廿七日夜、從僕金子重助と共に、私に漁舟に乘じ、旗艦ゴッホマン號に赴き、米國に伴ひ行かん事を懇願したれども、ペリは日本の國勢を便し難しと稱してこれを許さず、即ち一軻を裝して岸上に送れり、事幕府に聞え、松陰重助共に傳馬町の獄に繋がれしが、尋で十月藩地に護送せられ、長門野山の獄に投じらる、二年十二月出獄の許可を得て家に歸居す、三年七月、はじめて松下村塾に子弟を聚めて教授し、俊才を養成せんと共に、屢々書を公卿及び藩主に呈して、尊王攘夷の事論を論じたりしが、五年井伊直弼大老となり、三家親藩の主を幽し、また開國論に上洛を命ずるなど、朝幕の關係漸く圓満を欠くのみならず、水滸の志士等が密に直轄を討たんとするの風聞あるを聞き、同志を糾合

ヨツヤモ 四ツ谷門 江戸城廓門の一、總町より四谷へ出づる口に在るを以て名づく、正保御國繪圖には四谷口とあり、門衛には、万石以下三千石以上の者、勤番三箇年、番士三人、羽織袴着、武器に、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く(殿居義、御府内備考)

ヨドクニ 淀君 名は淡路、名は茶々、淀君または淀殿と稱す、系統淺井長政の長女、母は小谷の方、織田信長の妹、淺井長政の戦死するや、小谷の方子女を携へて、信長に據りしが、後ち柴田勝家に再嫁するに及び、淀君等亦之に従ふ、既にして勝家また豊臣秀吉の攻むる處となり、北庄城に自害するに際し、小谷の方また殉死せるを以て、淀君等は叔父織田長益に據りたり、秀吉其醜態なるを喜び、納れて側室と爲す、龍後房を傾け、遠征の途なほ之を携ふるに至る、天正十九年鶴松を生みたれども夭したりしが、文祿二年八月秀頼を生むに及び漸く勢力あり、三年豊臣秀次事を以て自殺するや、秀頼は、秀吉の繼嗣となり、淀君亦其生母たるの故を以て、諸大名の中、往々にして心を屬するも

ヨシノコホリ 吉野郡 所在大和國 聖德太子紀に見えたり、諸書舊事記續紀芳野に作る、齊明天皇の時、此地に離宮を作り、和銅四年四月、始めて大少領及び主政を置く、元正天皇の朝、芳野監を置き、天平の末、又之を廢す、和名抄に賀美、那珂、實母、吉野等の郷あり、以後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヨシノガミ 吉野紙 大和國吉野郡丹生郷より産する紙を云ふ、一に淺漉と云ふ、極めて薄く漉きたるものなり、江戸時代御殿女中は、一にやはら紙又やはら野紙とも云ひて、鐵漿をつけたる後、口をふくに用ひたりと云ふ(古事類苑文學部)

ヨドシヤウ 淀城 所在山城國久世郡淀町字楊枝島、起原永正の頃より城ありしも、元龜三年廢墟となり、天正十七年三月豊臣秀吉更に築城す、諸書初め淀君在住、元和九年徳川家康増築、松平定綱を置く、其の後寛永十年永井尚政、寛文十年石川憲之、寶永八年松平光昭、享保二年松平乗邑等相交代して此に治す、同八年稱葉正知十萬二千石に封せられてより子孫世襲、明治維新に至り、同七年廢す(山州名跡志、武鑑、明治政覽)

ヨドノツカヒ 四度使 名義 王朝時代、地方廳より政職を中央政府に上申する四種の使、即ち大計帳使、正税使、調使、朝集使を云ふ、中央政府は之によりて地方政治を檢査す(一)大計帳使、大計帳を上る使をいふ、大帳又は計帳とも稱す、戸籍に關する帳簿なり、其の式は委しく主計式に見えたり、毎年六月卅日以前に、他方官等家口年記を注具し、八月三十日以前に太政官に送らしむ、延喜年中には陸奥出羽太宰府は九月三十日以前に申送することと定まる、後世志摩佐渡太宰府は、翌年五月まで延引することを許す、大計帳に附して上るべき者は、隱首括出帳、雜戸帳、陵戸帳、出舉帳、準人計帳、貢帳使名帳、郷戸課帳、青苗簿等なり、イイチャウ、

ヨツヤ ヨドクニ  
ヨツメ  
ヨシノ

ヨシノ

し、證勝を遂に要撃して、勤王の血祭と爲さん事を企てたり、藩廳之を探知して大に驚き、急に松陰を其家に幽す、越えて六年證勝、直弼の命を奉じ頼りに志士を捕ふるや、松陰また梅田雲濱等と通謀するの嫌疑により、江戸に檻致せられ、札問を受けしが、松陰は、雲濱と共謀の事なきを辨じ、却て證勝を要撃せんとせることを公言せるが爲め、十月廿七日江戸小塚原に於て斬らる、年廿九、荏原郡世田ヶ谷村に葬る、後ち祠を墓側に建て、松陰神社といふ、明治二十二年二月四位を贈らる(吉田松陰傳)

ヨシタリウ 吉田流 吉田重賢の始めたる 劔術の流派、重賢姓は源氏、江州佐々木氏の族なり、初め太郎左衛門と號し上野介と稱す、後道寶と改む、劔術を好みて神妙を得、後ち日置彈正正次に從ひ、其奥旨を皆傳す、時に永正四年なり、子孫其業を傳へ家名を墮さず、後世其門より出て、一派を爲すもの甚だ多く、出雲派、雪荷派、道雪派、竹林派、印西派、壽徳派、大心派、山科派、大藏派等あり(武藝小傳、武藝流祖録)

ヨシノコホリ 吉野郡 所在大和國 聖德太子紀に見えたり、諸書舊事記續紀芳野に作る、齊明天皇の時、此地に離宮を作り、和銅四年四月、始めて大少領及び主政を置く、元正天皇の朝、芳野監を置き、天平の末、又之を廢す、和名抄に賀美、那珂、實母、吉野等の郷あり、以後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヨシノガミ 吉野紙 大和國吉野郡丹生郷より産する紙を云ふ、一に淺漉と云ふ、極めて薄く漉きたるものなり、江戸時代御殿女中は、一にやはら紙又やはら野紙とも云ひて、鐵漿をつけたる後、口をふくに用ひたりと云ふ(古事類苑文學部)

ヨドシヤウ 淀城 所在山城國久世郡淀町字楊枝島、起原永正の頃より城ありしも、元龜三年廢墟となり、天正十七年三月豊臣秀吉更に築城す、諸書初め淀君在住、元和九年徳川家康増築、松平定綱を置く、其の後寛永十年永井尚政、寛文十年石川憲之、寶永八年松平光昭、享保二年松平乗邑等相交代して此に治す、同八年稱葉正知十萬二千石に封せられてより子孫世襲、明治維新に至り、同七年廢す(山州名跡志、武鑑、明治政覽)

ヨドノツカヒ 四度使 名義 王朝時代、地方廳より政職を中央政府に上申する四種の使、即ち大計帳使、正税使、調使、朝集使を云ふ、中央政府は之によりて地方政治を檢査す(一)大計帳使、大計帳を上る使をいふ、大帳又は計帳とも稱す、戸籍に關する帳簿なり、其の式は委しく主計式に見えたり、毎年六月卅日以前に、他方官等家口年記を注具し、八月三十日以前に太政官に送らしむ、延喜年中には陸奥出羽太宰府は九月三十日以前に申送することと定まる、後世志摩佐渡太宰府は、翌年五月まで延引することを許す、大計帳に附して上るべき者は、隱首括出帳、雜戸帳、陵戸帳、出舉帳、準人計帳、貢帳使名帳、郷戸課帳、青苗簿等なり、イイチャウ、

ヨツヤ ヨドクニ  
ヨツメ  
ヨシノ

ヨドノ

正税の税額雑用を記するものにして、式は委しく主計式に見えたり、諸國は毎年二月三十日以前に太政官に申送し、西海道は二月三十日以前に太宰府に送り、府覆勘を加へて五月三十日以前に官に送る、後世飛騨、信濃上野、陸奥、越前、能登、越中、越後、四月申送す、之に附して奉るべきものは神祇帳、國分寺及定額寺公文、義倉及官田地子等帳、常田收納帳、品位田帳、諸寺燈油帳等なり、(使) 参看(三) 調使、調帳を上る使、又貢調使とも云ふ調帳は調庸物を記せるものなり、調庸は毎年八月月中旬輸を起し、近國は十月三十日、中國は十一月三十日、遠國は十二月三十日以前に上納す、調帳は七月三十日以前に輸し訖る、延喜の制、越後、佐渡、隱岐は明年七月、長門は四月、伊豫土佐は二月を限りて納め、陸奥、出羽、兩國は當國に納め、西海道は太宰府に納めしむ、之に附して奉るべきものは租帳なり、テウチヤウ、ソシヤウ、参看(四) 朝集使、朝集帳を奉る使をいふ、地方廳一年間の政を中央政府に申送する、尤も重要な使節なり、朝集帳は地方廳の政を記せるものなり、朝集とは國司等期に應じて京都に會合する意なり、史に見えしは雄略紀二十二年八月の條に、臣連伴造毎日朝參、郡司國司隨時朝集、とあるを始めとなせど、これは後世より推定せるものなるべし、尋で孝德紀大化元年二月の條に朝集使のこと見えたり、これまた先に拜せる國司の功過を奏上するものにて、後世の朝集使とは少し異なるなり、毎年十一月一日を以て朝集す、中央政府にて朝集を掌るものは式部兵部の二省なり、之に附するものは、會帳、郡司名簿、雜色人死亡帳、軍國歷名簿、防人在防所々收苗子帳、健兒歷名簿、器仗帳、馳騁帳官

船帳、官取帳、官私馬牛帳、勳種大小麥專當人名簿、諸神祝部氏人帳、國分寺公文等なり、テウチヤウ、参看(四) 原田、四度使は大寶元年制定して、右の如く期を定めて上京し、中央政府と地方廳との連絡を保ちしが、後政府にては便宜上合併を許せり、弘仁六年十一月郵驛送迎を略せんが爲めに、正税計帳兩使を、朝集使に附せしめたり、然るにかくては使五月より八月迄在京せざる可らざる不便あるを以て、同九年六月更に令して、計帳使のみは、別に上京することとなす、承和十一年四月又計帳公文を朝集使に附す、嘉祥二年閏十二月出羽は陸奥の例に準じて、大帳を朝集使に附する事を許したり、而して中央政府にて合併を許せると同時に、國司等専横私曲を營み、四度使を怠るに至る、延暦八年五月諸使返抄なくして歸國するものを罰し、弘仁元年十一月諸國の使人等其の惡事を行ひし跡の顯はれんことを恐れ、省に來らざる者あるを以て、上日三分の二に足らざる者は、公解を奪ひ、考に預らざらしむ、然れども大帳等を上らざるもの出でしを以て、齊衡二年九月には、故なく大帳使を上らざるものは、公解を奪ひて解官せしめたり、寛平年中に至りては、税帳を上らざるもの、違きは二十年、近きも五年に及べり、爾來屢々令して戒飾する所ありしも行はれず、長保年中には主税主計二寮の官人、賄賂を貪り、公文を留置するものあるに至り、漸次地方廳と中央政府の連絡は衰へ、堀河鳥羽天皇の頃よりは、此等の使廢絶するに至れり(令義解、續紀、後紀、延喜式、續皇三代格、史學雜誌、四度使考、王朝諸使考)

ヨネクラウチ 米倉氏(武藏金澤) 姓は清和源氏、新羅三郎義光の三男義清の孫行より出づ、義行孫の信繼、甲斐國八代米倉郡に住し、因て氏

ヨネク

とす、十世の孫重繼、武田信玄に仕へ、其子忠繼も亦武田氏に仕ふ、後徳川家康に従ひ、大阪の役使番となる、寛永五年昌純、二百石を賜はり、後ち加封ありて六百石を領す、元禄三年昌尹、五百石を武藏國幡羅、機澤に加賜、敘置して丹後守と稱す、其後屢々加封ありて遂に一萬五千石を領し、武藏金澤に治す、十二年三千石を弟昌仲に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(華族諸家傳、徳川加除封録、華族譜)

昌明 昌照 忠仰 里矩 昌晴 昌賢 昌由 昌後 昌壽 昌言

ヨネツウチ 米津氏(出羽長瀨) 天彦國押人命五世の孫雄波根子建振熊命の男和爾日觸臣十世の孫、駿河國富士郡大領和爾部宿禰豐麻呂の後裔なり、子孫郡務を世襲し、富士大宮司を兼ね、國能の男信政、三河國磐海郡米津村に移住し、因て氏となす、一説に、關白藤原道隆の後裔、信濃守親康、其子親勝米津大夫と稱す、是れ米津氏の祖なり、七世の孫信勝始めて三河高橋庄を領す、勝政、松平清康父子三代に仕へて家を興し、五千石を領す、慶長六年田政、五千石加賜、寛文六年田盛一萬石加賜、前封と合せて二萬石、貞享元年政武、四千石を弟田賢に分封す、二年千石を三弟政容に分封す、寛政十年政通、封を出羽長瀨に移さる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる、明治十年源姓に改む(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

ヨネツ

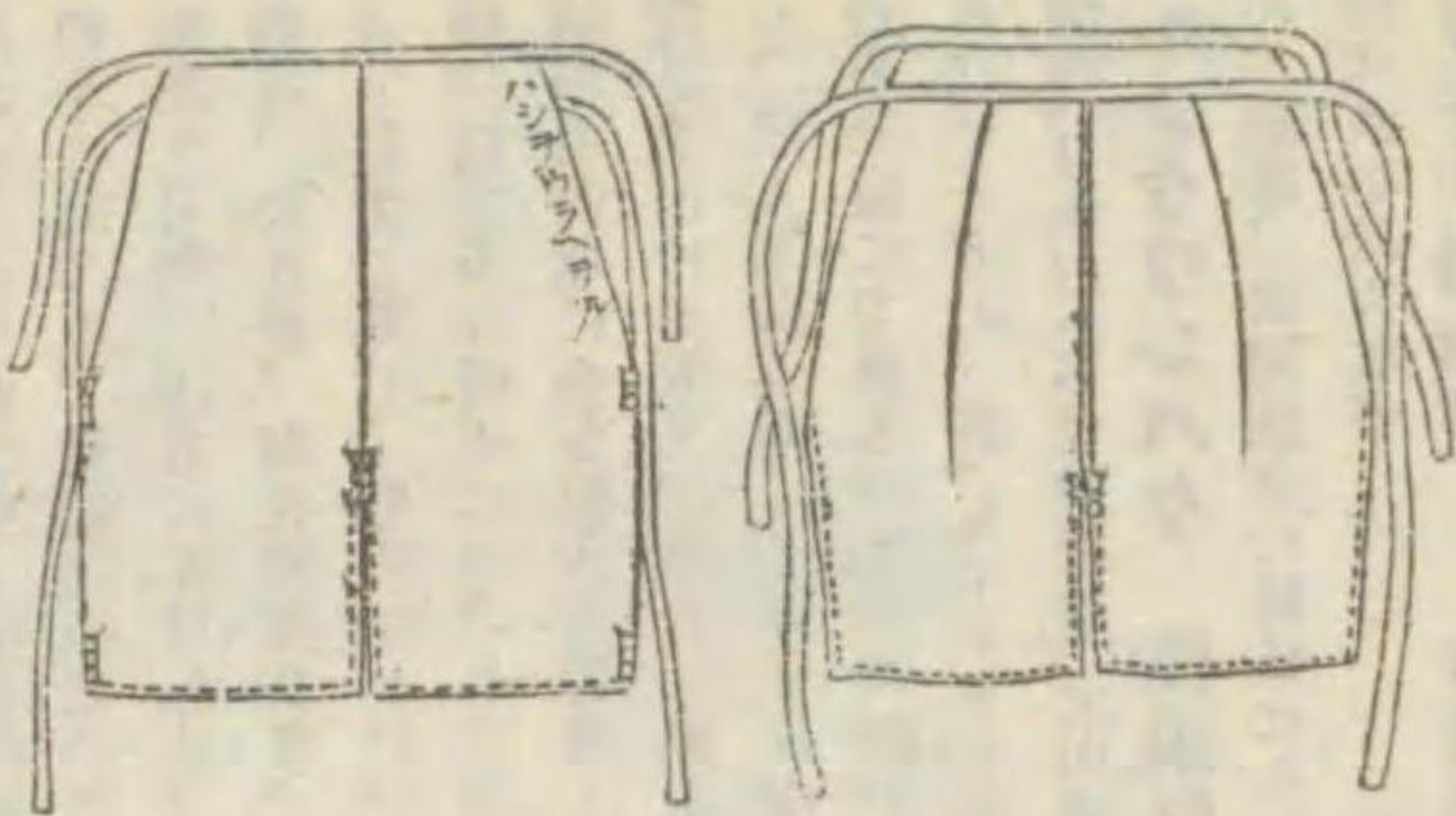
ヨリアヒシユウ 寄合衆 關東鎌倉幕府臨時の職名、執權、評定衆等と共に、國勢を議する事を職とす、北條氏の一族中、其任に適する人補任せらるゝ所なれど、常置にあらざれば、此職に居りし人亦多からず、引付頭、六波羅探題より此職に補し、また此職より直ちに連署に轉じたるものあるにて、重職なりしを知るべし、なほ此職は、例式の評定の席には臨まずして、寄合の席に列なり、内議論定せるならんといへり(原田) 北條記に、正應二年五月、北條時村が寄合衆となりしことあるを初見とし、尋で北村宗宣、同久時、同熙時も補任せる事同書に見ゆ、蓋し此職名北條記の外に散見する所なしと雖、恐らくは北條貞時執權の頃に置きしものなるべし(武家名目抄)

ヨリキ 與力 力を併せて加勢する意の詞より、轉じて加勢する人を指し、更に室町時代の中葉以後は、諸大名等に隷屬せる士の稱となりて、被管と同義に用ひらるゝに至れり、而して安土桃山時代に

ヨリアヒ 寄合 江戶時代、三千石以上の旗本にして非役のものないふ、また寄合組、寄合衆、組合小普請ともいへり(三千石以下にして非役のもの小普請といふコトナシシテ参看) 高百石に付、小判二兩の役金を幕府に納むること小普請に同じ、但し留守居、三番頭の子息、代々寄合筋の者は、三千石以下にても寄合に入り、又金森萬助、本多三津助は、名家たるの故を以て、三千石以下なれども、代々寄合に列したり、なほ布衣以上の役人にして非職となりたるものは、百石にても、之を寄合に編す、されど世俗寄合と稱し、普通の寄合と區別せり、寄合は皆若年寄の支配、柳之問詰にして、年始、八朔、五節句、月次に登城し、また江戶城十二箇所門番、駿府加番、法事勤番、日光門主差添等のことを勤仕せり、後世寄合肝煎ありて之を幹理す、肝煎は若年寄の支配、持高にして、勤役中役金を免除せらるゝ○凡兵數、軍を爲すに足らざるものは、數人の衆を合して一軍と爲す、故に寄合と稱したるものにし

ヨノバ ヨモギ

政教 政賢 ヨノバカマ 四幅袴 名袴袴の一種、中間小者等着用す、前二幅、後二幅なるよりしかいふ、又假粧袴とも稱す(製作) 長き膝頭に及び、裾を少し狭くす、革にて二所づゝ菊繻を附し、後腰はなし、革は葛蒲革又は黒革を用ひ、色は不定なれども、普通柿色なり(常用) 等着用すれども、古へは侍も著けたるよし雄川記に見え、又軍陣の時短の下に用



(裏) (載所記雜丈貞) (表)

ひとと太平記に見ゆ、著様は、まづ後腰を當て、前にて結び、次に前腰を當て、紐を後へ廻し、更に前に廻して結び、前腰の紐は後腰の外へかけて廻すなり、江戶時代の末年に至りて廢絶せり、服制(フクセイ)の條挿繪參看(貞丈雜記) ヨボロ 丁 壯年の男をいふ、年齢によりて正丁次丁の別あり、主計式に、凡左右京五畿内國、一丁輸錢隨時増減等と見ゆ、 ヨミホン 讀本 小説(セウセツ)を見よ、 ヨモギ 蓬 襲の色目の名、表白、裏青なるを

ヨモツ ヨリア

ヨモツクニ 黄泉國 伊弉册尊が崩御ありし時、此地に葬りたること、古事記書紀に見ゆ、されど其所詳かならず、栗田博士は、本居宣長の説を祖述して、古事記に「黄泉比良坂者、今謂出雲國伊賦衣坂也」と見えたるによりて、出雲伯耆の中なりと定め、更に出雲風土記に見えたる見島を以てこれに究て、今の伯耆國西伯郡濱附近の地なりと論じたり、古來より死したる人の赴く所なりと一般に信ぜられたり(古事記傳、日本歴史評林) ヨラク井 豫樂院 近衛家(コノエ)へヒロシを見よ、

ヨリアヒシユウ 寄合衆 關東鎌倉幕府臨時の職名、執權、評定衆等と共に、國勢を議する事を職とす、北條氏の一族中、其任に適する人補任せらるゝ所なれど、常置にあらざれば、此職に居りし人亦多からず、引付頭、六波羅探題より此職に補し、また此職より直ちに連署に轉じたるものあるにて、重職なりしを知るべし、なほ此職は、例式の評定の席には臨まずして、寄合の席に列なり、内議論定せるならんといへり(原田) 北條記に、正應二年五月、北條時村が寄合衆となりしことあるを初見とし、尋で北村宗宣、同久時、同熙時も補任せる事同書に見ゆ、蓋し此職名北條記の外に散見する所なしと雖、恐らくは北條貞時執權の頃に置きしものなるべし(武家名目抄)

ヨリキ

ヨロノヨロキ

は、附庸の大名をも凡て與力と呼びたり、なほ此時よりして侍大将、足輕大将等に附屬せる騎士の稱となりしが、江戸時代にも之と同じく、幕府にては重なる職員には必ず之を隸屬し、上官を輔けて庶務を行はしたり、人数役職等は、組によりて同じからず、并に其班同心の上であり、其隸屬せる職名等は、掌中大概順に見えれば参看すべし(武家名目抄)

ヨロノオトド

夜御殿

名義 天皇の御殿所なり、ヨロノオトドとも云ふ、又夜御所、塗籠、塗藏、夜大臣、夜大殿とも云へり、所在 大内裏清涼殿の北の間に、朝餉間の東、二間の西に在り、構造 母屋六七間、四方に妻戸あり、南大妻戸一間あり、御帳、御凡帳、御衣架等あり、經綯の疊三枚を敷きて御座と爲し、壁代をかけ、四隅に燈籠あり、御帳の枕の方に厨子二つ、あとの方に鏡掛あり、又御帳の南西北に疊を敷き女房座と爲す、寶鏡は兩面を覆ひ東南に奉安す、燈火は絶えず消えぬ様に注意し、藏人非藏人常に、さし油を爲す、其時鬘角より始め丑寅にて終る、これ御帳の東御帳をば通らぬためなりと云ふ、猶「セイリヤウテン」参看(江次第、禁秘抄、日中行事、禁秘抄、大内裏圖考證)

ヨロヒ

鎧(甲)

名義 戦時敵の刺撃を防ぐん爲めに、着用する武衣を云ふ、即ち鎧、胴丸、腹巻、具足等の總稱なり、足り具ふの義なり、和名抄に「唐韻云、鎧者蓋反、和名輿路比、甲也、和釋云、甲似物之有鱗甲也」とあり、故に又具足(後世に至りては、別に一種のもの出来せり、ヨグクク「参看」)又三ツ物(胴、胃、袖)をそろへたるより名づくとも云ふ、物具(物部の武具の意なりと云ふ)とも云ふ、上古はカワラと云へり、源平盛衰記等の物語に、甲をカナト、胃をヨロヒと云ふは誤なり、又胴丸、腹巻に對して、脇立、弦走、鳩尾、梅檀等のあるを鎧といひ、之を若長(「キセナガ」参看)とも云ふ、今三種の區別を云はんは、胴丸、腹巻は、共に脇立、弦走、鳩尾、梅檀等なく、腹巻は腹をまとひて、背にて引合せ、背板にて引合の隙を覆ふ、胴丸は竹の筒の如く、胴を圍みて右の脇にて合すものを云ふ、所製作

ヨロヒ

を、上は假粧の板の下より、下は摺の糸の下に至り、射向の半は、馬手のはづれまでにかゝる様に、鎧の前後を掩ひたるなり、其染革の上と左右との廻りを、

ヨロキノコホリ

餘綾郡

所在 相模國 起原 萬葉集に見えたり、語源 和名抄に伊蘇、餘綾、霜見、磯長、中村、幡多、金目等の郷あり、鎌倉時代以後、多く莊名を稱して、郡名を用ひず、天正中郡名復舊の時、終に波多野庄、金目庄は大住郡に入り、中村郷は足柄上下郡に入りて、僅に今の地を存侍せるを以て名づく、

ヨロヒ

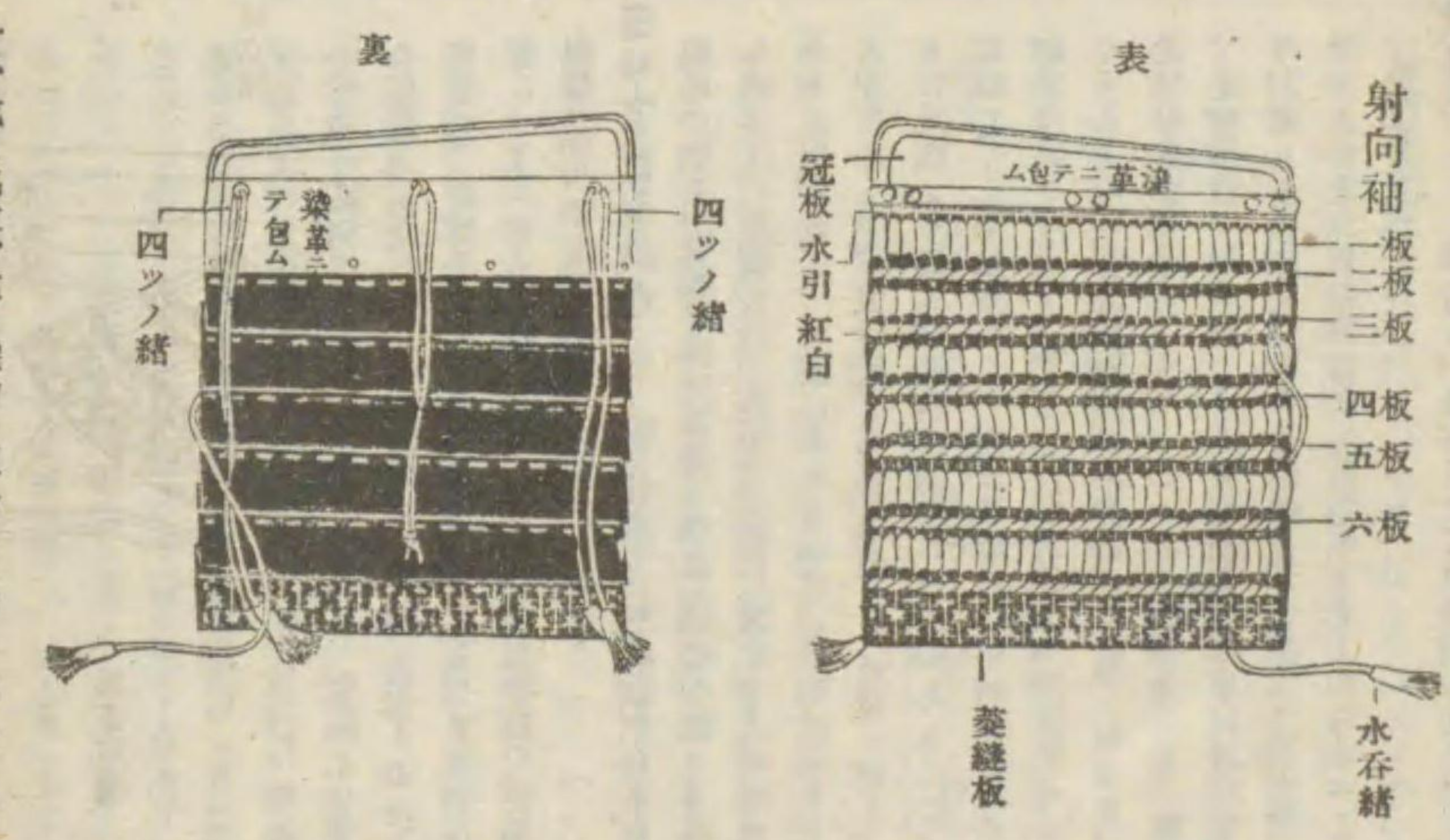
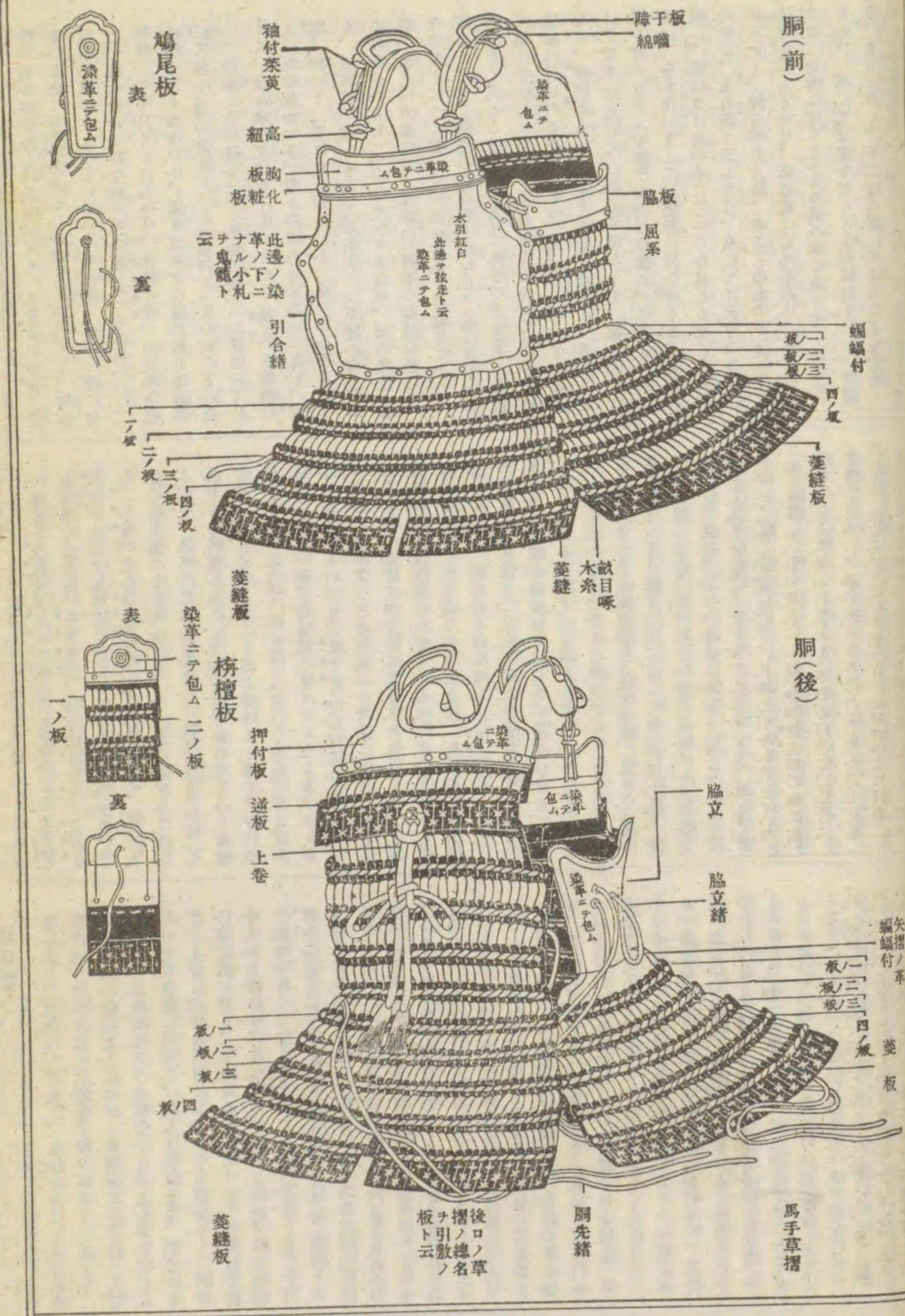
鎧(甲)

名義 戦時敵の刺撃を防ぐん爲めに、着用する武衣を云ふ、即ち鎧、胴丸、腹巻、具足等の總稱なり、足り具ふの義なり、和名抄に「唐韻云、鎧者蓋反、和名輿路比、甲也、和釋云、甲似物之有鱗甲也」とあり、故に又具足(後世に至りては、別に一種のもの出来せり、ヨグクク「参看」)又三ツ物(胴、胃、袖)をそろへたるより名づくとも云ふ、物具(物部の武具の意なりと云ふ)とも云ふ、上古はカワラと云へり、源平盛衰記等の物語に、甲をカナト、胃をヨロヒと云ふは誤なり、又胴丸、腹巻に對して、脇立、弦走、鳩尾、梅檀等のあるを鎧といひ、之を若長(「キセナガ」参看)とも云ふ、今三種の區別を云はんは、胴丸、腹巻は、共に脇立、弦走、鳩尾、梅檀等なく、腹巻は腹をまとひて、背にて引合せ、背板にて引合の隙を覆ふ、胴丸は竹の筒の如く、胴を圍みて右の脇にて合すものを云ふ、所製作

ヨロヒ

を、上は假粧の板の下より、下は摺の糸の下に至り、射向の半は、馬手のはづれまでにかゝる様に、鎧の前後を掩ひたるなり、其染革の上と左右との廻りを、

ヨロキ











ラウヤ

れを世襲し(三百俵を給ふ小傳馬町獄舎のこと)を總管し、同心五十八人、下男三十人これに屬す、同心の内録役、敷役、打役、小頭、世話役、平當番等の諸職あり、牢内には、只に町奉行擔當の罪人のみならず、寺社奉行、勘定奉行の擔當にかゝる囚人をも亦收容し、問訊の際各廳へ出したリ(蘭館鎌倉室町の兩時代に、土牢、座敷牢等の名見えたりども、元より制度上のものにあらず、江戸時代には左の數種あり(一)揚座敷(アカリヤシキ)參看)五百石以下、御目見以上の旗本を禁す(五百石以上は預に處したり)(二)揚屋(アカリヤ)參看)御目見以下の御家人、及び大名旗本の家臣、僧侶等を禁す(三)大牢(四)二間牢(また無宿牢といふ)(五)百姓牢、共に庶民を禁すれども、大牢は戸籍を有する者、二間牢は無宿のもの、百姓牢は農民を入るゝ等の差あり(六)女牢、婦人を禁す、又別に(七)溜(メメ)參看(八)郡代牢あり、溜は病人、幼者等をおく處、郡代牢は馬喰町代官所支配内の農民をおく處なり、なほ牢にはあざれど、刑の終りたる後、再犯の恐れある者、又は引受人なきものを抑留して役使する爲に、人足寄場(ニンソクヨセバ)參看の設あり(所傳)王朝時代には、左獄は京都近衛の南、西洞院の西にあり、東獄といひ、右獄は中御門の北、堀河の西にあり、獄ともいへり、江戸時代には、江戸及び幕府の各直轄地、并に諸藩毎にあり、江戸にては、小傳馬町にありて、惣坪數三百八十六坪餘、外廻り練練練なり、種類の條に述べたる(一)より(六)に至る諸牢は皆この内にあり、溜は淺草、品川の兩所に、郡代牢は本所に、人足寄場は佃島にあり(蘭館)王朝時代の制は、囚人を禁するに、死罪は枷(ケビカシ)參看(租)ア(カカシ)參看)を加へ、流罪以下は租を去り、杖罪は

ラウヤ

散禁す、散禁は刑具を加へずして禁するをいふ(「サキン」參看)應請請減者(「オウ」キ「セイ」ダン)參看)及び初位以上の外は皆巾を脱す、又長禁あり、終身禁獄するをいふ、後世には禁獄を以て一の刑名となしたり、凡そ五位以上囚獄の罪を犯せる時は在京の者はまづ禁じて後これを禁じ、もし死罪を犯せるか、又は京外にある者は、まづ禁じて後にこれを禁す、共に六位以下の者と、其居る所を異にす、婦人にして五位以上を帯する者亦同じ、而して婦人は男子と別處せしめ、産月に臨める者は、保を責めて出づることを許し、産後またこれを禁す、囚人には孰れも官より、席蓆衣食を給し、疾病ある者は醫藥を給し、殊に重きは枷粗等を脱し、且その家族一人禁内に入りて、看侍することを許したり、また囚人を巡檢して、安置等の不法を糾すことあり、在京は彈正月別に獄舎を巡行し、安置役使の、法のごとくならざるあらば、事に隨つて糺彈し、囚獄司當直の官人は、恒に物部并に物部丁を將ゐて毎夜巡檢し、京外は當處の長次官、十五日に一度檢行す、其囚久しく禁せられて、推問せられざるがごときことあらば、即ちこれを斷決す、鎌倉室町兩時代等は、皆制度として語るべきなし、江戸時代傳馬町の牢屋の制によれば、まづ入牢者ある時は、改番所にて鍵役罪人を審問し、姓名、年齢、肩書等、入牢証文と相違なきかを確めたる上、更に衣服を脱せしめて、懐中を檢し、金銀、刃物、書籍、火道具等、制禁の品を持參せるや否やを改め、然る後入牢せしむ、多くは夕刻に於てし、白晝は稀なりといふ、囚人には疊を與へて、それを敷かして、衣類は毎年五月九月の兩度に給與し、食物は朝夕の二度にして、汁と菜とを添へたり、行水は二箇月に一度行はしめ、月代は毎年七月十二月

ラウヤ

の兩度に行ふ制なれども、牢名主等は一箇月に一回行ふを許されたり、もし疾病に罹れる者ある時は、醫師をして診察せしめて藥を與へ、或は溜にて加養せしめ、或は親族等の請により、私宅にて療養せしむる等必ずしも一ならず、かくて死亡せば、罪の輕重を以て、或は蘭語にし、或は取捨、或は非人をして取片付しむ、囚禁の具には手鎖、ボタ等あり、手鎖は手を禁し、ボタは足を鎖す、もし牢舎火事に逢へば、囚人を放釋し、避難の後三日を期して更に預定の所に集らしむ、歸り來れる者は其刑を減じ、歸らざる者は刑を重くする定めなりき、牢舎は牢番ありて、一日一夜の交代にて、これを勤め、夜間は夜廻りをおきて警戒せしめ、又毎日一度づゝ晝夜の別なく、時刻を定めずして、御徒目付見廻りのことあり、罪囚のうちにて、上申、自白等せんとするあらば、此際見廻りの目付に告げしめ、目付は受理すべきものは、受理して其處分を請じたり、牢内改はまた牢改とも稱し、月に四五回、囚獄出帶刀、見廻り同心、牢屋同心、録役、平當番等を從へて牢内を巡視し、罪囚一同を外籍に移し、平當番、張番をして牢内に入り、禁制の品若しくは破損所等の有無を檢せしむるをいへり、又刑の種類には、過怠牢、永牢、揚座敷入、揚屋入等あり、過怠牢は、本利に代用して牢舎せしむるをいふ、假令は婦人又は幼少の者にして、敵の刑(もしくは附加刑)に相當せる博奕、盜賊等の罪を犯したる時、これに代へて入牢せしむるなり、永牢は終身牢舎に禁するをいひ、揚座敷入は揚座敷へ、揚屋入は揚屋へ入牢せしむるをいふ、○牢内は、夜中一點の燈火もなく眞の暗黒にして、入牢するを暗き處に入れらるゝといふも、これに由るなるべし、牢内にて囚人病に罹り、他囚の邪驚となりし者、又は

ラウヤ

囚人仲間に見せし者は、夜陰これを暗殺する、もしも行はれたり、其法は、當人を落ち間に押伏せ、口を手拭又は衣服等を突込みて、呼吸の出來ざる様にし、一人其上に跨がり、胸落の處へ尻餅をつくなり、或は蒲團にて包み、倒に立ておきて殺すこともありき、囚人の中に、名主、添役、角役、二番役、三番役、四番役、五番役、本役、本役助、詰之番、同助番等あり、これを牢役人といふ、名主は囚人の中より撰拔(重罪の者を除く)して任命し、他は名主の指名に委ねたり、なほ役人の外、隅の隠居(もと入牢して名主を勤め、牢法等心得ある者より命ず)ツメの隠居、穴の隠居、客分(又客座ともいふ、名主もしくは牢役人に兼ねて知己あるか、又は多くの金錢等を持ち來れる者にして、聊か寛かなる様、普通の囚人と別處に置きたり)等の名あり、いづれも牢内の私稱とす、凡囚人新たに入牢する時は、ツルと稱し、金銀を土産として持參す、衣服などに縫ひ込むもあれど、驚見の恐れあれば、多くは腹中に呑み込み、入牢の後便を渡せば、三日目位にて出づるよしなり、名主及び牢役人等の所得とす、またキメ板と稱する板、或は雪隠の蓋(詰蓋といふ)にて、新入の囚人を打つ、とあり、其他種々の弊風盛んに行はれたりき、なほ刃物類は制禁なれど、名主は小刀、鍔、毛拔等を所持し、酒煙草をも密かに飲用せり、これらはいづれも、牢番同心の下男、及び非人等に依頼して購求したり(書紀、令義解、拾芥抄、大内裡圖考證、室獄秘録、公裁秘録、明良帶錄、南獨安集、牢屋秘事録、御仕置類例集、徳川禁令考後集、徳川幕府刑事圖語、古事類死法律部)

ラウヤフキヤウ

牢屋奉行 「ラウヤ」

ラクヤ

ラクヤキ 樂焼 山城國西京樂焼の土を以て造る陶器をいふ、京焼の一種なり、樂焼とも稱す、製造の陶器に、樂の字を印するが故なり、實柔にして色白し、其赤色の物は、黄土を塗り、焼きて赤色に化せしむ、黒色のものは、加茂川石を細末となして軸となし、焼きて黒色を見せ、并に皆指頭を以て捏造し、器械を用ひざるが故に、形狀奇にして頗る雅致あり、茶室者流極めて之を賞翫せり(蘭館)永正年中支那人(或は云朝鮮人)阿未夜といふもの、歸化して京師に居り、更名して宗慶といふ、一種の陶器を發明したりしが、幾もなくして歿し、其妻夫の法を傳へて之を製せり、世人尼焼と名く、天正五年、其男長祐、織田信長の命を受け、千利休の意匠により、父宗慶の發明に本き、赤黒釉の茶碗を造らしめしことありしが、同十六年豊臣秀吉もまた、長祐を京師の樂樂第に召し、また之を製らしめたり、其製甚だ佳なり、秀吉賞翫し、樂の字の金印を賜ふ、長祐大に喜び、爾來自ら製する處の陶器には、必ずこれを印して樂焼と名づけ、且樂の家號となす、慶長年間、故ありて廢して用ひず、別に樂の字の印を造れり、長祐は通稱を長次郎といふ、利休與ふるに田中氏を以てせり、これより後常慶、道入、一入、宗入、左入、長入、得入、了入、且入、慶入等(皆吉左衛門を通稱とす)樂を傳へ今日に至る○樂焼の一種に光悅樂焼、空中樂焼あり、光悅樂焼は、本阿彌光悅が、長祐の法に倣ひ、指頭を以て造る所にして、匠氣なきを以て人之を賞せり、其器茶碗多く、希に香合等あり、悉く赤色油のものにして、黒色のものなし、其他瀬戸光悅、膳所光悅、加賀光悅あり、皆其所在の土を取りて造るが故に名づく、空中樂焼は、寛永正保の頃、京師の人本阿彌空中の造

ラテン

ラテン 螺鈿 名譽螺鈿貝、青螺、蝸貝、及び金銀等にて華章を作り、器物に嵌入したるものをいふ、また金貝ともいふ、金と螺とを雜へ用ふるが故なり(蘭館)天平勝寶八年孝謙天皇、彈基盤、和琴、篋篋、琵琶等を、東大寺に寄附し給ひしが、其器いづれも皆螺鈿、玉、玳瑁、水晶等を嵌裝せり、當時既に其技精巧を極め、名工も少なからざりしを見るべし、平安朝時代に至りては、盛んに行はれ、宮中の大儀に用ふる所の劍より、几、櫛、鏡箱、わりこの類、いづれも螺鈿を用ひしが、一條天皇の御宇に及びて特に流行せしかば、貴族の婦人は、五節の舞に用ふる衣服の紐に螺鈿を施し、又衣の袖の端に螺鈿を施すものあり、甚しきは江口の遊女が、傘に月

ラジャ

ラテン

ランガ

を出し、其柄に螺鈿を施して誇るに至れり、其後藤原頼通は、宇治風凰堂の格天井、また須彌壇などに、螺鈿を嵌入し、隆興の押領使藤原清衡は、中尊寺の室内(金色堂)を平座にして、螺鈿を嵌入したりき、かくの如く衣服家屋等の裝飾にまで、螺鈿を賞翫せしかば、蒔繪師と共に、貝摺とてこれを專業とする者あるに至る、正和四年朝廷近江國日吉社を造營せる時、螺鈿の貝摺工は、安弘、景長にして、井に當時における妙手なりき、下りて慶長年間及び、印籠の流行するや、また漆塗りにして、螺鈿を嵌したり、京都、江戸、大阪、長崎等の工人これを製造したりしが、元和年間、長崎に生島藤七某といふものあり、螺鈿を嵌装するの巧手として名聲高く、弟子野澤左衛門某も亦巧なりき、なほ同所の長兵衛某といへるもの此技に長じ、殊に青貝(鮑貝)を以て、漆器に嵌装する事をよくせり、是より先螺鈿は、みな鰐鰯螺、及び薩摩の夜久島に産する青螺を嵌入せしを、茲に至り長兵衛巧を支那人に受け、青貝を用ふ、世に青貝長兵衛といへり、爾來世俗此器を青貝細工、青貝摺など、稱す、元禄年間京師に、伊兵衛四郎兵衛、彌兵衛、牛三郎等の工人ありて、いづれもこれをよくしたり、これより後京都、江戸、大阪、長崎等の工人業を傳へて今に至る(工藝志料、日本工業史)。

ランガク

蘭學 蘭籍を研究する學問の汎稱なり、蓋し和蘭の我國と交通を開きたるは慶長年間であり、されば其後歲月を経ると共に、其語に通じ其書を読むものあるに至りしと雖も、寛永十五年幕府鎖國令を布き、且つ耶穌教を禁するに及び、また歐文を以て記されたる一切の書籍を披讀するを停めたりしが、和蘭のみ長崎を限りて通商するを許したれば、必要上、通詞の職をおきたり、されど通詞の職にあるものと雖も、典籍に就きて文字を學ぶにあらず、只假名の書留までにて、口づから記憶するに過ぎざるものなりき、會々長崎の人西川如見あり、元禄中華夷通商考を著して海外の形勢を述べ、正徳年中には新井白石蘭人に就き、幕府藏する所の輿地圖に據り、各國の形勢を論じ、萬國の地理を述べて、采覽異言を著す等のことありしと雖、蘭籍講究の學未だ開くるに至らざりしが、八代將軍徳川吉宗、天文曆學を好み、和漢の書を披讀し、且つ中根玄圭に命じ、曆算全書を翻譯せしむ、其説く所大に理を盡したりと雖、も蘭書の譯本なるを聞き、はじめて西洋學理の精緻なるに感ぜり、玄圭また早くより、これに注意したるが故に、蘭書閱讀の禁を解かん事を吉宗に上申せり、吉宗以て然りとし、而して未だ其意を果さず、會々長崎の和蘭通詞西善三郎、吉雄幸作、水木庄左衛門等封事を上り、通詞の職にあるもの、只詞を暗誦して僅かに用を辨するのみ、勢ひ精なること能はず、希はくは、通詞に限りて外書閱讀の禁を免ぜられたしと請ふに及び、遂に意を決し、宗教に關する書を除くの外は、洋學解禁の令を發す、時に享保五年なりき、既にして吉宗船載の外籍を見、其圖の精緻なるに驚き、も此文をも讀み得ば、世を益する事多からざるべしとて、青木昆陽に命じ、毎年江戸に參觀する和蘭の甲比丹に就いて之を學ばしめ、延享元年更に長崎に遣はし、通詞及び蘭人に就きて講習せしめたり、これを蘭學の起原と爲す、是に於て昆陽、單語四百餘言を習得、文字の體制、言語の呼法、語路の意味等を略々了解し、和蘭語譯、和蘭文字略考等の著あり、また西善三郎は、佛人ヒートル、マリーンの蘭佛對譯辭書により、

ランガ

れば、必要上、通詞の職をおきたり、されど通詞の職にあるものと雖も、典籍に就きて文字を學ぶにあらず、只假名の書留までにて、口づから記憶するに過ぎざるものなりき、會々長崎の人西川如見あり、元禄中華夷通商考を著して海外の形勢を述べ、正徳年中には新井白石蘭人に就き、幕府藏する所の輿地圖に據り、各國の形勢を論じ、萬國の地理を述べて、采覽異言を著す等のことありしと雖、蘭籍講究の學未だ開くるに至らざりしが、八代將軍徳川吉宗、天文曆學を好み、和漢の書を披讀し、且つ中根玄圭に命じ、曆算全書を翻譯せしむ、其説く所大に理を盡したりと雖、も蘭書の譯本なるを聞き、はじめて西洋學理の精緻なるに感ぜり、玄圭また早くより、これに注意したるが故に、蘭書閱讀の禁を解かん事を吉宗に上申せり、吉宗以て然りとし、而して未だ其意を果さず、會々長崎の和蘭通詞西善三郎、吉雄幸作、水木庄左衛門等封事を上り、通詞の職にあるもの、只詞を暗誦して僅かに用を辨するのみ、勢ひ精なること能はず、希はくは、通詞に限りて外書閱讀の禁を免ぜられたしと請ふに及び、遂に意を決し、宗教に關する書を除くの外は、洋學解禁の令を發す、時に享保五年なりき、既にして吉宗船載の外籍を見、其圖の精緻なるに驚き、も此文をも讀み得ば、世を益する事多からざるべしとて、青木昆陽に命じ、毎年江戸に參觀する和蘭の甲比丹に就いて之を學ばしめ、延享元年更に長崎に遣はし、通詞及び蘭人に就きて講習せしめたり、これを蘭學の起原と爲す、是に於て昆陽、單語四百餘言を習得、文字の體制、言語の呼法、語路の意味等を略々了解し、和蘭語譯、和蘭文字略考等の著あり、また西善三郎は、佛人ヒートル、マリーンの蘭佛對譯辭書により、

ランガ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、業を昆陽に受け、明和五六年の間更に長崎に遊學し、和蘭譯文略、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年に出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開版せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上隨職といふ佛人)ランソイン、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を除き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く縁故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西韻會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹ヘンテレキドフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ゾーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

ランケー ランジン

蘭香の類、品類諸格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年青地林宗、氣海觀瀾を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密開宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩溪等出で、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰きたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(徳川實紀、蘭學緒綱、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭字典文字の譯述起原) 本教育史、史學雜誌、和蘭字典文字の譯述起原、

ランタ

幸徳帝勅、東大寺に被納せしあり、香道前書には「芳野拾遺に丹後國與佐郡天の橋立の橋柱也、二條院の御宇に出、同國甲武山に隠し埋む、其上より蘭生す、薰り四方に滿、仍勅使立て是を尋、則其の蘭の根を取らるに至りて、埋所の木を得たり、則勅して蘭香待と名付、南都東大寺に納む」とあり、後説は附會の小説にして信するに足らず、前説もまた正しき記録に見えざる所なれば、全然信を措き難しと雖、支那より渡來せることは事實なるべし、されど何時より東大寺に藏したりしか詳かならず、降りて室町時代に至り、寛正六年九月、將軍足利義政春日社に參詣の途、東大寺を過り、寶器を見たるの際、はじめて蘭香待一寸四方づ、二個、五分四方一個を蔵り取り、前なるは一個を禁裡に獻じ、一個を將軍自ら領し、後なるは別當に贈りたり、蘭香待の名、これよりして世に知らる、尋で天正二年總田信長これを朝廷に懇請せしかば、三月廿八日勅使を奈良に遣はし、寶庫を開いて一寸八分を載る、信長これを三分し、一分は自ら領し、二分を諸國の大小名及び近習等に頒つ、此後慶長七年六月徳川家康朝廷に請ひ、本多正信、大久保長安を奈良に遣はし、これを視せしむ、即ち勅使下向して開封したりしが、家忠日記追加、武徳編年集成には、一寸八分を載りたりといひ、創業記、東遷基業、列祖成續には、只視たるのみにて載らすといひ、二説ありて詳かならず、明治九年奈良博覽會に陳列せることあり、越えて翌年今上天皇同地巡幸の時、御覽ありて一部を載らせられき、原物は今なほ正倉院にあり(雅遊考、考古界、蘭香待考) 蘭香待、蘭香の類、品類諸格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年青地林宗、氣海觀瀾を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密開宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩溪等出で、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰きたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(徳川實紀、蘭學緒綱、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭字典文字の譯述起原) 本教育史、史學雜誌、和蘭字典文字の譯述起原、

ランバ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、業を昆陽に受け、明和五六年の間更に長崎に遊學し、和蘭譯文略、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年に出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開版せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上隨職といふ佛人)ランソイン、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を除き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く縁故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西韻會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹ヘンテレキドフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ゾーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭



ランバ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、業を昆陽に受け、明和五六年の間更に長崎に遊學し、和蘭譯文略、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年に出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開版せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上隨職といふ佛人)ランソイン、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を除き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く縁故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西韻會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹ヘンテレキドフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ゾーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

は、五十戸の外なほ別に十戸以上あらば、一里を立  
て、里長をおき、十戸に満たざる時は、隸して大  
村に入る、大化の時其規定あらざりしも、恐らくは、  
また此の定めなりしならん、なほ郡の編成は、廿里  
以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以  
上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡となし  
たり、(コホリ)後ち里の稱を改めて郷と稱す  
(カウ)後世の村と同じものなり、(二)條(テウ)の條  
に述べたれば就きて見るべし、(三)令の制五尺を歩と  
なし、三百歩を里となすとあり、尋で和銅六年十二  
月の格には、地を度るには六尺を以て歩となすとあれ  
ど、今の五尺は高麗尺を以て度り、格の六尺は大尺を  
以て度るものなれば、實際に於ては異なる所なきな  
り、而して令の文中、及び風土記、延喜式、本朝文粹  
等に載する所の里程は、皆これに據りたるものにし  
て、後世六町を以て一里となしたるものなり、なほ拾  
芥抄にも六町を一里と爲すと記したれば、室町時代  
の初期は、此制たりしを知るべし、而して里程を算す  
るに町を以てすること、古きよりのことにして、扶  
桑略記、天延四年正月晦日の條には五六町、治安三年  
十月十七日の條には五十町、康平五年九月五日の條  
には廿餘町など見え、また後冷泉院高野詣記には六  
十町、古事談には三十六町、吾妻鏡安貞二年十二月十  
二日の條には二十餘町とあり、蓋し平安朝時代の末  
葉よりは、近距離を算ふるに、多く町を以てしたる  
ものならん、而して所謂町といふは、田制より出で  
たるものにして、即ち長さ六十歩なるべし、かくの  
ごとく或は里を以て記し、或は町を以て記したりし  
も、未だ町を重れて里となすの制は行はれざりし  
が、長門本平家物語兵庫島の條には、はじめて「畑

リウキ

リウエ

リウエ 一里卅六町築き出したり云々」と見えたり、武  
家時代に入るに及び、六町一里の古制と共に、三十  
六町、四十町、四十八町、五十町、六十町等を一里  
となすと並び行はる、蓋し三十六町を一里と爲すと  
は、田制に準據したるものなるを先置既に其説あり、  
其制何時に始まりしか詳かならざれど、行基式目  
には之を載せたり、されど同書は偽書なるがゆゑに用  
ひ難し、尋で太平記に「千劍破城の山圍り一里に餘れ  
る大山なれば」とあるは、三十六町の一里なるべく、  
また東大寺造供養記にも、三十六町を以て一里と爲  
したり、以て鎌倉時代には既に之を用ひたりしを知  
るべし、(高野山)ある勝示の石は、文永中設けしもの  
にして、登山には町を以て數へ、下山には里を以て  
數へたるが、里は皆三十六町の積りなり、また五十町  
を以て一里とするも、起原詳かならざれども、室町  
時代には、其制ありしといへり、江戸時代に至り、慶  
長九年諸國に令して一里塚(イチリツツカ)を築  
くや、皆三十六町を以て一里と爲さしめたり、但し此  
時築きたるは、東海東北陸の三道に留りたり、  
其他に至りては、此制に従はざりしもあり、現に佐  
波の如き、後世まで五十町一里の制なりき、(或は關  
東奥羽にて三十六町を一里とするは、豊臣秀吉の時  
に始まるといへり)また伊勢路は四十八町を、山  
陽道は七十二町を一里としたりといふ、明治九年三  
十六町を一里と爲すことを規定し、全國始めて統一  
に歸す(令義解、佐州年表、新編陸奥國誌、合類節用  
集、和漢三才圖會、參考太平記、騷寇志稿、皇典講究所  
講演「里程の事」、大日本史料)

リウエ

リウキ

柳營 將軍の居所を云ふ、漢文帝  
の時匈奴大に邊境に寇すことありしに、周亞父將軍  
として細柳に陣營す、文帝、これを巡視して、軍令の

リウキ

よく整ひたるを叙感ありし故事によりて名づく、柳  
は細柳の柳、營は陣屋を云ふなり、又營中とも云ふ、  
柳營中の略なり、吾妻鏡建久六年十一月十九日相模  
國大日堂に佛聖燈油料を充てたる條に、「誠任二禮那  
誓約、令專三柳營護持、給歎之由、有御沙汰云々」と  
見えたり、

リウキウ

琉球

琉球 薩摩の南洋中に在る  
群島の總稱にして、北緯二十四度より二十八度四十  
分に至り、東經百二十二度五分より、百廿二度十  
分に至り、西は清國の福建泉州に對し、西南は台灣  
島に接し、東西は太平洋に連る、本島を沖繩島と稱  
し、首府を首里といふ、國王の居りし所なり、伊平屋  
島等の十七小島ありて之に屬す、(名)琉球、流鬼、留  
仇、流虬、龍虬、瓊求とも書す、名の義に關して諸説あ  
り、雖も詳かならず、なほ沖繩は本来オガナツと稱  
したりしが、伊知地貞馨が、沖繩志を編する及び、始  
めて沖繩の文字を宛てしより、遂に一般に用ひらる  
るに至り、また龍宮の傳説を以て、沖繩を指すも  
のとし、説を立つるものあれども、確かならず、(油)油  
開國の初め、一男一女あり、志仁禮久、阿摩彌姑と  
いふ、また一人あり天帝子と稱す、三男二女を生む、  
長男を天孫氏と爲す、國君の始にして、次男は按司  
の始、三男は百姓の始、長女は君々の始、次女は祝  
地の諸侯にして、王の一門系族より成り、君は貴族  
の婦女の神職を掌るものにして、近代は開得大君  
(王の母公)より任ぜし所なりといひ、祝は村々の神  
事を掌る婦女にして、方言に「ノロコモイ」と稱す、天孫  
氏統治の間、國を島尻(山南)中頭(中山)國頭(山北)  
に分ち、都城を中頭の首里に建て、毎郡の按司を定  
む、而して日支兩國に於ける關係亦早くより史籍に

見ゆ、即ち隋の大業三年(推古天皇十五年)朱寬に命  
じ、海に入りて異俗を訪はしめし時、始めて沖繩に至  
り一人を掠めて歸り、明年煬帝再び朱寬を遣はして、  
琉球を招諭せしと雖從はざりしかば、寬即ち其布甲  
を取りて歸り、同六年(推古天皇十八年)に至り隋  
將陳陵、張鎮等部府に迫り、宮室を燒き男女數千人を  
虜にして凱旋す、而して其日本に通じたるは何年な  
りしか詳かならざれども、我國にて古へ按改又は多  
福といへるは、單に按改多福の二島を指すのみなら  
ず、又南島諸國の概稱を用ひたりしこと、先賢既に  
其説あり、蓋し海路由る所の島名を以て、諸島に蒙  
らしめしものにして、沖繩の如き、また其中に含ま  
れたりしなり、推古天皇廿四年按改人歸化し、白鳳六  
年多福島の入等々、飛鳥寺の西樓の下に鑿したりし  
より以來、按改多福の人にして歸化また漂着し、我國  
人にして、朝命を奉じて彼地に使し、または漂着せる  
等の事實多し、而して文武天皇二年には、多福按改、  
奄美、度威等の諸島入貢す、南島入貢のこと始めて茲  
に見ゆ、また天平勝寶五年に遣唐大使藤原清河、副  
使大伴古鷹等歸國の途に阿兒奈波島に漂着せり、阿  
兒奈波は即ち沖繩にして、實に國名の初見なり、なほ  
琉球の文字は今昔物語に、留求の文字は性靈集に見  
えられたれば、我國にて琉球と稱したることも、古き  
あるを知るべし、これより先源爲朝伊豆大島に流さ  
れしが、密に遁れて南島を経略し、沖繩島を征服し  
大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後爲朝は大島  
に歸りしが、尊教は琉球に留まり、衆に推されて浦添  
按司と爲る(爲朝が琉球侵略のことは、保元物語に  
鬼が島征服のことあるを初見とし、中山傳信録、中  
山世譜、琉球神道記に見え、また琉球の古語オモロ  
にも、これを傳ふ、いまだ之を斷じ難しと雖も、新井

リウキ

リウキ

リウキ

白石、伴信友、飯田忠房等の先哲及び藤原博士、平出  
鏗二郎氏等は、皆以て事實と認めたり、當時の事情并  
に琉球の傳説等を參酌するに、蓋し眞なるべし、此  
時(當り天孫氏は二十五世に當り、漸く衰運に向ひ  
しが、文治三年(我國の年號なり、以下同じ)權臣利勇  
の爲めに弑せらる、や、尊教義を唱へて之を誅し、遂  
に王位に昇る、舜天王これなり、此歳島津忠久、薩  
隅日三州守護職及び南海十二島の地頭に補せられし  
孫世襲せり、然れども島津氏の勢力未だ沖繩に達せ  
ず、何等の事蹟をも傳へざるなり、舜天の孫義本の  
時に至り、位を英祖に讓る、英祖王は天孫氏の裔な  
り、正應五年(元の至元二十九年)元主忽必烈、楊祥、  
吳志斗等に命じ、琉球に赴きて招諭せしめし、英祖  
王之に應ぜず、後重て招諭したれども、遂に従は  
ざりき、既にして四世玉城王の時、國內漸く亂れ、大  
里按司承察度、今歸仁按司伯尼芝等各々自立し、承  
察度は島尼地方に據りて山南王と稱せり、伯尼芝は  
國頭地方に據りて山北王と稱せり、玉城  
王は中頭地方のみを保ち、稱して中山王といふ、玉  
城王の子西威卒するや、國勢益々衰へしを以て、諸  
按司相謀り、浦添按司察度を立て、中山王と爲す、  
實に延元二年なり、然れども察度王は、山南北北の  
二王國と對峙するの困難なるを思ひ、文中元年(明  
の洪武五年)明主朱元璋の招諭あるに及び、明年使  
を明に遣り、表を奉りて臣と稱し、方物を獻す、琉  
球の支那に通ずる事茲に始まり、爾來朝貢の事絶え  
ざりき、弘和三年に至り、山南北北の兩王、また明に  
通じて臣と稱す、應永十一年(明の永樂二年)明主  
察度の子武寧を封じて中山王と爲し、封冊使を遣り  
て冊文を授く、封冊使茲にはじまり、爾來例となり、  
天使館を那覇の東村に建つ、應永十二年(明の永樂

三年)に及び佐敷按司巴志兵を擧げて、中山王武寧  
を亡し父、恩紹を推して中山王と爲し、自ら實權を  
握る、二十三年(永樂十四年)山北王榮安知を斃し、  
二十九年(永樂二十年)父に嗣で立ち、永享元年(明  
の宣德四年)山南王佐魯魯を滅し琉球を統一す、明  
年明主宣宗、尙姓を授く、是より尙氏を稱す、之より  
先應永二十二年、巴志使を我國に贈りしことあり、  
尋で永享四年、明の宣宗は、巴志を介して我國  
の通聘を促したれば、巴志また使を發して京都に至  
り方物を貢し、明主の諭文を將軍足利義教に致す、  
これより琉球は時々我國に入貢し、且つ兵庫に來り  
て貿易を試みたりき、嘉吉元年將軍足利義教、島津  
忠國に琉球國を賜ふ、蓋し鎌倉の先蹤に従ふなり、文  
明元年中山王尙德卒し、嗣子なほ幼なり、國人これ  
に服せず、明年尙圓を推戴して中山王となす、尙圓  
は義本(舜天の孫)の後胤なり、(或はいふ天孫氏の  
裔)是に於て巴志の統絶り、二年泉州界の船琉球に通  
航するを以て、將軍足利義教、書を島津立久に賜ひ、  
他國船の琉球に往來するを禁じ、且諭して來聘せし  
む、四年正月立久使を琉球に遣りて其來聘を促した  
れば、二月尙圓始めて薩摩に聘問せり、十二年幕府  
命を島津忠昌に傳へ、中山王に諭し、先例に照して  
速に貢船を發し、使の回るに後るべし、勿れと達し  
たり、後ち度々薩摩には來聘し、或は安否を問ひ或  
は襲封を賀したりき、既にして豊臣秀吉の朝鮮を  
討たんとするや、島津義久に命じ、兵賦を琉球に徴  
せしむ、琉球怨望し、これより益々明に親しみ、漸  
く我國に疎なり、徳川家康の天下を統一するに際し、  
義久屢々琉球に諭し、江戸に朝せんことを以てせり  
と雖、これに應ぜざる而已ならず、其使者を辱むる  
に至りしかば、慶長十三年、島津家久は、幕府に請う

リウキ

琉球を征し、國王尙寧を擒す、是に於て十五年島津義久は、沖繩及び諸島を掃蕩して、貢物の納額を定め、且つ在番奉行を沖繩におきて、諸事を監理檢察せしめ、また琉球の屬島たりし大島、徳之島、喜界島、沖永良部島、興論島を薩摩の直轄とし、且つ二按司を賞として薩摩におく、鹿兒島在番これなり、尋で元和三年尙寧子なくして嗣定まらざるに當り、家久、尙豊を立て、王と爲したるより、繼嗣毎に島津氏の准許を得る事となり、また將軍家に對しても恩謝を遣り、なほ將軍の代替り、其他の慶賀には、慶賀使を派遣すると流例となり、全く薩摩の附庸たるに至りしと雖、然も中山王が、明の封冊を受けて彼地に入貢することは、舊によりて異ならず、島津氏もまた之を默許し、却て琉球を介して明と貿易を試むるの便に供したり、而して琉球より貢物を載せて支那に赴く船を運賃船、支那より冊封使を載せて琉球に来る船を冠船と稱し、冠船の琉球に渡來するの際には、薩摩より出張する吏員は、國頭即ち山原に退隱して之を避けたりといふ、清の代に至りても、關係は同じかりき、故に琉球は形式上日支兩國の委たりしのみならず、我國人は多く之を外國視せり、大日本史、野史のごとき、之を外國傳に載せたるを以て、推知するを得べし、かくて嘉永六年に至り、米澤水師提督ペリーは、那覇に寄港し、強て和親條約を締結したりしが、安政元年には、佛蘭西、同五年には和蘭とも之を締結し、恰も半獨立國のごとなりき、明治四年薩藩の所轄を離れて鹿兒島縣に屬したりしが、五年琉球を以て藩とし、尙泰を藩王となし、華族に列し、且つ嘗て米佛蘭と締結せる條約は、政府の條約となし、外務省より管理すべきの命あり、八年清國に入貢し、慶賀使を派し、冊封を受ける等の

リウタ

事を禁じ、明治の年號を奉ぜしめ、十二年藩を廢して沖繩縣となし、尙泰に上京を命じ、縣知事をして之を統治せしむ、尙氏(シヤウウケ)參看(南島志、五事略、野史、沖繩誌、南島沿革史論)

リウタン

龍膽 襲の色目の名、表蘇芳、裏萌木なるものを云ふ、藻蘆草には、表濃花田、裏紫なりともいへり、夏季之を著用す、カサネノイロメの挿繪參看、

リウツゲキスノフネ

龍頭鵠首船 船首に龍の頭または鵠(鳥の名)首を彫りて附したるものを云ふ、龍頭船、鵠首船の二つを併稱したるものなり、一説に龍の紋を飾りとし、鵠首を軸先に著けたる船を言ふともいへり、龍はよく水を渡り、鵠はよく飛びて風に耐ふるものなる故にこれを附くと云ふ、各屋形ありて、天皇の御座船なり、淮南子に「龍舟大舟也、刻爲龍文、以爲飾也、鵠大鳥也、畫其象、著船頭、故曰鵠首、舟中吹簫與竽以爲樂、其象芝」とありて、註に「薛綜曰、船頭象鵠首、厭水神、故天子乘之など見えたり我邦にて之を用ひし始め詳かならず、平安朝時代には盛んに之を用ひし、こゝ、源氏物語、こゝ巻に「龍頭鵠首を、からのよそひに、こゝん、しうしつらひて云々」と見え、其他榮花物語、増鏡などにも見えたり、

リウテイタネヒコ

柳亭種彦 高屋種彦(タカヤタネヒコ)を見よ、

リウテキ

龍笛 横笛(ワウテキ)を見よ、

リウビタウ

龍尾道 大内裏大極殿前の道を見よ、龍尾壇とも稱す、大極殿の基を南に去る十丈、普賢壇の基を去る二丈、南北に横亘したる道

リウビン

にて、板石條石を以て築成し、中央二十丈の間朱欄を設け、其東西石階各八丈、階を設くる三級、二樓に當り又朱欄を設くる各々四丈、東西步廊に接し、又石階あり、各四丈なり○唐の舎元殿の制に倣ひしものにて、洞鑑類函居處部に、「泊宅編、唐舎元殿前龍尾道、凡詰曲七轉、由丹鳳門北望、龍尾下三垂於地」とあるに據る、然れど其形狀異なり(大内裏圖考證、平安通志)

リウビン

龍鬚 蘭草にて織りたる筵を云ふ、蘭の一名を龍鬚草と云ふより名づくとも云ふ、長さ七尺五寸、廣さ縁ともに三尺六寸なり、雅亮裝束抄に「りうびんは、色々またなる筵に、青地の錦の縁の弘さ三寸許なること、四方にさしまはして、濃きうちうらな付たり、弘さ長き疊に同じ」と見えたり、伊勢貞丈は、色々またなる筵とは、蘭を色々に染めて織りたる筵にて、俗に花ござと云ふものなりと云へるは從ふべし、江戸時代縁を黄にして、赤く輪ちがへに染めたるを稱し、又紅の絹にて、黄を以て青海波を書きたるをも、備後表の縁に、龍の鬚を縫にしたるをも稱したりと云へど、共に本義を失へり、支那にては龍鬚と稱し、我國にては古き日記等には、龍鬚と書けるものありしが、何時しか龍鬚と誤り、遂に通稱となりしものなるべし(玉葉、貞丈雜記、類聚名物考、蓬齋錄)

リウヘイエイハウ

隆平永寶 名隆平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、質銅にて作る、徑八分強、重九分九厘、徑八分強、重七分五厘の二種あり、皇統御製、桓武天皇延暦十五年十一月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十に當つ、弘仁八年に至りて停止せしめ、及び其挿圖參看(大日本貨幣史)

リキシヤ

力者 剃髮して力業を勤むる故に名づく、又書法師、力者法師とも稱す、青色の裝束を着くる故に云ふ、院の御所、門跡、諸公卿及び武家等の家に置きたり、服制(フクセイ)の挿繪參看、

リクグン

陸軍 兵制(ヘイセイ)徴兵(チウヘイ)を見よ、

リクグンシヤウ

陸軍省 明治政府の官衙、陸軍政の事を掌る、(陸軍省)明治五年二月、兵部省を廢して、始めて之を置き、もと兵部省中、陸軍武官及び兵學、軍醫の二寮、糾問、造兵、武庫の三司を管す、其後職制、局課の廢合あり、現今は、官房、人事、軍務、經理、醫務、法務の五局あり、其他砲兵工廠、兵器廠、憲兵司令部、軍馬補充部、築城部、運輸部、會計監督部、經理學校、千住製絨所、精練廠、被服廠等の所管あり(法令全書)

リクグンリウサイ

陸軍總裁 陸軍省の職名、陸軍に關する事務を總裁す、(陸軍省)文久二年十二月、これをおき阿波德島藩主蜂須賀恭祐を任補す、蓋し幕府、洋式を採用し、陸軍の發達著しきを以てなり、三年正月辭す、尋で元治元年七月老中格松平乘謀を命ぜらる、崇徳維新の後、同二年十二月老中格松平乘謀これに代る、其重任たりしと知るべきなり、而して慶應四年正月勝安芳が、海軍奉行並より此職に補したることには、幕府瓦解の際の事に係り、常規として見るべからず(續徳川實紀、嘉永明治年間録)

リクグンフギヤウ

陸軍奉行 陸軍省の職名、歩兵、騎兵、砲兵の三隊を總官す、老中の支配、五千石高、芙蓉間詰とす、(陸軍省)文久二年十二月はじめて之をおき、大關増裕を任補せり、

リクシ

リクグ

リウビ

にて、板石條石を以て築成し、中央二十丈の間朱欄を設け、其東西石階各八丈、階を設くる三級、二樓に當り又朱欄を設くる各々四丈、東西步廊に接し、又石階あり、各四丈なり○唐の舎元殿の制に倣ひしものにて、洞鑑類函居處部に、「泊宅編、唐舎元殿前龍尾道、凡詰曲七轉、由丹鳳門北望、龍尾下三垂於地」とあるに據る、然れど其形狀異なり(大内裏圖考證、平安通志)

リウビン

龍鬚 蘭草にて織りたる筵を云ふ、蘭の一名を龍鬚草と云ふより名づくとも云ふ、長さ七尺五寸、廣さ縁ともに三尺六寸なり、雅亮裝束抄に「りうびんは、色々またなる筵に、青地の錦の縁の弘さ三寸許なること、四方にさしまはして、濃きうちうらな付たり、弘さ長き疊に同じ」と見えたり、伊勢貞丈は、色々またなる筵とは、蘭を色々に染めて織りたる筵にて、俗に花ござと云ふものなりと云へるは從ふべし、江戸時代縁を黄にして、赤く輪ちがへに染めたるを稱し、又紅の絹にて、黄を以て青海波を書きたるをも、備後表の縁に、龍の鬚を縫にしたるをも稱したりと云へど、共に本義を失へり、支那にては龍鬚と稱し、我國にては古き日記等には、龍鬚と書けるものありしが、何時しか龍鬚と誤り、遂に通稱となりしものなるべし(玉葉、貞丈雜記、類聚名物考、蓬齋錄)

リウヘイエイハウ

隆平永寶 名隆平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、質銅にて作る、徑八分強、重九分九厘、徑八分強、重七分五厘の二種あり、皇統御製、桓武天皇延暦十五年十一月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十に當つ、弘仁八年に至りて停止せしめ、及び其挿圖參看(大日本貨幣史)

はじめ一人なりしが、慶應年間には數人ありき○陸軍奉行並は、文久三年七月はじめて之をおき、小栗忠順を任補せり、老中の支配、三千石高、芙蓉間詰にして、はじめ一人なりしが、慶應年間には數人ありしこと陸軍奉行に同じ(文久紀事、續徳川實紀、泰平年表、海軍歴史、武鑑)

リクザウ

六賊 王朝時代の罪名、強盜、竊盜、枉法、不枉法、受所監臨、坐廠の六賊をいふ、強盜とは、強盜して財を得たるをいひ、竊盜とは、竊盜して財を得たるをいひ、枉法とは、人より財を受け、法を曲げて處断せるをいひ、不枉法とは、人より財を受け、法を曲げずして處断せるをいひ、受所監臨とは、監臨の官、公事に因らずして監臨内の財物を受けたるをいひ、坐廠とは、監臨主司にあらずして、事に因りて財を受くるをいふ(古事類苑法律部)

リクゼンノクニ

陸前國 東北は海、西は羽前、南は磐城、北は陸中に至る、東西凡二拾五里、狹處二里、南北凡四拾里、狹處拾九里、東山道に屬す、(陸前)山脈西北に亘りて陸中羽前を劃し、尙ほ南に連る、北方二郡狹長海に沿ひ、牡鹿一郡東方に曲出して港灣を抱き、松島群嶼其西南に基布して絶勝の地たり、中央土壌平衍、阿武隈川其南を限り、北上山北方より來り、運輸の便あり、(陸前)もと陸奥國に屬し明治元年始めて分置す、ムツノクニを見よ、

リクチュウノクニ

陸中國 東北は海、西は羽後、南は陸前、北は陸奥に至る、東西凡三拾七里、南北凡三拾三里、廣所凡五拾里、東山道に屬す、(陸中)陸奥の大山脈二岐に分れて南走す、其西する者は羽後を劃界し、其東する者は中央に連結し、

リクサ

リグチ

リウビ

にて、板石條石を以て築成し、中央二十丈の間朱欄を設け、其東西石階各八丈、階を設くる三級、二樓に當り又朱欄を設くる各々四丈、東西步廊に接し、又石階あり、各四丈なり○唐の舎元殿の制に倣ひしものにて、洞鑑類函居處部に、「泊宅編、唐舎元殿前龍尾道、凡詰曲七轉、由丹鳳門北望、龍尾下三垂於地」とあるに據る、然れど其形狀異なり(大内裏圖考證、平安通志)

リウビン

龍鬚 蘭草にて織りたる筵を云ふ、蘭の一名を龍鬚草と云ふより名づくとも云ふ、長さ七尺五寸、廣さ縁ともに三尺六寸なり、雅亮裝束抄に「りうびんは、色々またなる筵に、青地の錦の縁の弘さ三寸許なること、四方にさしまはして、濃きうちうらな付たり、弘さ長き疊に同じ」と見えたり、伊勢貞丈は、色々またなる筵とは、蘭を色々に染めて織りたる筵にて、俗に花ござと云ふものなりと云へるは從ふべし、江戸時代縁を黄にして、赤く輪ちがへに染めたるを稱し、又紅の絹にて、黄を以て青海波を書きたるをも、備後表の縁に、龍の鬚を縫にしたるをも稱したりと云へど、共に本義を失へり、支那にては龍鬚と稱し、我國にては古き日記等には、龍鬚と書けるものありしが、何時しか龍鬚と誤り、遂に通稱となりしものなるべし(玉葉、貞丈雜記、類聚名物考、蓬齋錄)

リウヘイエイハウ

隆平永寶 名隆平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、質銅にて作る、徑八分強、重九分九厘、徑八分強、重七分五厘の二種あり、皇統御製、桓武天皇延暦十五年十一月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十に當つ、弘仁八年に至りて停止せしめ、及び其挿圖參看(大日本貨幣史)

北上川其間に南流す、全地原野曠蕪にして、産物多く、盛岡以南は稍々沃壤たり、閉伊九戸二郡東海に類し魚鹽の利あり、(陸前)もと陸奥國に屬す、明治元年始めて分置す、詳しくはムツノクニを見よ、

リチユウテンワウ

履中天皇 名履御名は去來穗別尊、(履)仁德天皇の皇長子、御母は皇后磐之媛、第十七代天皇、(履)仁德天皇三十二年立ちて皇太子となる、八十七年正月仁德天皇崩す、太子難波宮に居り、また位に即かざるに當り、住吉仲皇子皇位を争ひ、兵を擧げて宮を圍み、事急なり、太子平群木菟等と河内埴生阪に遁れ、更に難波を経て、倭の石上振神宮に駐り、皇弟瑞穗別皇子を遣はして住吉仲皇子を誅せしめ、明年二月即位す、二年十月倭磐余稚櫻宮に遷り給へり、四年はじめて史を諸國にわき、言事を記さしめ、六年また齋藏の傍に内藏を建て、官物を分取し、阿知使主と王仁となして、其出納を記さしめ、因て藏部の職を定む、此年三月崩す、(陸前)詳かならず、和泉國東北郡神石村大字上石津の百告鳥耳原南陵に葬る(古事記、大日本史、陸奥一覽)

リツ

律 律令(リツリヤウ)を見よ、

リツコクシ

六國史 日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六史をいふ、各條參看、

リツシ

律師 僧官の一、戒律を持し、僧正僧都に次で、僧尼を統ぶる事を掌る、リシともいひ、また僧正僧都と共に、總稱して僧綱といふ、釋氏要覽に「實雲經云、具足十法、名律師、律鈔解題云、佛言、善解二字、名律師、一字者律字也」とあり、(陸前)天武天皇紀の條に十二年に、律師の名あるを初見とすれども、任何は、天武天皇二年三月元興寺善住を、律師に任せしを始めて、天長三年三

リチユ

リツシ





リンカ—リンザ

の制、諸司諸家に諸所の慶米一百石以上は、官符にあらざれば奉行することを禁じたり(延喜式、西宮記、類聚符宣抄、大内裏圖考證)

リンカ

林歌(臨河) 名義樂舞の一、高麗樂、新樂にて小曲、四人舞、番舞甘州の大觀如電氏は「林鐘調にて、催馬樂うたふべく作りたれば、林歌の名起りしならん」といへり(起原臨河傳來作者等詳かならず、體源抄に兵庫允玉手公願作となせど明かならず、舞樂(フカク)の挿繪(舞樂圖說))

リンザイシユウ

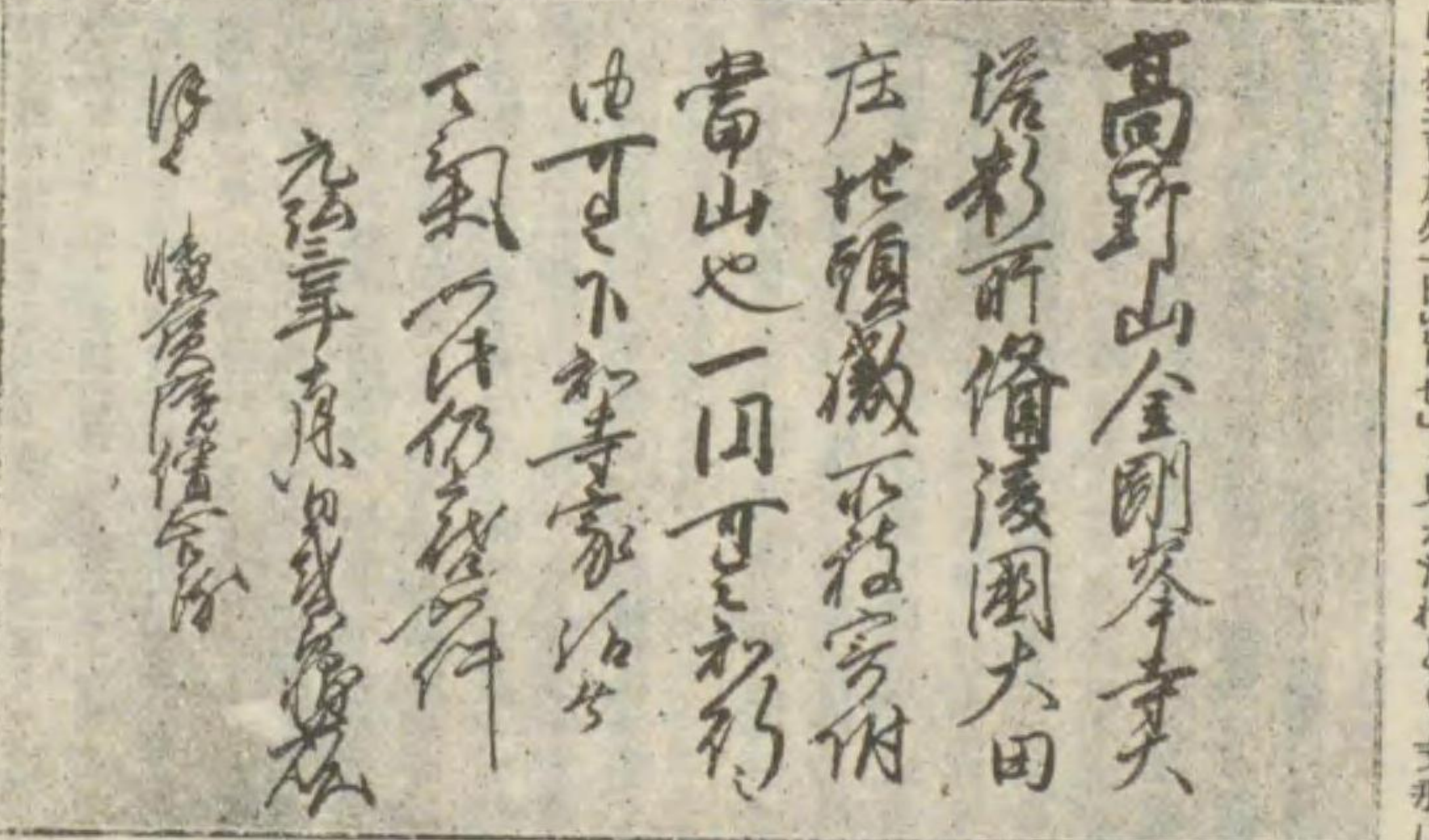
臨濟宗 名義禪宗の一派、臨濟禪師を開祖とするが故に名づく(起原臨濟) 臨濟は唐の懿宗の時の人にして、はじめ黄巢に參し、後ち大愚に謁し、遂に一法を開く、而して其本邦に於ては承安年中叡山の覺阿宋地に航して、佛海禪師に參し、在宗四年にして歸朝す、これは臨濟禪あるのはじめと爲す、然れども其法傳らざりしに、後ち榮西(エイサイ)參看あり、始め顯密の教義を採り、中頃再び宋域に入りて、教外別傳の旨を究め、歸朝するに及び、盛んに臨濟下の正宗を唱ふ、時に建久二年なり、次で建仁三年將軍源賴家建仁寺を創し、師を請じて開山とす、我國に禪利あると茲にははじまる、これより漸次に瀾論して鎌倉室町兩時代を通じて隆盛を極む、即ち建長元年北條時頼、建長寺を起し、宋の蘭溪道隆(ダウリユウ)を延いて開山とし、仁治年間九條道家東福寺を建て、辨圓圓爾(ベンエン)參看を以て始祖たらしめ、文永十年北條時宗圓覺寺を建て、宋の無學祖元(ソゲン)參看を推して開山とし、永仁中龜山法皇南禪寺を創め、無開普門(フモン)參看をして之に居らしめ、建武元年花園法皇妙心寺を創め、開山慧玄(エケン)參看を開山とし、北朝暦二年(南朝延元四年)光明天皇、足利尊

リンサ

氏に勅して天龍寺を創めしめ、夢窓疎石(ソセキ)參看)を始祖とし、北朝延文五年(南朝正平十五年)佐々木氏頼永源寺を建て、寂室元光(ゲンクワウ)參看)を開山とし、北朝永徳三年(南朝弘和三年)足利義満相國寺を開き、春屋妙葩(メウハ)參看)を住持とす、而して本宗の所謂五山十刹の列を定めたるは實に北朝至徳元年(南朝元中元年)の事に係り(「エサン」シフセツ)參看僧録司の職あるは、康暦元年十月に始まる(ソウロクシ)參看)是より五山十刹、僧録司を世襲領帶せる鹿苑院并に隆涼軒を中心として室町幕府の保護により、尤盛大なりき、されば足利氏の威信漸く地に墜つるや、宗風また從うて衰へ、應仁以後の亂世を経て、江戸時代に及びては廢頽甚しく、加ふるに僧録司の職は金地院に移りたれば、宗門の勢力は、全く金地院に吸収せられたり(コンチキ)「スウチン」參看)蓋し元和年中、五山十刹の法度發布せられ、東班、西班、轉位、官賞等、寺法の如く定り、乘拂、出世、入院、開堂、また先規によりて行はれ、外觀頗る美なりしと雖、内部の勢力は甚だ微弱なりき、此時に當り一宗中大勢力を有したるは、妙心大徳の二寺にして、寛永年中、澤庵によりて出世を復せられ、互に相獨立し、他の五山一派と對立したるに似たり、されば江戸時代臨濟の宗風は唯僅かに、嶺南(レイナン)參看)溈庵(タクワン)參看)愚堂、一絲等によりて其前半を維持せられ、白隱(ハクイ)參看)後半に起り始めて宗風再び世に振ふに至れり、明治九年はじめて宗名を立て、臨濟宗と稱し、各分派また獨立して、各々管長をおくこととなり

リンシ

リシ 參看(佛教各宗綱要、日本佛教史綱) 文書を云ふ、唐薛延達の制に爾能奉(論旨)と見え、名目抄注に「東學指南曰、繪者繪旨也、旨者立(意)於内、發言於外(曰)旨也」と見えたれども、支那にては



(載所書文山野高)

文書としての繪旨あらす(繪旨)は、院宣に同じ、書出はもと、被(繪旨)備(し)すべきも、鎌倉時代以後、醍醐天皇の北條氏征討の繪旨の如きは、文意の莊重を要する場合は、直に其事を記載せり、書留は普通、天氣如此(此)以(以)狀(若)くは、者(以)此(旨)可(旨)と

リン

申沙汰、給(仍)執達如件」とて、其中受取人の身分尊き者は、執啓如(件)とし、宛名の上に謹上の二字を置き、親王攝關の如きは、その別當家司に宛つる例なり、紙は紙屋紙(カミヤカミ)參看)を用ひたり、然るに南朝にては、兵馬控の際、此紙を得難かりし爲め、普通の白紙に書きしもあり、又戦時、敵の耳目に觸れんとを恐れ、鳥子の小紙片に繪旨を細書し、使者の臂の中に塞くして、持ち行かしめし事もあり、是(繪旨)と云ふ、五條文書に、後醍醐天皇御遺勅を奉じて出せる者一通あるは、其の一例なり(起原臨濟) 始め詳かならず、三寶院文書に、天承元年の繪旨を収めたり、これ物に見えたる尤も古きものなるべし、其の後高倉天皇が出世し繪旨山槐記に見えたり、繪旨は天皇親政の時のみならず、院政の時にも、亦儀式の内事に、これを出されしことなきにあらず、

リンシノカミ

繪旨紙(カミヤカミ)を見よ、

リンシノキフ

臨時給 名義年給の定數以外に、臨時に諸國の權守介掾目、及び内官助允丞厨等を給せらるゝを云ふ、但し參議には臨時給なし、申文に皆職事の袖書あり、給數は内外官共に制限なし、内給は、内官助允丞、漣口、雜色、内舍人、外國權守介掾目、院宮給は、内官允、内舍人、外國權守介掾目等、女御給は内官允、大小進、正助丞、外國介權介掾目等、尙侍典侍は内官權屬權介、外國權介目、公卿給は内官屬、内舍人、外國權介掾目等を任す、猶年給(ネンキフ)參看)起原臨濟)始は群かならず、尤も古く見えたるは、寛平十年妃内親王給時給として、藤原朝臣眞侍を陸奥權少掾に任じたるを始めとす、白河天皇承保以後に至りては、成功官により、臨時内給益々増加し、私物を納めて再任を請ひ、弊害甚

リンシノキヤク

臨時客 名義毎年正月二日、攝政關白家にて、大臣以下の上達部を招請して行ふ饗宴をいふ(儀式)大饗の儀式と同じ、管絃の遊あり、催馬など諷ひ興す(起原臨濟)起原詳かならず、蓋し藤原氏の勢を得たる後、中宮東宮の大饗に倣ひて行ひしものなるべし、但し足利時代には、既に絶えたること公事根源に見えたり(公事根源)

リンシノシヤ

輪臺 名義舞臺の一、西域の樂、般涉調二十二曲中の一なり、新樂にて中曲、二人舞、答舞數手(起原臨濟)作者詳かならず、或は、唐玄宗の時酒酣之を作るとも、又唐の開元天寶中の作なりともいへり、蓋し唐の邊地、北庭都護府に輪臺縣あれば、其土俗の歌舞を寫したる者なるべし、舞曲口傳に其國の人青海波の衣を着して舞へるが故、國名を付す云々、又青海波は龍宮樂にて、其裝束の色、青白浪に千鳥の文を縫ひ紋にし、羅路門開之傳(舞曲)云々)と見えたり、我國仁明天皇の朝、和瀨部大田麻呂勅を奉じて樂を作り、良岑安世舞を作り、改めて平調を般涉調となしたりと云ふ、「ナガガ」の挿繪參看(禮樂志、歌舞音樂略史)

リンツケ

厘付 江戸時代、高の取米の内を、何分何厘として上納するものをいふ、即ち高にて取米を割き、高に幾割何分何厘と定めて、厘まで用ふる故に名く、此事は石高の初になかりしが、粗糲み止みて、米に摺り取りしより、年の豊凶にて、粗糲の増減出來し故、終に厘付となりて、取箇善惡の見合に適法となれり(田園類說、典典講究所講演、徳川氏官

リンドリ

厘取(トリカ)を見よ、

リンワウジ

輪王寺 名義下野國上都賀郡日光町(宗)天台宗の本尊阿彌陀、千手觀音、馬頭觀音(起原臨濟)桓武天皇の朝、勝道二荒山を踏開して神宮寺を建立し(今の中禪寺の地)後ち空海、圓仁等登臺せり、而して圓仁以後天台宗となりて漸く興隆し、四本龍寺、滿願寺を建立す、草創建立修行記には、勝道四本龍寺を建立すとあれども信憑しがたし、蓋し後世の僧徒が、勝道の遺跡に建立したるものなり、滿願寺も亦然り、滿願寺一に(乘)實相寺と號す、後ち益々興隆し、一山三十六坊あり、仁治三年光明院辨覺始めて座主職となり、爾來光明院世々座主職となりしが、應永二十七年座主職大僧正慈玄、寺務を退きて、光明院の座主職斷絶し、坐禪院昌隆權別當に任ぜられて寺務を觀る、爾來九十餘年間、坐禪院世々權別當職となりたりといふ、慶長十八年坐禪院昌隆、一山異議ありて職を退くに方りて、天台幕府の命によりて滿願寺に入り、坐禪院に住し、元和三年東照宮遷座の事に心力を盡し、同七年滿願寺の本坊を光明院趾に再建して、光明院の號を再興し、寛永十八年今の地(東照宮の前大路)に移して建立せり、慶安九年守澄法親王入りて住したまひ、明暦元年十一月後水尾上皇の院宣により、改めて輪王寺と號し、天台宗の門跡たり、貞享元年火災に罹り、翌二年再建し、客殿書院等は、東叡山の隱殿を移し、結構壯麗を極む、世々法親王入りて之に住し、遊賀院を兼帯し、寺領一萬三千石を有す、徳川家康、同家光の墳墓亦此地にあり、支院は修學院(正保二年建立、當山の學頭)大樂院(東照宮別當)安養院(滿願大權現別當)龍光院(大猷院殿靈屋別當)無量院(慈眼堂

リン

リン

リン

リヤウ

別當)等一百餘字ありしが、明治元年一山の坊舎を廢合し、輪王寺の號を停め、諸願寺の舊號を復用す、四年五月火災に罹り、七年再建せるも亦舊觀をとりめず、十六年に至り諸願寺の號を停め、輪王寺の號を再稱することになりしが、今存する所の支院は、僅に護光、安養、華嚴、南照、禪智、淨土、醫皇、櫻本、光樹、唯心の十二院、教光、道福、金藏の三坊のみなり(下野國志、日光山志)

リヤウ

律令(リツリヤウ)を見よ、

リヤウアン

諒闇(亮闇、諒陰)

天皇が御父母の喪に服し給ふ期間をいふ、信默の意にして、謹慎の意なり、塵添塵抄に「國主の崩に限りて、諒闇共、諒陰共云也、諒陰をば、まことにもたずと讀也、諒陰とは、天子は日々に萬民の訴を斷給ふべきを、一向に黙して不聞食故也」とあるにて其義を知るべし、尙書註疏に「王宅、亮陰三祀、傳(陰默也)居(憂信默、三年不言)」と見ゆ(行傳)一并十三月の間、喪服し給ふべきなれど、萬機の暇なきに由り、日を以て月に代へ、錫紵を服し給ふ事十三日に留り、其間別室に御し給ふ、これを侍廬(イロ)參看)といふ、板敷を地上に下し、布帽類の簾を垂れ、其御調度の如きも、概して華飾を撤し、質素に從へり、而して其餘の月日は、心喪に服し、一井の後に大赦を行ふ、これを諒闇の終闋と爲す(起原)船經綴端紀に「以諒闇之際、威福自由云々」とあるは、神武天皇の喪に服し給へるをいへるものにして初見とす、尋て天平勝寶七年正月の條に「辛酉朔廢朝、以諒闇故也」とあり、これは孝謙天皇が御祖母藤原宮子(文武皇后)の爲に服し給へるなり、爾來皇考の爲めにたまひしあり、桓武天皇の光仁天皇における、朱雀天皇の醍醐天皇におけるがごとき、

リヤウ

れなり、皇女の爲めにし給ひしあり、村上天皇の母后藤原藤子における、後奈良天皇の御生母藤原藤子におけるがごときこれなり、皇祖父の爲めにし給ひしとあり、後鳥羽天皇の後白河天皇における、後陽成天皇の正親町天皇におけるがごとき、これなり、御養父の爲めにし給ひしあり、仁明天皇の淳和天皇における、後醍醐天皇の徳川和子におけるがごとき、これなり、御准母の爲めにし給ひしあり、靈元天皇の後水尾皇后徳川和子におけるがごとき、これなり、皇弟の爲にし給ひしあり、後櫻町天皇の桃園天皇の後を承け給ひしを以て、父帝に擬し給へるがごときこれなり、而して花園天皇の皇兄後伏見天皇の猶子となり、爲めに諒闇を行ひ給ひしを以て、皇考伏見天皇の爲めに、これを行ひ給はざりしは異例なり、諒闇の例古來かくのごとく數種ありと雖、要するに皆父母における禮を行ひ給へるものなり、「モ」「モフク」「アツキ」參看(古事類苑禮式部)

リヤウカ

良家 三位以上の家を云ふ、本朝文粹に「今謂其家偏據符文(似謂三位已上)云々」、北院御室記に「其家分三神侶(云々)と見えたり、

リヤウカイマシタラ

兩界曼茶羅 眞言宗の曼茶羅をいふ、兩部曼茶羅とも云ふ、兩界は金剛界胎藏界なり、金剛界曼茶羅は、大日如來の智を顯はしたるものにして、その智の猛烈にして、煩惱を摧破すること、金剛の諸物を摧破するが如しといふを以て斯く名く、金剛頂經の所説なり、胎藏界曼茶羅は、大日如來の理を顯はしたるものにして、その理の諸法を包含すること、母胎に子を藏するが如しと云ふを以てかく名く、大日經の所説なり、詳しくは曼茶羅抄に出てたり、「マシタラ」參看、

リヤウケ

領家 領主(リヤウシユ)を見よ、

リヤウ

リヤウゲサク 兩毛作 江戸時代、稱作の外に、夢を作り取るをいふ、上方及び西國筋にては、田に夢の外菜種を重に作る、是亦兩毛作といふ、兩毛作の田地には、上中下の區別あれども、上田にあらざれば作るに能はざるなり、關東にては甚少し、畿内中國筋にては、田に木綿を作る所あれども、稻と同時に故に、之を兩毛作と稱せず(地方凡例錄)

リヤウケン

良源 名滿寛和三年二月慈懸大師と勅諡す(系譜)俗姓は水津氏(事蹟)近江國淺井郡の人なり、延喜十二年九月生る、幼にして梵釋寺の覺慧に隨ひ、延長元年五月觀山に登り、理仙大徳に歸す、六年理仙寂し、相應和尚によりて登壇受戒し、後ち相應、覺慧、喜慶、雲晴の間に周旋し學業大に顯はれ、殊に承平七年の維摩會には、年未だ二十六にして、南京の俊才義昭を折き、應和三年の法華會には、法相の書宿法藏をして口を籍せしめしより、名聲大に振ふ、康保元年座主延昌の寂するや、勅して其後を嗣がしめんとす、辭して就かず、同年座主鎮朝亦久しからずして示寂せるを以て、重れて命を受けたり、二年權律師となり、三年法性寺座主に補し、尋て八月天台座主に任じ、律師に進み、四年權少僧都となり、天祿二年法務となり、天延三年また少僧都となり、貞元元年大僧都に陞り、二年僧正に轉ず、天元四年八月圓融天皇不豫の事あり、良源勅によりて修驗し、驗ありしを以て大僧正となり、覺車を聽さる、聖武天皇の時、行基大僧正の任を受けてより以來、二百三十餘年にして、はじめて此命あり、一世に崇仰せられし事知るべきなり、慈懸また横川に定心院寂光院を開きてこれに居り、又飯室谷に妙香院を創し、未だ半ばにして、寛和元年正月三日寂す、年

リヤウ

七十四(元亨釋書、佛教各宗綱要、日本佛教史綱)リヤウコウケン 兩後見 執權連署を云ふ、「リツケン」「レンシヨ」を見よ、

リヤウコバン

兩御番 江戸幕府の職名なる、書院番と小性組番との併稱なり、各條參看、

リヤウサンハ

靈山派 遊行七世の弟子國阿を派祖とす、本山は京都靈山正法寺なり、いま時宗に遷歸して派名を立てず、「シシユウ」「シヤウゴフ」參看(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

リヤウシ

令旨 皇太子三后より出づる公文書の一稱、後には親王、法親王、女院より出づるものをも云ふ、又攝關家にて、家司を任補する時の文書を、亦令旨といへり、令制によれば、先づ令を承けたる人は、其趣を春宮坊に宣送し、春宮坊より命令を書きて覆啓し、皇太子重日して下す、而して勅書式に准じて、晝日ある分を留めて案とし、春宮坊の印を捺し、別に一通を寫して一般に下すなり、其書式左の如し、

敬三美福門院令旨云、以紀伊國荒河庄、永令寄進金泥一切經藏、毎年諸商息辰修一切經會、毎月初二晝夜、不斷誦尊勝陀羅尼、奉資鳥羽仙院之菩提、可期三會之曉月之故也、以彼所當充其用途、執行後覺、一山衆徒殊任、牒狀、相共奉行、至僧數者、云云法會、云云念誦、無過差、無省略、只隨庄家所出、相議可計申、也、抑功德者在經王書寫之功、金字紺帶之一切經已爲殊勝、靈地者在大師入定之地、老少尊卑之一踏者、必可出離、仍卜此地安、此經堂有比類、哉者、(無題) 七月十日 (花押)

リヤウシツケン

別當大藏卿正四位下藤原朝臣宗親、と見えたり、蓋稱なり、明治に至り、皇族の御旨を、凡て令旨と稱す、

リヤウシツケン

兩執權 執權連署の併

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

リヤウシツケン

リヤウ

とあり、然れども此の實物の存するものなし、蓋し令制行はれたる時代には、皇太子として長く御坐せし方なきの故なるべし、平安朝時代に入りて、宣旨に準據したる様式となりしが、後世に至りては、名目は存したれども、様式は全く變化して、院宣又は繪旨と同しく奉書の式となり、春宮の坊官又は女院の院司等、上旨を奉じて出すこととなり、高野山文書に、

Table with 2 columns: 年月日, 大位姓名, 亮位姓名

リヤウ

別當大藏卿正四位下藤原朝臣宗親、と見えたり、蓋稱なり、明治に至り、皇族の御旨を、凡て令旨と稱す、

リヤウ

リヤウゲサク 兩毛作 江戸時代、稱作の外に、夢を作り取るをいふ、上方及び西國筋にては、田に夢の外菜種を重に作る、是亦兩毛作といふ、兩毛作の田地には、上中下の區別あれども、上田にあらざれば作るに能はざるなり、關東にては甚少し、畿内中國筋にては、田に木綿を作る所あれども、稻と同時に故に、之を兩毛作と稱せず(地方凡例錄)

リヤウ

リヤウケン 良源 名滿寛和三年二月慈懸大師と勅諡す(系譜)俗姓は水津氏(事蹟)近江國淺井郡の人なり、延喜十二年九月生る、幼にして梵釋寺の覺慧に隨ひ、延長元年五月觀山に登り、理仙大徳に歸す、六年理仙寂し、相應和尚によりて登壇受戒し、後ち相應、覺慧、喜慶、雲晴の間に周旋し學業大に顯はれ、殊に承平七年の維摩會には、年未だ二十六にして、南京の俊才義昭を折き、應和三年の法華會には、法相の書宿法藏をして口を籍せしめしより、名聲大に振ふ、康保元年座主延昌の寂するや、勅して其後を嗣がしめんとす、辭して就かず、同年座主鎮朝亦久しからずして示寂せるを以て、重れて命を受けたり、二年權律師となり、三年法性寺座主に補し、尋て八月天台座主に任じ、律師に進み、四年權少僧都となり、天祿二年法務となり、天延三年また少僧都となり、貞元元年大僧都に陞り、二年僧正に轉ず、天元四年八月圓融天皇不豫の事あり、良源勅によりて修驗し、驗ありしを以て大僧正となり、覺車を聽さる、聖武天皇の時、行基大僧正の任を受けてより以來、二百三十餘年にして、はじめて此命あり、一世に崇仰せられし事知るべきなり、慈懸また横川に定心院寂光院を開きてこれに居り、又飯室谷に妙香院を創し、未だ半ばにして、寛和元年正月三日寂す、年



リヤウ

兩統迭立の舊例を循用するなり、天皇逃れて吉野に趣き給ふに及び、皇太子を廢し、光嚴の皇子與仁親王を立て、皇太子となす、是に於て海内兩天皇あり、將士等また分れて、之に分屬し、吉野を南朝(宮方とも云ふ)京都を北朝(將軍方とも云ふ)と稱し、日夜干戈を執りて相互侵し、海内亂るゝこと、五十餘年の久しきに及び、南朝は後醍醐、後村上、長慶、後龜山の四代にして、長慶後龜山兩天皇は兄弟を以て相争ひしが、後龜山の勝利に歸したり、北朝は貞和四年與仁親王踐祚す、之を崇光天皇とす、花園の皇子直仁親王を皇太子とす、正平六年南朝の軍盛にして、尊氏より和を請ふや、天皇及び皇太子は廢せられて、後院領等を南朝に渡し奉り、明年光嚴光明二上皇と共に、大和の賀名生に遷り給ふ、尊氏乃ち崇光の御弟後光嚴天皇を立つ、是より先き、光嚴上皇は長講堂等の御領を崇光院に傳へ給ひ、其皇子榮仁親王踐祚あらば、直に御領を傳領せしめ、若し然らずば、後光嚴院に管領せしめ、末代兩方御治天あらば、正統につきて伏見殿(榮仁親王)の子御管領あるべしと命じたまへり、崇光院より榮仁親王を立て、後光嚴天皇の後を承けしめんと思召けるに、後光嚴天皇は皇子緒仁親王に傳位の思召あり、公家武家各黨して相争ひしが、室町幕府遂に天皇に同意し、建徳二年讓位ありて、緒仁に即く、後醍醐天皇之なり、是に於て長講堂以下の御領兩派に分れたり、後小松、稱光、父子相繼ぎて位に登りしが、稱光天皇崩御の後、御繼嗣御座さしりしを以て、榮仁親王の孫、貞成親王の長子彦仁位を嗣ぐ、是を後花園天皇とす、是に於て北朝の皇統は、再び嫡流正統に傳はると、來の争ひ掃き、長講堂法金剛院等の春色悉く帝室の御領となり、貞成親王の次子貞常親王は熱田社領等を

リヤウ

分ち賜へり、是より先き後小松天皇の明德三年、南朝の後龜山天皇と嫌和し、父子の禮を以て、後龜山讓位せられて南北合一に歸したり、此の時の條件明ならざれども、持明院大覺寺兩統迭立は重なるものなりしなるべし、故を以て、天皇の讓位ある毎に、南朝の遣臣等動搖して兵を擧げ、毎に亂を爲し皇位繼承を争ひたりき、嘉吉二年南朝の餘黨尊秀を擁して兵を大和に擧げ、潛に禁園に入り神器を奪ふ、尊秀殺さるゝに及びて、上野宮を奉じて紀伊北山に據りしが、宮の害に達ふや、一宮二宮を擁す、長祿二年赤松氏の遣臣、一宮二宮を害して、神器を收還す、是より後南朝王子の事見る處なく、大覺寺統の皇胤斷絶し、長く皇統は正統たる持明院統に歸したり、長講堂皇室御領、八條院御領參看(史學雜誌、兩統迭立)、日本時代史、皇室御領史)

リヤウ

す、傳にいふ、良忍二十餘年間常座不臥にして、經行月日を送り、漸く正助の功徳を積み、永久五年五月十五日三昧中に親しく阿彌陀佛に面し、融通念佛の示海を受く、これ實に融通念佛宗の起原にして、之を彌陀直授の法門と稱す、これより天治元年管薄を携へて京都に遊化す、鳥羽上皇をばじめ、公卿百官にして、融通念佛會に入るもの甚だ多し、尋てまた諸國に布教し、攝津國住吉に大念佛寺を開き、盛んに遠近を導く、天承二年二月一日大原の來迎院に寂す、年六十一、來迎院の後山律漢に葬る、ユウヅウケネンブツシュウ「ダイネンブツ」參看(元亨釋書、佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

リヤウノギケ

令義解 卷第十卷、慶安版四冊、増本十冊、國史大系第十二卷にも収む、元正天皇の養老二年に改修したる令(リツリヤウ)參看を解釋せるもの、其篇目は官位、職員、後宮職員、東宮職員、家令職員、神祇、僧尼、戸、田、賦役、學、選叙、繼嗣、考課、祿、宮衛、軍防、儀制、衣服、幣、公式、倉庫、廢牧、醫疾、假寧、喪葬、關市、捕亡、獄、雜等に於て、淳和天皇の天長十年の編纂に係る、是より先き律令の解釋書一を聞き、人をして遵從する所を知らざらむ、是を以て天長三年額田今足、博士等に命じて諸説を取捨し、一書を編成して、學者の耳目を一にせんことを請へり、朝廷之を嘉納し、尋て清原夏野等十二人に命を下され、十年十二月に至りて成る、時にこの年二月仁明天皇に讓位ありしを以て、仁明天皇は承和元年十二月詔を下して之を施行せり、慶安の舊版本にては、倉庫、醫疾、關市の三令缺けたり、關市令は、これより後に世に出でて單行の版本三種あり、倉庫、醫疾の二令は、諸書に散見せるものを揃ひ集めたる本ありて、世上に弘

リヤウ

まされり、原本には、慶安の外の、右の三令を加へて、三十篇十冊として刊行せり、然れども倉庫令の中に、一條なるを誤りて二條とし、注文なるを本文とし、令文にあらぬものを加へたるあり、また醫疾令は、比較的誤少きも、猶訂正の及ばざる所あり、又佐藤博士の考に、神祇、僧尼、儀制、廢牧の四令も、慶安の原本には、集解の文等雜れると見ゆれば、早く亡びしを、何時の頃か、集解を取りて補ひしものなるべしと云へり、律令(リツリヤウ)參看(清原夏野、南淵弘真、藤原常嗣、菅原清公、藤原雄敏、藤原衡、與原敏久、善道真貞、小野篁、讀岐永直、川枯藤成、漢部松長(令義解、國學院雜誌、律令考))

リヤウノシフケ

令集解 卷第十卷、活字本三十六冊とせり、内令義解を始め、古來令を註釋したる古記類を集めたるものなり、収むる所、古記、令釋、古私記、新令私記、朱書、跡私讀記、伴記、物記、穴記以下、當時の注釋書類二十餘種(是等古記の編者につきては、稻葉通邦の神祇令和解及び佐藤博士の律令考に説あり)概ね弘仁頃までのものなるも、右の諸書は今日に傳はらぬもののみなれば、令を研究せんとするものは、義解と共に欠くべからざる真書なり、現存するもの、官位、職員、後宮職員、東宮職員、家令職員、神祇、僧尼、戸、田、賦役、學、選叙、祿、宮衛、儀制、衣服、幣、公式、廢牧、假寧、喪葬等二十二篇あり、尤も古きは、金澤文庫本にして二本あり、一は紅葉山文庫本にして、官位令より戸令まであり、一は山田清安の影寫本にして三十卷あり、其他寫本に傳はれもの多し、享保中徳川吉宗其の臣人見美在、同浩及び林信如に命じて、訓點を施さしめたり、蓋し土木の意ありしならん、明治五年に至り、石川介也活字に附して出

リヤウフシシタウ

兩部神道 シンヤツを見よ、

リヤウベン

良辨 近江國志賀郡の人(或云相模の人)にして華嚴宗の開祖なり、傳へいふ、二歳の時母之を携へ桑林に入る、忽ち大驚あり、良辨を捉へ去り、之を大和春日の祠前に放つ、義淵僧正拾ひて之を養育す、五歳にして學に就き、やゝ長するに及び、義淵諱ふるに法相の宗義を以てす、後ちまた慈訓に隨うて華嚴の奥旨を受く、而して慈訓は審評と共に、親しく業を賢首に稟けたれば、良辨は賢首の的孫たり(良辨は華嚴唯識を兼學せるが故に、兩宗の人、共に推して祖となせども、其意は華嚴を以て本と爲す)既にして東山に退隱し一小堂を構へて自刻の執金剛神の像を安置し、日夜練心修行せり、時人相傳へて金鐘行者といふ、聖武天皇其徳風を聞き、特に勅し

リヤウハン

兩班 禪宗にて東序(知事)西序(頭首)を云ふ、朝廷の文武官に擬せしなり、序とは内外親疎を次序分別すること、爾雅に「東西階謂之序」云々とありて、別に「所以序別内外」と見えたり(釋林象器箋)

リヤクオウ

曆應 名義北朝光明天皇御宇(將軍足利尊氏、南朝後醍醐天皇(後村上)天皇)の年號、南朝の延元三年八月二十八日、代始に因て改元す、五年(南朝興國三年)を経て康永と改む、(開皇)帝王代紀に「堯朝有草、夷階而生、王者以是占曆、應和而生」とあるに據る、從三位菅原公時之を勘申す(國朝年號譜)

リヤクニ

曆仁 名義四條天皇御宇(鎌倉執權北條泰時)の年號、嘉祿四年十一月二十三日、發惑の變に因りて改元す、二年を経て延應と改む、(開皇)圖書に「皇明取曆、仁深、海縣」とあるに據る、文章博士經範之を勘申す(國朝年號譜)

リヤクハカセ

曆博士 名義、ゴヨモノハカセともいふ、唐名司曆、司曆正保、(曆)曆をつくり、曆生の教授を掌る、陰陽寮の被管の從七位上の官、一人を定員とす、後世權官あり、(原)文武天皇の大寶元年制定す、村上天皇の時、賀茂保憲曆道を千光榮に傳へ、天文を安倍晴明に傳へ、兩道分れて、曆

リヤク

リユウ

道は賀茂氏の世職となれり(今義解扶桑略記、帝王編年記、職原鈔)

リユウキ 隆琦 隆元(インゲン)を見よ、の僧隆達が語ひ始めしより名づく。隆達は文祿より慶長元和の頃に係りての人にして、はじめ和泉國堺なる願本寺(日蓮宗)に住し自庵と號す、後ち還俗して高三氏を冒し齋種を商ひたりしが、姓端唄を能くし、遂に一流を始め、慶長元和の頃尤も流行し、三部にも傳播せり、而して足齋翁記引く所の雜記に「大内へ召して小歌を仰せつけられ候節、御座の中にも小歌の聲しければ、隆達がよみける、おろせ松風庵をおげよ今の小歌の顔見たやとうたひし」と見え、柳亭種彦の説に右を詳して「この雜記は寛保年間にて、近きものなれど、ゆゑなき事、はかなき事は、かき載せざる筆記なれば、此小歌を其制作りしといふは、附會の説にもせよ、大内へ召されしことありしなるべし」といへり、此節元祿の頃までは其名残を留めたりしが、其後遂に絶えたり、なほ寛文延寶の頃、江戸に行はれたる菅笠節といへるは、即ち隆達節の事なりともいふ、ハツタ(近世奇跡考、足齋翁記、柳亭種彦、聲曲類纂)

リユウコ 陵戸 陵(ミササキ)を見よ、

る

ル井ジウコクシ 類聚國史 卷二百 別に日録二卷、帝王系圖三卷あり、いふ散佚し

ル井シ

て六十一卷を存す(内)六國史所載の記事を、神祇、帝王、後宮、人、歳事、音楽、賞宴、奉獻、政理、刑法、職官、文、田地、祥瑞、災異、佛道、風俗、殊俗(以上現存)伊勢大神、養、即位、禪位、荷前、皇后、誕皇子、年號、京都、地名、口税、賜田地、要劇田、勸學田、置(誤あらん)免官、時服、國郡、國司、郡司、諸國四度使、征討、諸道學業、白鹿、雨、佛法、修善、災、任那(以上本書の註に散見す、其他は詳かならず)の諸部に分ち、類聚編纂したるものに係り、捜索調査に便利なると共に、六國史と對照して裨益する所多し○本書の散逸したるは早くよりの事にて、藤原信西の書籍目錄に載する所も、百廿四卷に過ぎず、其後殘闕益々多かりしを、慶長十九年に徳川家康、院御所より廿二冊を得、爾來逐次に発見せられしものあり、享保七年に至り、將軍徳川吉宗更に捜索して六十一卷を得たり、尋で増保已一これを訂正上木せんとし、幕府に請うて比較に従ひしが、未だ畢ざるに史料編輯の命ありしより、寄合仙石政和後を承け、更に諸本を校對し、文化十三年考異三卷を附して上梓せり、世に流布せるもの即ちこれなり(菅原道真、宇多天皇の勅を蒙りて撰述す、菅家御傳記に、寛平四年五月十日奏上とあり、而して六國史の中、文德實錄は陽成天皇の朝に成り、其序は、道真が父の爲めに擯ひしものなれば、書紀以下五史は道真の撰なるべきも、三代實錄は醍醐天皇の延喜元年八月、藤原時平が奏進せるものにして、其年の正月には道真左遷したれば、三代實錄は後人の補入なるべし、然れども、これを補入せる事は、道真の時代を去ること遠からざるの證左あり、佐藤博士の説に「類聚國史に三代實錄の文を補ひしは、菅公の時を去る事、いと近き事にて、あるは舊説のごとく、菅公の自撰にてもあらんか、そは三代

ル井シ

實錄は、菅公の左遷の頃には既に成功せしを、左遷の騒ぎなどにより遷延したるものにて、まして公の修撰の功を奪はんとて、ことさらに其年の八月まで延べて、奏上せしにてもあるべし、公は其折より、類聚國史の續輯に着手して、太宰府にても、續きて營まれしに、終の公の一手にて成りしものか、こは體裁目錄などの定まれるものを、補ひゆくまでにて、あまり難きわざにもあらざれば、數多の歳月を経ずとも、成功すべく思はるればなり、これは一説に備ふべし」とあり○栗田博士の説に、偽書の類聚國史ありと云へり、今見る所なきを以て詳かならず、菅家文章、菅家御傳記、比古藥衣、史學雜誌、佚書考(同上)類聚國史考)

ル井ジウサツエウシフ

類聚雜要集 卷四卷、二冊とす、群書類從四百七十卷にも收む(内容)中古以來朝廷の恒例臨時の公事に於ける供御、室禮指圖、調度、裝束、饗宴等以下、其他雜事を記して圖説したるものなり、儀式、調度を研め、物語類を讀むものは、必讀の書なり、丹鶴叢書に收めて、丹鶴圖譜と名づけ、彩色を加へて、天保中印行せるものあり、寛文十三年獻納散人の奥書に「此抄四卷、以新院御本(第一親長卿筆、第二道達院内府、第三廣光卿、第四宣胤卿)書寫按合丁云々」とあれば、本書が室町時代既にありしことを知るべし(類聚雜要抄)

ル井ジウサンダイキヤク

類聚三代格 卷三十卷、今散佚して十五卷を存す、國史大系十二卷に収む(内)弘仁、貞觀、延喜三代の格(キヤク)を類聚したるものを云ふ、三代の格は皆官に隨ひて類を分ち、神祇、中務、式部、治部等の順序に叙したりしが、更に此三格を合せ、事を以て分類

ルケイ

ルケイ 流刑 罪人を邊地に放逐する(始めに三代の格の序文を載せたり)神祇、佛事以下、數十次に分ちて序したり、弘化年中尾張の人植松茂岳等、殘本九卷(十一冊)を得て校刻したりしが、明治に至り、川田博士前田侯爵所藏本を閲覽し、十五卷を得たり、其の四卷の跋に、享祿元年重ねて治承古本を寫すとありて、弘化本と分つ爲め、享祿本とし、更に弘化本と對照して、六卷を上梓し、其の不足を補へり、國史大系本は弘化刻本、享祿本を基とし、卷次はすべて前田本に從ひて、二十卷(内九、十一、十三卷開)とし、弘化本は宮内省本、内藤廣前本、前田夏隆本、黒川春村本等を以て、増補訂正を加へ、前田本は故栗田博士の校本により、更に大塚青丘(近世奇跡考)を以て校正し、且つ細目編年目録(近世奇跡考)を以て、更に訂正したり(弘化刻本三代格、享祿本三代格、國史大系本)

ルケイ

司に告げ、妻妾に必ず之に従はしめ、父、祖、子、孫は隨はんことを欲すれば、その意に任せ、家人は従ふことを聽かず、刑部及び國司は、太政官符に依りて、隨ふべき家口と、發遣の日月とを具に録して配所に下し、遞次に防役を差し、左右兵衛を部領とし、途中は程權を給して配所に達せしめ、既に配所に到る時は、即ち眞賤、男女、大小を論ぜず、人ごとに日に米一升、鹽一匁を給し、又田を給し、來年の春に至り、種子を給し、秋に至れば糧食種子共に停む、流入は凡て録、若くは盤枷を著し、一人ごとに兩人防役して、配所に役せらるること一年にして、其間は課役を免じ、官糧を給す、滿役に及び、若くは杖に會ひて役を免ぜらるるときは、配所の籍に編入し、課役は百姓と同じくし、配所に未だ六年に至らずして死去するときは、家口は既に其處に附籍すとも、還らんと願ふときは放ち還す、又官人流罪を犯す時は、除名して配所に赴かしめ、五年の後再び仕ふることを聽し、若し本罪流に至らずして、特に配流する時は、三年以後に仕ふるを聽す、僧侶はまづ還俗せしめて後に配流するの制なり、右三流の外、別に加役流、反逆縁坐流、子孫犯過失流、不孝流、會教猶流等あり、五流と稱す、加役流とは、遠流に處せられて、なほ三年役せらるるをいふ(三流は共に一年間役せらるる)反逆縁坐流とは、謀反及び謀大逆の者の祖孫兄弟、皆遠流に配せらるるがごとき是なり、子孫犯過失流とは、過失にて祖父母、父母を殺すがごとき是なり、不孝流とは、祖父母、父母の事を訴ふるあれば、首は絞し、從は流とする是なり、會教猶流とは、毒藥を造畜する者は、杖に會ふと雖も、同居家口、及び教令せし人まで亦遠流し、四等の尊屬、從父兄弟、異父兄弟を殺し、及び反逆せし者は、杖

ルサイ

に會ふと雖、最近流するがごときをいひ、神祇佛の人の處刑とす、鎌倉時代には、朝旨を奉じて行ふの制なれども、其間には朝廷に關せず、自由之を用ひ、公卿をも流し、ことあり、室町時代にも、太政官符を以て處置せしが、其季世には、天下四分五裂、群雄所在に割據したれば、遠、中、近の三流も、名ありて地なく、大名にても此刑名を立つるに至る、而して流入を其地の守護等に托して、監守せしむることもありき、江戸時代には流刑の名なくして、別に遠島あり、流刑に相當す、(エントウ)を參看(書紀、續紀、拾芥抄、清浄眼抄、延喜式、古事類聚法律部)

ルサイ

流罪 流刑(ルケイ)を見よ、  
ルサイ 盧遮那佛 摩訶毘盧遮那佛の略、大日如來(ダイニチニヨライ)を見よ、  
ルス井 留守居 名(一)江戸幕府の職名、また奥年寄、留守居年寄ともいふ(二)同時代諸大名が、江戸の藩邸におきたる職名との二種あり、(一)關東江戶城大奥の總務を掌り、兼れて士庶婦女の臨所手形を出し、また武庫の出納を監し、大奥の女中及び其詰吏、諸門衛を管し、將軍出行の時に、留りて城中を守衛する等の事を掌る、幕掛、具足掛、武器掛、鐵砲單筒掛、弓矢鐘掛等の分課あり、なほ二百石以下の小普請を支配す、大奥の口に役所あり、老中の支配、五千石高(慶應三年役高を廢して役金を定め、二千五百兩とす、但し五千石以上の者は半減、なほ切米高三千俵以上の者は、下賜せず、千五百俵以上の者は半減とす)芙蓉問詰、諸大夫なり、人員は四人乃至七人にて時に増減あり、人別に與力十騎、同心五十人隷屬し、江戸城内上梅林坂の番所を管衛す、また留守居組頭(二百石高、燒火問詰、小普請の面々下支配間流しを掌る、享保十九年六月おき、寶



ルリシ

き、文祿三年七月歸朝したることあれば、これより先既に早く貿易を営みたるものありしこと明らかなり、されど未だ國際上の關係なかりしが、慶長六年十月呂宋太守はじめて書を通じ物を贈りしかば、徳川家康これに復書し、隣交を修するの意を傳へしより、爾來同太守と、家康及び秀忠との間に國書を交換したることあり、我國の商船にして彼の地に赴くもの、亦次第に多きを加へたり、蓋し江戸幕府にて發したる呂宋渡海の朱印は、慶長九年七月、平野孫左衛門に與へたるをばじめとす、而して同十八年には、伊達政宗幕府に請ひ、其臣支倉常長を羅馬及び葡葡牙に遣はすや、途呂宋を過り、陰に其政教風俗を窺はしめ、元和二年常長歸朝の際にも、呂宋に立寄りたりき、猶島津使も早くより呂宋と貿易を營みしと見え、之より先慶長九年七月呂宋の使來朝せる時、書を島津氏に致したることあり、南浦文集にも、同侯が呂宋に贈れる書簡の代作を載せ、文中貿易を求めしこと、また呂宋の商船が薩摩に來れることなど見えたり、然るに呂宋の國使は、十九年以來渡來せる事なきも、我國よりは、依然として渡航したりしが、寛永十三年國民の海外渡航を禁するに及び、遂に絶えたり、維新の後彼我の交通再び開けたるは、普く人の知れる處なるを以て、今省略に従ふ(太閤記、外蕃通書、南浦文集、異國御朱印帳、徳川實紀、外志稿)

ルリシヤク

瑠璃尺 物指(モノサシ)を見

レイカ レイキ

れ

レイカンジ

靈鑑寺 所在 山城國京都上京區鹿ヶ谷町○山號園城山○臨濟宗、南禪寺の所轄に轄す、尼寺なり○本尊不動明王(聖德太子)後水尾天皇承應二年に勅して建立せしめ、寺領百二十石を賜ふ、開基は靈鑑院尼なり、尼は後水尾天皇の皇女にして多利宮と稱す、はじめ如意山麓に如意寺あり、既に荒廢して、如意輪觀音及び靈鏡を存したりしが、之を本寺に遷し靈鑑寺と云ふ、其後皇族の女を以て天皇猶子とし、住職せしめらるゝを例とす、因て靈鑑寺、尼宮と稱す(平安通志、京華要誌)

レイキ

靈龜 元正天皇御宇の年號、和銅八年九月二日、即位、時に左京人大初位下高田首久比麻呂、靈龜を獻じたるを以て名づく、二年を経て養老と改元す(續紀)

レイキル井テン

禮儀類典 卷五百十卷附圖三卷、序、凡例、編次書目一卷あり(内閣六國史以後、即ち李部王記を始め、室町時代文安記録に至るまで、二百五十六部の諸家記録中より、朝廷の禮法儀式に關する事を抄出し、之を類聚せるものなり、年中恒例の儀式は、正月の四方拜より、十二月追儺に至るまで十二部とし、臨時は踐詐より國忌葬葬追討等に至るまで、十二支を以て分類して十二部とす、分類の大體は類聚國史に據り、恒例を先にし、臨時を後にしたるは、西宮記、江次第に倣ひしなり、然れども本書は恒例臨時公事等の標目の下に、家記の

レイク レイゲ

原文を抄出して集めたるを以て、古今儀式の沿革を知るには便利にして、朝儀を研究せんとする者には、欠くべからざる良書なれども、一も考案解説を施したる所なきを以て、初學者には解し難し、附圖は高御座を始め、御即位の調度、牛車等を、極彩色を施して集められたれば、参考となすに足る(書影 徳川光圀が大日本史編輯の傍、前右衛門尉爲實を總裁とし、貞享三年秋より影考館にて編纂を始め、二十年を費して功成る、依て右大臣今出川公規によりて靈元上皇に奏覽し、公卿の批評を請ふ、上皇敬感淺からず、辱なくも禮儀類典の題號を賜ひ、且つ秘記珍書を借下されたり、依りて光圀の孫綱條之によりて増補し、寶永七年八月に至りて成る(禮儀類典、詳書一覽、國史學の乘)

レイクワン

禮冠 「ライクワン」を見よ、

レイケイテン

麗景殿 名後大内裡の一殿、後宮にして、皇后、中宮、女御等の在所とす(所在 承香殿の東北、宣耀殿の南に在り、西弘徽殿と相對す(附圖)廣七間四面(南北の廂を合せ九間)四方に廂あり、西は廂の外に孫廂あり、北一間を闕く、其南端には階あり、承香殿の北廊の東に接す、また簀子あり、南北各三間の所に階ありて西廂に出づ、西廂は常寧殿の南庭と、立部を以て境と爲す、又南端一間の所に階あり、常寧殿片廂廊の東方に通ず、北は、廂と簀子とありて、北宣耀殿へ切馬道を以て接す、東は細殿にて中央に渡廊あり、東昭陽舎の北孫廂に接り(大内裡圖考證)

レイケン

例減 減(ゲン)を見よ、

レイゲンテンワウ

靈元天皇 名後御名は識仁(聖德太子)後水尾天皇の第十皇子なり、御母は新廣義門院藤原基子、第百十二代天皇(聖德太子)御年十歳にして後西院天皇の禪を受けて即位し給ふ、位

レイシ シイゼ

にあること二十四年、改元すること四度、貞享四年三月位を皇太子東山天皇に譲り、正治三年八月癸亥、享保十七年八月六日崩す、御年七十九、京都市下京區今熊野町の月輪陵に葬る(詩所記、野史、陵墓一覽) **レイジン** 伶人 雅樂を爲す人をいふ、只に地下の召人のみならず、公卿の所作人をもまた爾かといふ、支那黃帝の時、伶人に命じ音樂を作らしめたるより、伶人伶官と稱するなりと云ふ、體源抄に、弘長元年六月十日十種供養記を載せて、伶人地下の伶人と分別せり、上の伶人は即ち公卿なり(書言字考、歌舞品目) **レイシヨ** 鈴杵 金剛杵(コンカウシヨ)を見よ、 **レイゼイ井ン** 冷泉院(冷然院) 所在 山城國京都市大炊御門の南、堀河の西、方四町あり、舊址は、今の竹屋町より南、堀河より西、二條離宮の東北に當れりといふ(附圖)弘仁年間、嵯峨天皇之を創設して冷然院と號し、後院(ゴヤン)と爲し、屢々行幸ありしが、讓位後、仁明天皇もこの院を後院となし、九年内裏修造の故を以て遷幸せられ、明年また幸し、其後も屢々行幸あり、後文德陽成の二天皇も、後院に定め給ひ、陽成天皇のごときは、御讓位後六十三年間、仙洞となし給へり、之より先貞觀七年正月崩上したりしが、天曆三年十一月再び燒失し、天德四年竣工す、この時、冷然院の舊號を冷泉院と改め、中納言藤原師尹を別當に補したり、蓋し然の字、燃と通するが故に、火災の崇ありとの説あるを以てなり、既にして冷泉天皇の時、また後院となし、御讓位後久しく住せられたりが、天曆元年正月燒失せるがゆゑに、寛弘五年更に

レイゼ

遺營あり、八年冷泉上皇は茲に崩じ給へり、爾來數代の間後院とならざりしを以て、大に荒廢せしを、後冷泉天皇に至り、修造を加へて後院となし、天喜元年里内裏とせらる、其後の存廢詳かならず、なほ冷泉院は、累代天皇の上皇の波領にして、累代の御物圖書并に所領等甚多かりき(平安通志、史學雜誌、後院考) **レイゼイウチ** 冷泉氏 姓は藤原氏、權中納言御子左爲家の四子爲相、始めて冷泉又藤谷と號す、其子爲尹權大納言正二位に昇る、二子爲之持爲あり、是より二流となる、嫡流を俗に上冷泉と稱し、持爲の流を下冷泉と云ふ、子孫共に家業を相繼ぎ、和歌の宗家たり、又醍醐の家なりしが、後は絶えたり、明治に至り華族に列し、上冷泉は伯爵を下冷泉は子爵を授けらる(尊卑分脈、有職中抄、華族譜) **レイゼイテンワウ** 冷泉天皇 名後御名は憲平(藤原)村上天皇の第二皇子、御母は中宮藤原安子(聖德太子)天曆四年七月村上天皇の皇太子となり、康和四年五月父天皇の崩後踐祚し、十月紫宸殿に即位す、紫宸殿にて即位すること茲にはじまる、

レイゼ

(これより先は大極殿を用ふ)安和二年補繁延等、不軌を圖るに座して土佐に流され、左大臣源高明また連坐して大宰權帥に左遷す(アノノノヘン)參看)天皇皇宮たりし時より多病にして、即位の後も時々發狂の氣あり、故に在位僅にして、位を圓融天皇に譲り、冷泉院に遷り給へり、即ち尊號を上りて太上天皇といふ、寛弘八年十月二十四日崩す、壽六十二、京都市上京區鹿ヶ谷町の櫻木陵に葬る(大日本史、陵墓一覽) **レイゼイトミノコウチドノ** 冷泉富小路殿 二條富小路内裏(ニテウトミノコウチノダイリ)を見よ、 **レイゼイマデノコウチノダイリ** 冷泉萬里小路内裏 所在 山城國京都、冷泉の北萬里小路の西、今は夷川の北、高倉の東に當れり(聖德太子)もと藤原隆衡の第にして、後ち里内裏となれり、土御門天皇承元三年七月十三日隆衡の冷泉萬里小路第に幸し給ひし事百練抄に見えたり、古今著聞集に「仁治三年正月二十日の夜御元服、やがて内裏へいらせ給ふ、四條大納言隆親の家、冷泉萬里小路の里内裏なり云々」とあり、これは後嵯峨天皇のごとをいへるなれば、此時里内裏なりしこと明らかなり、尋で後嵯峨、後深草の兩院も、これを仙洞となし給ひ、後ち後宇多天皇弘安六年二月假皇居とし給へることあり、此の後ち代々大覺寺統に傳はれり(山城名勝志、平安通志、皇室御領史) **レイゼイモン** 禮成門 大内裏豐樂院十七門の一、院南面の門にて、豐樂門の東七間を隔て、位す、拾芥抄に「禮成門東方左廂門」と見えたり、 **レイゼイモン井ン** 禮成門院 名後孝子内親王(聖德太子)後光明天皇第一皇女、母は庭田重秀





師は里村氏(紹巴の後裔)坂氏世襲せり、里村氏は京都に住し(連歌始の時のみ出府す)本家は百石二十人扶持を給せられ、坂氏は江戸根岸に住し無給とす、大抵源氏の人員五六名あり、稀に連衆の故參にして、連歌師となるものなきにあらず、なほ別に連歌始の時登城して、連歌の一例に加はるものを連衆と稱す、多くは神官僧侶を以てこれに補す、人員十人内外あり、并に無給とす、また連歌師連衆は共に寺社奉行の支配なり(年中定例記、家忠日記、慶長見聞案紙、武徳編年集成、平日閑話、徳川實紀、幕朝年中行事、武鑑)

レンギコウ

廉義公 藤原頼忠をいふ、二人以上にて、各々一句を案じ、合して一首の漢詩を爲すものなむ、所謂寄り合作りの詩なり(起原)

漢詩支那にては、漢武の柏梁臺より權輿す、六朝の時已にこれあり、唐の文宗、柳公權と聯句の詩ありてより、李太白、顔真卿、韓退之等皆これに巧なり

我が國にて此事ありしは、大津皇子の「天紙風筆畫」雲鶴、山機霜杼織、葉錦」といへる句に、後人が「赤雀含書時不至、潘龍勿用未安寝」と續けたること、懷風藻に見えたるをばじめとす、これより以來平安朝時代には、公卿文人間等に行はれたること、江談抄、本朝無題詩、古今著聞集、台記等に見えたり、また室町時代には五山の僧徒好んで此技を爲したりしが、江戸時代に入りては大に衰頹せり、而して後世は、多く戯論に出でたり、また句の数は少くは二句に止り、長きは五十句百句に及ぶもあり、甚しきは三千句を聯れたるもあれど、これは特例なり、玉葉文治三年二月廿七日の條に「御書所作文中略、先例連句不過三五韻(中略)而天永以後、多有者二十餘

レンゲクワウ井

蓮華光院 所在山城國葛野郡安井○安井門跡と稱す(宗旨)眞言宗、大覺寺派(起原)後白河天皇の皇女亮子内親王(般宮門院)創建する所、土御門天皇の皇子道圓法親王入嗣後、歷代法親王門跡たり、元祿年中觀勝寺に併せ、大徳寺の管する所となる、明治初年全く廢絶す(山城名勝志)

レンゲフジノミササキ

蓮華峰寺陵 後宇多天皇、及び龜山天皇皇后藤原信子の御陵、土人八角堂と稱す、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、初め後宇多天皇、八角堂を蓮華峰寺に造り、五輪塔を設け、遺詔して御骨を塔の中心に安せしむ、又龜山、後二條の二天皇及び京極院、遊義門院の遺骨を、其四隅に置かむ、兆地面積六百九十五坪餘(山陵誌、禮樂志、陵墓一覽、平安通志)

レンゲクワウ井

蓮華王院 所在山城國下京區瓦町三十三間堂通り町○世に三十三間堂と稱す(宗旨)天台宗、妙徳院に屬す○本尊千手觀音(起原)清和二年、後白河法皇の創建にして、大佛師甚慶、小佛師藤原國清等の彫造せる千手千眼觀音の像一千一體及び二十八部衆像を安置す、

レンサ

連座 名義 犯罪者に連帶して、其罪の責任を預つを云ふ(沿革)王朝時代の制、同司官人の中に、公犯を犯す時は、四等連座の法に據るものにして、所由を以て首とし、餘を従とす、假令は主典所由ならば主典を首とし、判官を第二從、次官を第三從、長官を第四從とし、其等差に従ひて罪を科せり、鎌倉室町兩時代には、定まれる規制なかりしがごとし、江戸時代には、犯罪地の家主、五人組、及び名主、組頭其罪に座したり、但し罪の輕きは連及することなかりき、また重罪のものは、其妻子眷族皆之に連座する定なりしも、八代將軍徳川吉宗の時、庶人に限りて、これを停めたりき(徳川實紀、古事類苑法律部)

レンシヤ

籠車 名義 人の手して轆く乗用車を云ふ、手車、腰車、小車とも云ふ、後世與を風

レンギ

レンゲ

レンサ

額、餘可追舊例之由豫以仰宗隆、仍連句有二十韻ことあれば、古くは五韻に留まりしものなるべし、なほ其法は、詩體に「今言ふ聯句に、和製にして漢法にあらず、連歌より出でたるにや、韻法限りあり、多く隔句對にて起す、隔句對ならざるを獨句と云、平側詩の通り、先唱ふものを唱句と云、繼者を對句と云、其法頗る詩と異り、皆此方の造爲なり、故に鳳城聯句の序にも、本朝之準式、有異于殊域也と書けり」と見えり、(作詩志、詩體、聯句、鷲峯文集、嬉遊笑覽)

したるをばじめとし、元弘三年五月北條茂時が、一門と共に滅亡せしを最終と爲す、其間時に數年の間空職の事なきにあらずと雖、それは異例にして、北條一家の輩、交々これに補し、或は執權に進む者ありき、なほ清和源氏系圖に「賴行男宗頼、兵庫頭、將軍家司、政所御下文連署人職」また、賴兼男頼茂、右馬頭、昇殿、政所家司、連署人職などあれど、これはたゞ源氏の近臣たるを以て、鎌倉にありし時政所に列し、公文に連署したるものにして、所謂連署の職とは異なり、建久年間源邦業、藤原親能が下文に連署したることあると、同じ類なるべし(吾妻鏡、將軍執權次第、武家名目抄)

此地はもと法住寺殿の西北部に在り、元暦二年七月地震の爲め破損し、其後建長元年三月炎上し、同三年再建して、八月十日上棟式を行はる、文永三年四月龜山天皇、後嵯峨、後深草兩上皇臨幸、供養式を行はる、今の堂宇は建長三年の營築にして、東西衍行六十五間二尺三寸、梁行九間一尺八寸五分、柱百五十八本あり、堂内を分ち、西を佛壇とし、中央を本尊脇尊の座とし、南北を千體佛の座となす、東は拭板敷にして、中央の東に前拜あり、衍行十三間三尺四寸、梁行二間三尺八寸餘、四方に廻廊あり、本堂の裏にて古昔射式を行ひたり、南門西門亦數百年前の古建築なり、西門は大門の崩門と稱したりしが、京都帝室博物館設立の際、之を東寺に移したれば、今は存せず○三十三間堂の通矢は「サンジフサンゲン」の條に述べたり、參看すべし(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

總を付くる事をば、御免被成となり、轆の辻とは、みちがへの所を云ふなり、連着の二字をれんぢやくとよみて、總をいくつもならべつられて着くるなり、此の連着に大ぶさ、小ぶさの兩品あり、大ぶさを厚ぶさとも云ふなり、筋抄に曰く、古歌チイサク總短、近代歌甚だ大く總長し云々、然らば上古は小總にて、其の後大總は出來たる物なり、又轆の辻にばかり、ふさ一つ付けたるをば辻總といふなり、桃華葉に連着小總辻總と見えたり、延喜式に着轆衛とあるは此の事なり」と云へり、小總は殿上人、辻總は檢非違使用ふる事、世俗淺深筋抄に見え、大總、厚總、小總、辻總の名、吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記以下、諸書に見えたり、又總に紅、淺黄、萌黄等種々あり、

轆、忍花轆と云へるは本義を誤れるなり、勅許を蒙りたる者、之に乗じて宮城の中重門を出入するが故に、中重の轆とも云ふ(起原)天皇行幸の時に用ふ、なほ東宮、親王、攝關、大臣、妃、夫人、内親王、命婦、三位の嬪、女御等も乗用すことを得、僧にては、大僧正又は護持僧等老の輩、宣旨を以て乗用を聽さる、其宣旨を手車の宣旨と云ふ(起原)唐車に似て此種々異れり、屋形は長五六尺に作り、障子六枚棍を以て造り、轆と輪とは櫟を用ひ、柱と勾欄とは櫟と櫟にて造る定なり、輪は少く、そばは廣く、前狭くして、脇より乗る様に造れり(起原)起原詳かならず、承和六年六月仁明天皇の女御藤原淳子病篤きにより、小車にて禁中を出で、同九年八月藤原太子恒貞を淨和院に送りし時に、小車に駕せしめて禁中を出だし、神泉苑の良の角にて、牛車に乗替へしめたることなどあれば、此頃より行はれしものなるべし、なほ源氏物語更衣巻に「轆の宣旨などの給はせても云々」と見えたり、また中右記元永三年三月十九日の條に、中宮出御の時、手車に手を掛けしことあれば、牛にて引くことありしものなるべし、後ち攝關大臣等の乗用せしこと長秋記、台記、玉葉等に見えたり(輿車圖考、類聚名物考、考古學會雜誌、乘物考)

連着轆 轆の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやく轆と云ふは、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍轆總不得連着、但總著轆轆及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は轆の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるさず、但轆の辻の所と、轆の端とに

連如 名義 幼名布袋履、また幸慶、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諡す(起原)圓兼(存如)の長子、本願寺の第八世なり(起原)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖父興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓兼寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勅化極めて盛んにして、其效江州に蔓延するや、假山の徒目し、て無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激詰し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

連署 名義 鎌倉幕府の職名、執權を補助して政務を聽斷し、是非を裁決することとす、掌る、執權と共に政事を決斷し、署判を公文(政所の下文、又訴訟裁決の時下す公文、又領邑を宛行ふ時の公文等)に加ふるが故に此名あり(署とは官姓名を記すをいひ、判とは花押を記して證とするをいふ)また連判、加判、合判ともいひ、執權と併せて、兩執權、兩執事、兩後見、兩探題ともいふ(起原)源朝臣元仁元年北條泰時が執權たりし時、叔父北條時房を連署に補

連着轆 轆の一種、總を連れ列べて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんぢやく轆と云ふは、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍轆總不得連着、但總著轆轆及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は轆の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるさず、但轆の辻の所と、轆の端とに

連如 名義 幼名布袋履、また幸慶、長じて兼如といふ、蓮如は其號なり、明治十五年三月二十二日慧燈大師と勅諡す(起原)圓兼(存如)の長子、本願寺の第八世なり(起原)應永二十二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後ち南都大乗院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖父興隆の志あり、文安四年關東に、親鸞の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓兼寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、蓮如の勅化極めて盛んにして、其效江州に蔓延するや、假山の徒目し、て無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、蓮如の弟子道西及び法從を、金森堅田の道場に襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激詰し、西塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親鸞の墓を發かんとす、蓮如防戦して僅かに之を止むることを得たり、蓮如即ち祖像を奉じて大津に遁れ、三井園城寺に

レニキ

レンセ

レニキ



ロクシ

人、御用部屋六尺八人、西丸御用部屋六尺六人、御膳所六尺四十人、西丸御膳所六尺廿八人、奥御膳所六尺廿八人、御膳中様御膳所六尺九人、御風呂屋六尺十二人、西丸御風呂屋六尺八人、櫛方六尺五十八人、西丸櫛方六尺等あり、役切米、役扶持、役金等を給せられたり、また六尺給米といふものあり、六尺に給する爲に幕領に課したる米にして、所謂三役の一なり、(サンヤク)参看(史徴)

ロクシヨウジ

六勝寺 法勝、尊勝、圓勝、最勝、成勝、延勝の六寺を云ふ、この六寺は皆勝の字を用ふるを以て世にかくは稱す、各條参看(拾芥抄)

ロクシヨノミヤ

六所宮 古く國府もしくは國府の附近に、其國內の神社六所を集め祀りたる社所をいふ、國によりて總社(ソウシャ)参看の境内に其社を建て、或は總社の相殿別殿などに祀りたるもありき、而して其神の明神たる時は六所大明神または六所明神、權現なる時は六所權現、大神なる時は六所大神などと稱す、出雲國意宇郡大草村の六所大明神は同郡なる熊野神社、佐久佐神社、掛夜神社、神魂神社、伊井諸神社、八重垣神社を合祀し、武藏國府中なる六所宮は總社の相殿に、小野神社、小河大明神、氷川神社、秩父神社、金佐奈神社、杉山神社を合祀せり、此事何時に始まりしか詳ならず、とも、源平盛衰記、平家物語、吾妻鏡等に六所宮、六所大神など見えたれば、平安朝時代の末年に於て、此風既に生じたりしことを知るべし、後世これを總社と混合し、或は總社六所と稱し、或は六所宮を總社となしたるもの紛なからず(總社或問)

ロクシライサン

六時禮讚 卷第一 内省晝夜六時に、阿彌陀佛を禮讚する文を集め、其作法を記したるものなり、表題に往生禮讚偈とあり、

ロクツウ

内題に「勸一切衆生、願生西方、極樂世界、阿彌陀佛國、六時禮讚偈」とあり、法然上人源空淨土教を主唱し、殊に善導を推尊し、其著作を弘通したれば、諸弟子是等の書を讀誦し、殊に悲哀なる音聲を放ちて、此六時禮讚を唱へたりといふ(國語)唐の僧善導(往生禮讚、法然上人傳畫傳、徒然草)

ロクツウ

六通 佛教所説の佛界六種の作用をいふ、六神通の略、惠遠の無量壽經疏に「所爲神異故名曰神、無礙曰通」とあり、神變不可思議の作用自由自在にして、壁塞することなき義なり凡佛陀には、六種の神通あり(一)天眼通、能く六道の衆生の苦樂昇沈、及び一切世間の種々の彩色を見しめて障礙なきこと(二)天耳通、能く六道の衆生の苦樂悲喜の言語、及び一切世間の種々の音聲を聞いて障礙なきこと(三)知他心通、能く六道の衆生の心中に思念する事を知了すること(四)宿命通、能く自身及び六道の衆生の一三世乃至百千萬世の宿命を知ること(五)身如意通(一)神通通と云ふ身能く山海に飛行して障礙することなきこと(六)漏盡通、漏とは煩惱のことにして煩惱を斷盡して三界の生死を解脱することこれなり(法界次第)

ロクテウウチ

六條氏 姓は村上源氏、久我通光の五男通有の男有房、始めて六條と號す、其第六條に在るを以てなり、元應元年六月内大臣となり、位從一位に至る、同年七月薨す、子孫世々相つぎ大納言を極官とす、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、系圖、華族譜)

有繼

有繼 有廣 有純 有和 有綱 有忠 有房 有起 有榮 有庸 有家 有言

ロクテ

有容 有義 有照

ロクテウテンワウ

六條天皇 名は順仁(諡)二條天皇の第二皇子、母は伊岐氏、致遠の女、中宮藤原青子、子なきによりて、これを育ぶ、第七十九代の天皇(事)長寛二年十一月十四日生る、永萬二年二條天皇不豫により、六月二十五日皇太子となり、即夜高倉殿に受禪し、七月二十七日即位す、後白河上皇院中において政を聽く事舊のごとし、仁安三年二月後白河上皇の命により、位を高倉天皇に譲り、太上天皇の尊號を受く、いまだ元服を加へずして太上天皇と稱する、天皇を以てはじめと爲す、在位三年、改元するもの一、安元二年七月十七日崩す、壽十三、京都市下京區清閑寺町の清閑寺陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ロクテウドノ

六條殿 藤原基實及び藤原賴實を云ふ、  
ロクテウドノ 六條殿 藤原基實及び藤原賴實を云ふ、  
ロクテウドノ 六條殿 藤原基實及び藤原賴實を云ふ、

ロクテ

月長講堂供養ありて、後鳥羽上皇臨幸あり、後々火災にあひしも、其度毎に造營せり、建長四年六條院長講堂を鷹司院に讓與し、文永十二年鷹司院より後深草上皇に六條殿及び長講堂を讓與し給へり、是より先き六條殿焼失し、長講堂は假に正親町に移りしが、四月に至り後深草上皇六條殿を造營して移御し給へり、これより長講堂と共に持明院流に傳はれり(山城名勝志、皇室御領史)

ロクテウノダイリ

六條内裏 所在六條坊門と六條との間に在り、西は東洞院に至り、東は高倉に至る、六條院とも云ふ(建長四年)承保二年藤原顯季をして新造せしめ、十二月成りて遷幸し給ふ、後に轉じて白河天皇に傳はる、皇女郁芳門院に譲り門院の御所とし、嘉保三年八月崩御の後仙洞となり、院持佛堂を六條御堂と稱し、長く佛事を修せらる、弘長元年聖一國師の弟子湛照六條御堂を改めて萬壽禪寺と號す、(マンジュツ)参看(百練抄、山城名勝志)

ロクテウハ

六條派 時宗の一派、二世他阿彌陀佛の弟子聖戒を派祖とす、京都六條歡喜光寺を本山とす、今は時宗に還歸して派名を存せず、(ツシユウ)「クワンキクアウジ」参看(佛教各宗綱要)

ロクテウハウグワン

六條判官 源爲義を云ふ、

ロクトウシユ

六頭首 禪宗にて六種の僧役の總稱なり、臨濟にては首座、書狀藏主、知客、庫頭(知事)浴頭、曹洞にては首座、書記、知藏、知客、知浴、知殿を云ふ、是等は常に和尚の室中に近侍して各々分擔して用務を辨するなり(禪林象器箋)

ロクハララツツフギヤウ

六波羅越訴奉行 鎌倉幕府の職名、京都六波羅にあつて、越訴

ロクハララケンタン

六波羅檢斷 鎌倉幕府の職名、六波羅所司の佐職にして、兩六波羅に置き、巡察警備、傍訊、決罰等の事を掌り、事ある時は、在京の兵士を率ゐて、其役に從ひ、軍陣に臨みては、軍奉行となりて、士卒の着到を注す、○庭訓往來に檢斷所司代と記したるを思へば、稀には所司代とも唱へしなるべし、これ元より檢斷と所司代との兩職にあらぬを、かく重んじて記したるは、同書に、右筆の事を右筆奉行人と重んじて記したると同じ心なり(建長四年)承久以後之を置き、元弘三年に減ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄)

ロクハララタムラヒトコロ

六波羅侍所 鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置く、非違を檢察し、不慮を警戒し、罪人を決罰する等の事を掌り、軍鎌倉の侍所と同じ、庭訓往來に流刑死刑をも沙汰すと見えたり(建長四年)庭訓往來に、管領、執筆奉行人など見ゆ、管領は長官にて、鎌倉侍所の所司に當り、執筆奉行人は、糾問の事を奉行するものにして、鎌倉侍所の寄人に當れり(建長四年)承久三年以後之を置き、元弘三年に減ぶ、(サムラヒトコロ)参看(吾妻鏡、太平記、庭訓往來、武家名目抄)

ロクハララタンダイ

六波羅探題 鎌倉幕府の職名、京都及び畿内近關西諸國の政務を行はしめ、兼て兵馬の事を掌る(又伊勢、志摩、尾張、三河、美濃、加賀等をも管領せし事、北條九代記に見ゆ)又内徑警衛を口實として竊に向來の變に備ふ、而して大事に於ては關東の節度を受く、二人あり、南

ロクハラノテイ

六波羅亭 所在京都五條より汁谷道の間にあり(建長四年)平正盛の第宅

ロクハ

ロクハ

ロクハ

にして、其條清盛に至りて大に修築し世に著る、長門本平家物語に「六波羅とてのしりし所は、故刑部卿忠盛の代に出し吉所なり、南は六はらが末賀茂河一町を隔て、元は方一町なりしを、此相國の時造作あり、家數百七十餘字に及び、是のみならず、この鞍馬路より始て、東の大道を隔て、辰巳角小松殿迄廿餘町に及造作したり、眷屬の住所こまかに是を數れば五千二百餘字云々」と見えたり、又泉殿ともいふ、平頼盛の家は池殿と號す、治承四年後白河法皇は泉殿に、高倉上皇は池殿に御座せし事山槐記に見えたり、源頼朝天下の權を握るに及びて京都に第宅を置かんとし、奏請してその地を請へり、建久元年に至り、池殿の地を賜ふ、是に於て頼朝新亭を築き、十一月上洛してこれに宿す、建仁三年十月焼失し、後また之を造營す、承久後後、南北六波羅をこゝに置き、京都及び關西の諸政を總べしむ、元弘三年に至りて滅亡す、太平記六波羅の條に「五條の橋爪より、七條河原迄、六波羅を圍と云々、仲時六波羅を落て關東に下るに、苦葉波道にかゝり落られたり云々」と見ゆ(山城名勝志)

ロクハラニフタウサキノダイジャウタ

イジン 六波羅入道前太政大臣 平清盛 (タヒラノキヨモリ)を見よ、

ロクハラヒキツケガシラ

六波羅引付頭 關西鎌倉幕府の職名、引付衆の頭人なり、京都六波羅に居り諸奉行を指揮し、訴訟以下の公事を裁判す、職掌鎌倉の引付衆と同じ、六波羅評定衆兼職なり(關西源流)承久乱後新置し、元弘三年幕府と共に滅ぶ、「ヒキツケシユウ」(参考)六波羅奉行人名目、所謂引付衆なり、「ロクハラヤウニ」を見よ(武家名目抄)

ロクハ

ロクハラヒヤウチャウシユウ 六波羅評定衆 關西鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、政務の席に列し、六波羅探題と共に、萬事を裁決する重任なり、職掌大概鎌倉の評定衆と同じ、宿老の輩を以てこれに補す、六波羅問注所執事、六波羅引付頭のごとき、職務に與れる諸職、みな此衆の攝する所なり(關西源流)承久乱後北條泰時、同時房六波羅兩探題となるに及び、幕府に准じて之をおく、後藤龜谷の兩氏概ね世襲せり、元弘三年幕府と共に滅ぶ、「ヒヤウチャウシユウ」(参考)吾妻鏡、尊卑分脈、武家名目抄)

ロクハラフギヤウニ

六波羅奉行 關西鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、六波羅評定衆を輔佐し、探題及び引付頭を承け、公務を沙汰し、訴訟争論の事を裁断する事を掌る、後には評定衆に加はるべき族なり、按ずるに六波羅にて奉行人といひしは、大方、引付衆をいへるなれど鎌倉に准じておもへば、まだ其衆に加はらぬ寄人、又は問注所に祇候の輩も之ありなるべし(關西源流)承久の乱後これをおき、元弘三年に滅ぶ(武家名目抄)

ロクハラミツ

六波羅密 波羅密は梵語、舊譯には度といひ、新譯には彼岸と云ふ、度は生死の海を渡る義にして、到彼岸は涅槃の岸に到る義なれば、要するに同義なり、佛教の修行要目見ゆ、華經に「爲求菩薩道者應說六波羅密」と見ゆ、此波羅密に六種あり、一に檀那、譯して布施といふ、是に二種あり、一は財施、二は法施なり、財施は飲食衣服田宅等を施す、法施は善法を説いて、衆生を感化誘引する事なり、法界次第に「若内有信心、外有福田、有財物、三事相合、心三捨法、能破饑寒、是爲檀那」と見ゆ、二に尺羅、譯して持戒といふ、止業とも

ロクハ

云ふ、善道を踐行して、放逸ならざることなり、三に擧提、譯して忍辱と云ふ、法界次第に「秦言忍辱、内心能安、忍外所辱境、故名忍辱」と見ゆ、四に毘梨耶、譯して精進と云ふ、法界次第に「秦言精進、欲樂勤行善法、不令放逸、謂之精進」と見ゆ、五に禪那、譯して定と譯慮とも、思惟とも云ふ、六に般若、譯して智慧といふ、法界次第に「秦言智慧、照了一切諸法、皆不可得而能通達一切、無礙名爲智慧」と見ゆ(法界次第、翻譯名義集)

ロクハラモンチユウシヨ

六波羅問注所 關西鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置く、畿内近國及び四國の訴訟を沙汰し、財貨紛失等の事を統攝す(關西源流)長官を執事といふ、また單に問注所とも稱す、凡そ訴訟の事は、引付衆の内より、それの奉行人を定めて、數多の訴を分配し、各預り沙汰せしむることなるが、問注所執事は、問注所の長官なり、總ての訴訟に與り、本所に待候する諸奉行人を指揮す、寄人、本所に祇候する奉行人にして、訴訟を分掌す(關西源流)承久の亂後之をおき、元弘三年幕府と共に亡ぶ、「モンチユウシヨ」(参考)武家名目抄)

ロクフ

六府 左右兵衛府、左右近衛府、左右衛門府を云ふ、衛府(エフ)并に各條參看、

ロクワウ井

鹿王院 所置山城國葛野郡嵯峨村○山城、覺雄山(關西源流)臨濟宗、天龍寺に屬す、もと禪宗京都十刹の第五○本尊釋迦如來(關西源流)康曆年中足利義滿の創立にかゝり初め寶幢菩薩を安置して大福田寶幢寺と號し、葩苑(普明國師)を請じて開山となす、本尊釋迦佛并に左右十八弟子の像を安置す、義滿更に一院を境内に營み、開山の塔所となし鹿王院と號す、足利氏と共に衰頹し、戰國の火災に罹り、龍廢して寶幢寺の名は何時しか廢絶

ロサン

ロシヤ

し、唐王院のみ存じ、織田豐臣を経て、徳川氏に及び、漸く再興の寺運を開き寛文年中、酒井忠知之を重修す、此時より天龍寺に屬すれども、十刹の格式を失はず(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ロサンジ 廬山寺

所置山城國京都市上京區北之邊町○興願金剛院と號す(關西源流)天台宗○本尊真源自作の像、南壇に藥師如來北壇に正觀音を安置す(關西源流)天慶元年僧良源(慈惠僧正)之を北山に草創して、興願金剛院と云ふ、圓融天皇勅して七堂伽藍を建營す、寛元三年後醍醐天皇勅して船岡山の南に移し、方一町の地を賜ひ廬山天台講寺と號せしめらる、傳に云ふ中興住心上人の時一異人來りて廬山の二字を書して去ると、其地今廬山寺通と云ふ、嘉曆三年後醍醐天皇勅願寺となし、大師堂を建て、莊園を賜ふ、後小松天皇應永四年志願珍入宋して、法義を傳へてより、山號の上に日本の字を冠せしむ、因て日本廬山と號す、應仁の兵火に罹り、天正元年現今の地に移し、銀子を賜ひ本堂を建營し、其他堂宇は后妃の殿を賜はりしが、天明八年焼亡せり、現在の堂宇は、寛正六年下賜金を以て建營せし所なり、本寺は后妃皇子女の墳墓多きを以て、安政三年尊神殿を新築し、明治維新の後も朝家に因縁多きを以て、宮内省より尊神奉養料及び年々賜金あり、什寶に法然上人畫像及び撰神本願念佛集の草本等あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ロシヤ 魯西亞

亞細亞及び歐羅巴洲に跨がる一國、没斯箇未突、莫所未得、莫斯狀未亞、俄羅斯、魯齊亞、鄒羅絲、羅利、羅又、老槍、老羌、倭羅斯、倭洛斯、亞斯、亞々斯、轉曼斯等に書す、江戸時代には「オロシヤ」と發音せり(關西源流)亞細亞西亞は、南部高加索地方を除き、北方北極洋に、四方歐羅巴魯西亞

ロシヤ

及び東海に、南は波斯、土耳其斯坦及び支那帝國に、東は太平洋に接す、面積六百四十六萬二千四千方哩、北緯三十八度より七十八度に至り東經廿七度より西經百七十度に達す、歐羅巴魯西亞は、北那威及び北極洋に、西は瑞典、バルチック海、普魯士、奧地利、匈牙利、及び羅馬尼亞に、南は羅馬尼亞及び黑海高加索連山に、東は裏海、ウラル河及びウラル山脈に接す、面積二百八十八萬二千八百方哩、北緯四十度五分に起り七十度に終り、東經十八度より六十度四十五分に至る○亞細亞魯西亞は南部高加索地方、西比利亞、中央亞細亞の三部に分ち、歐羅巴魯西亞は魯西亞本部、芬蘭大公國、波蘭王國及び高加索地方の四部に分ち、尙ほ本部を六に區別して各々數行行政区に區別せり、首府をセントペテルスブルグといふ(關西源流)昔時魯西亞は蒙古種種族の下に屬せしが、西曆千四百七十七年アイバン大王といへる者出て魯西亞人を自由にせり、千六百年代の末にアイバン猛王出て蒙古人よりケイザンの地を奪ひ領土を擴む、千六百八十九年彼得大帝位に上りしより國勢頓に一變し、瑞典を伐ちてリボニヤ及び其他バルチック海邊の土地を取り、また韃靼人を征服して國境を黑海に臨ましむるに至る、千七百六十二年カザリン第二世立つに及び、全くクラキミヤを征服したりしが、當時また波蘭分割の事起り、千七百七十二年、千七百九十三年、及び千七百九十五年の三度に分割ありて波蘭國は全く歐洲の地圖上より消滅せり、千八百十五年和議の際、また芬蘭を得、高加索地方も同時に漸く之を蠶食せり、是より先千五百八十二年の頃より西方西比利亞より次第に東方を侵襲し、遂に悉く西比利亞を領し、尙ほ裏海の東なる中央亞細亞の地方を包有し、遂に今日の形勢を爲すに至れり(關西源流)元文四年露船典

ロシヤ

州社鹿野の沖井に互理郡の沖、安房國長敷郡の沖に出沒す、露國の船舶にして、我國の海岸に現はるゝも、これを以てはじめとなす、而して此前後の際より露國我が北海の地を窺ひ、諸島に南下して越年を試むるものあり、明和年中に及びては、漸く英人を撫育して爲すあらんとしつゝありしが、同八年ベニョブスキー(普魯士の歸化人)は阿波薩摩等に漂着る體を裝ひ、密に日本の沿岸を測量して歸り、尋で安永八年露人また東蝦夷地に來り、アツキシに於て松前藩の吏員と會して通商を求め、翌年再び渡來して返答を求めたれども、松前藩は之を拒絶したれば、露船は歸途ウルツプ島に冬籠し、九年歸國したり、然れども其北海經營の策は着々として歩を進め、夷人にして露化するもの甚だ多かりき、既に寛政四年、露國軍艦カザリン號、我澤氏幸太夫、磯吉を護送して箱館に至り、國書を呈し、通商貿易を求めたり、幕府即ち目付石河忠房、村玉義禮を遣はし、五年六月露使と應接せしめ、貿易に關する事は長崎に於て議するの制なれば、同地に赴くべしとして艦長ラツクスマンに信牌を與へて去らしめしが、文化元年に至り、露國使節レザノフは仙臺の漂民津太夫等四人を伴ひ、軍艦に乗じて長崎に來り、先年箱館に於て與へられし信牌を出して國書を呈し、通商を求めたり、幕府はまた目付遠山景普を派して應接せしめ、通商の請を卻け、且其信牌を收めしめられたれば、レザノフは快々として樂まず、歸途津太夫に至りて切に首肯する所あり、カムサツカに至りて其友ホーシトフに語るに津太夫を略して、日本政府を威嚇するの策を以てしたれば、ホーシトフ之に賛し、軍艦に搭して、文化三年津太夫の南なるアニア灣に上陸し、我衛所を襲うて狼藉を試みたり、露人が我北海を侵したることこれ



ワウ

王とあるを初見とし、女王の稱は、文武天皇三年の紀に、坂合部女王とあるを初見とす、令制によれば、五世王は、もと皇親の限にあらざりしを、慶雲三年に至り、親ら絶つに忍びずとて、特に皇親の列に入る、こと、なれり、然るに延暦十七年に至り、奸濫の徒宗室を汚す懼れありとて、再び古制に復して、皇親の以外と定め、其名籍計帳等諸王に關する一切の事は、總て正親王にて管理したり、諸王の待遇は、親王に比して大に差降ありと雖も、また諸臣と同じからず、其辭訟ある時は、特に座席を賜ひ、皇親以外といへども、永世不課戸として、特に課役を免除する如き、優遇他に異なるものあり、位階はもと文武天皇の時は、親王と等しかりしも、令制にて諸臣と同一となり、一位より五位に至り、蔭子は初め從五位下、若くは正六位上に叙せらるゝを例とす、官は大臣、納言、神祇伯、或は大率頭等に任ぜらるゝ、是れ諸臣の下に立たしめずして、多くは長官に任ぜらるゝ例なり、其位記官職あるものは、位田食封を賜ひ、一般の王、女王には、共に春秋二季に、時服料及び季祿を賜ふ、後諸王漸く蕃衍するに及びては、時服を賜ふべき諸王の数を限定し、其死闘を待たず、順次に之を補ふことに定められたり、中世以後、皇親漸く繁榮し、費用多端なるを以て、姓を賜うて臣籍に列すること起る、聖武天皇天平八年に、敬遠天皇の玄孫葛城王に橘宿禰を賜ひしより以來、諸王賜姓のこと漸く多く、後には王號を稱する者大に減じ、獨り神祇伯を以て世職とせる白河家のみは永く王號を繼續せり、淳仁天皇以後、親王宣下のこと起るに及び、皇子皇女等、當然親王たるべきものにして、宣下なきが爲め、親王たるを得ざるあり、後白河天皇の皇子以仁王、後醍醐天皇の皇女貞宮の如き、及び

ワウテ

後世比丘尼御所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たる者なり、而して孫王と雖も、宣下を蒙れば諸王たることを得るに至り、王の制度一變ず、女王婚嫁の例に至りては、攝關、將軍、諸侯、門跡等、極めて多く、攝關にては、有栖川宮職仁親王の女孝宮の近衛經親に嫁したる、將軍にては伏見宮貞清親王の女顯子が、徳川家綱に嫁したる、諸侯にては同親王の女安宮が、徳川光貞に嫁したる、有栖川宮職仁親王の女富宮が、徳川齊昭に嫁したる、門跡にては、有栖川宮幸仁親王の女淑宮が、東本願寺光性に嫁し、閑院宮直仁親王の女始宮が、西本願寺光啓に嫁したる如きはなり、又諸王にして大罪あれば、先づ王名を除く、鹽燒王の獄に下されたる、長野女王の配流せられたる時の如きはなり、但し多くは、姓を賜ひて庶人となし、然る後處罰せらるゝ、とを例とす、明治に至り、天皇より六世以下の男子を王、女子を女王とし、天皇支系より入りて皇統を承けたる時は、皇兄弟姉妹の女王王たる者に、特に親王内親王の號を宣賜す、婚嫁は、皇族又は勅旨により特に認許せられたる華族に限り、又養子を爲すことを得ずと規定せり、猶ほ皇親の條を參考すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

ワウテキ

横笛 唐樂に用ふる笛の一種、また龍笛、鳳笛、篳篥とも稱す、而して其音韻王敵に通ずるを思ふ「ヤウテウ」といへり(清語) 篠竹にて作る、竹の生實のまゝ、皮を剥せず、節より生ずる所の枝を去らず、故らに之を用ふるもあり或は皮上綴皮を以て纏ひ、首の端に圓木を填め、筒状を貼し、節と爲すもあり、綴皮を以て纏ふもあり、されど竹皮を去るを以て、通常の製と爲す、長さ一尺三寸二分五厘、首の端を去ること一寸五分

ワウゼ

許にして節あり、首の周圍二寸九分、尾の周圍二寸五分、其厚一分三分、尾の端を距ること九寸許に當りて吹口あり、吹口を距ること三寸五分許、尾の端を距ること一寸二分許、其中間に七個の格圓孔あり、毎孔の間二分強、其尾にある者尤も小にして、次第に稍々大なり、名所は笛の條に擧げられれば參看すべし(皇清國書) 黃帝の時作り始めしとも、漢代の時作り始めしともいふ、詳かならず、而して我國へ傳來したることも何時代なりや明かならざれども、推古天皇の御宇、伎樂渡來せしが、伎樂に笛あるを見れば、既に當時傳はりたるもの、如し、大同四年二月、雅樂寮の雅樂師を定めし時、横笛師二人あり、然れど尾張濱主、承和遺唐の後之を擴めしが故に、濱主を此器の祖と爲せり、其弟子淨藏實所、其弟子石城正枝、其弟子左近將監戸部好多、其智玉手延近、其智戸部正近と相繼ぎ、遂に戸部流を起す、正近が弟子大神是季、其智に狼行高あり、狼氏の笛是に始まる、是季が弟子、基政、即ち大神姓を稱し、大神流を始む、是季の弟子清原貞清、清原流を起す、(笛(フエ)參看(和名抄、樂家錄、音樂略解、樂道類集))

ワウゼウタン

調六曲中の一、古樂にて中曲(皇清國書)漢元帝の時、宮人王嬙、字は昭君といへる人あり、王命に依て行て匈奴に嫁す、時人其遠嫁を憐みて此歌を作る、舞は無し、此曲我國に傳來してより久し絶え居りしが、醍醐天皇の時、式部卿貞保親王尺八の語より横笛にうつして之を吹きしより、又これあるを見るに至れり(龍鳴抄、禮樂志)

ワウタイハチンラク

皇帝破陳樂 唐樂の一、唐樂壹越調二十五曲中の一、又武德太平樂、安樂太平樂と稱す、當には皇帝と稱す、新

ワウバ

樂にて大曲なり○遊聲一帖拍子なし、序一帖拍子三十、破六帖、每帖拍子十六、舞者六人、答舞新鳥蘇(皇清國書)唐玄宗皇帝國を平けて即位の時、作らしめし所のものなり、我國文武天皇の時、遣唐使粟田真人道隆これを我國に傳へ、仁明天皇の時、藤原諸葛更に之を考定すと云へり、近世に至りて舞は絶えたり(禮樂志、歌舞音樂畧史)

ワウバクシユウ

黃樂宗 名義禪宗の一派、黃樂山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より臨濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、調論、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃樂清規、并に禪林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の禪林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今臨濟宗と差異なし(皇清國書) 隱元隆琦(リユウキ、參看)を開祖とす、隱元は明人にして、法を臨濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年徳川家綱山城守治に黃樂山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り禪林大に衰凋して、宗風振はざりしが、一度黃樂宗の開立ありしより、延いて臨濟曹洞の同勢を促すに至れり、隱元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象なり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、獨湛、大眉、南源、獨吼以上支那人、龍溪、獨照、獨本の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃樂第二世の席を董して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年靈元天皇勅して紫衣を賜ふ、黃樂山これよ

ワウバクシユウ

りして益々振ふ、時に青木端山といふ者深く木庵に歸依し、江戸白金に紫雲山瑞聖寺を興し、法化を請へるが故に、木庵は江戸に下向せり、爾後黃樂山の禪風、關東に宣揚す、門下に鐵牛、慧極、湖音あり、三傑と稱せらる、鐵牛は之より先き寛文九年に上野國館林に廣濟寺を開く、これ瑞聖寺開創の前年にして、關東に於ける黃樂禪刹の始めなり、而して黃樂山は木庵の後慧林僅に一年にして寂し、獨湛其後を繼ぎたりしが、當時木庵門下の諸英俊皆關東に在りしがゆゑ、山風漸く衰頹したる而已ならず、獨湛世事を厭離し、唯念佛を事としたりしも、高泉法席を繼ぐに及び、隱元禪師の業また稍々興る、後世稱して宗門の中興と爲す、十四代龍統に至り、始めて邦人にして法席を繼ぎしが、二十二代大成に至るまでは、なほ日清兩國法孫の混住なりしと雖も、二十二代格宗以後は全く本邦の法孫のみ住持せり、明治九年宗名を立て、黃樂宗と稱す、流派なく、本山も萬福寺のみなり、(マシブクツ)「センシユウ」參看(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

ワウバクシユウ

碗飯(碗飯) 名義饗應の爲めに催りたる食膳をいふ、また饗應の意にも用ふ、碗は食器、これに飯を盛るなり、故に名づく、なほ盃酒といふがごとし、後世碗飯と書するは誤なり(皇清國書) 權記長保三年八月十一日の條に「今日供眞采(中略)殿上女房碗飯一器(明順朝臣)五年十一月十日の條に「權中納言殿上被出碗飯」また同月十七日の條に「余出碗飯、頭中將所課也」とあるを初見とす、而して此種の碗飯は、いづれも公卿等が、事ありて殿上に集會せる時、一人または數人に課し、衆人に饗應せしめたるものなりき、而して其饗を設くるは殿上のみならず、臺盤所、瀝口、武者所其他に

ワウバ

ワウバ

於てせる事あり、なほ源平盛衰記衣笠合戦の條に「敵密するならば暇あるまじ、先靜なる時、よく兵糧つかうべし」とて、酒肴碗飯昇居て是を勤む」とあり、勅仲記弘安九年三月二十七日の條に「次退出(宿所出雲權守泰光節、寺家點定之、寺家送碗飯、上下補飢)とあれば、必ずしも儀式的のものにあらずりしを知るべし、鎌倉幕府にては、歳首、または慶賀、遊覽等のことある時は、多く碗飯あり、特に歳首の碗飯は恒例となり、正月一日より數日に亘り、千葉三浦小山宇都宮等の宿將之を催設けて、將軍を營中に饗應せり、從うて其儀、華美となり、太刀鞍馬等の引出物を加ふ、室町幕府に至りては、足利尊氏の時より、鎌倉幕府に倣ひて、毎歳首に行ひしが、足利義滿の時、更に其規矩を制定し、正月一日は管領、二日は土岐氏、三日は佐々木、京極、六角の三氏(隔年に交代す)七日は赤松氏、十五日は山名氏之を勤仕して、將軍を饗し、又右筆を以て碗飯奉行と爲して其事を司らしめしを以て、至重の儀式となりたりき、なほ鎌倉の管領も、幕府に倣ひ、家臣をして之を獻せしめしが、應仁亂後漸く衰へて、相共に廢絶せり、また此時代には、幕府管領家の外、諸大名も、儀式として、これを行ひしものあり、大内氏のこときこれなり、江戸時代のはじめには、まれに碗飯の稱を以て人を饗したること、塵塚談に「我等二十歳比迄は、板橋巢鴨邊の百姓、相應に暮すは、毎年正月碗飯といふて、親族并に近邊の者を招請し饗應せし也、右の田舎にても近歲は一統に無之よし聞及ぶ、當時我等しれる所にては、兩町奉行所にて、正月四日比に、組與力同心に碗飯と號し饗應あり、外には一切聞及ばず」と見え、昔々物語に「昔は大身小身衆は申に及ばず、下々輕き者一人も召仕程の者は、町人



ワカウ

うて之を殺したり、天文九年(嘉靖十九年)に及び明の十命の首魁李光頭等、邦人に黨して之を誘ひしを以て、倭寇は一層暴威を逞うせり、天文二十一年(嘉靖三十年)邦人臺州に寇し、大に象山定海の諸邑を掠む、明年山東の巡撫都御史之を破る、同二十三年(嘉靖三十三年)倭兵又別に江北に赴きて大に通門の諸縣を掠め、更に山東に割入せり、帝徐州兵備副使李天龍を以て王愷に代ふ、天龍其任に副せず、浙の地安からざるに至り、邦人海鹽より嘉興を侵し、更に乍浦に入り、寧海の諸縣を犯し、又海に入りて崇明、又蘇州に漕り、嘉興を掠め、蘇州の倭寇は轉じて松江を掠めたりしが、參將俞大猷に破られ、嘉興の邦人も亦運りて拓林の諸處に屯せり、明年に至り、拓林の邦人は舟を奪ひて、乍浦海寧を犯し、崇徳を攻陥し、各地を掠め、江北の邦人は淮揚、諸州を犯す、既にして俞大猷大に邦人を王江涇に破りしかば、邦人皆舟に乗じて逃れたり、是を倭寇ありしより第一の戦功となす、幾もなく邦人再び兵海洋より來りて蘇州の地を犯し、又紹興より南京を犯す、其の他沿江の諸縣皆其の患にかゝれり、永祿三年(嘉靖三十九年)邦人六千餘人湖州等の地を犯す、時に浙江、直隸の倭寇稍々止みて、福建廣東の警報日に至りしが、同六年(嘉靖四十二年)に至り副總兵戚繼光之を破る、是時に當り、我國には、豐臣秀吉出で、海内を統一したると、海寇を禁じたるにより、倭寇の徒大に衰ふ、然れども其徒が明に與へたる打撃は尤も甚しく、明は之が爲めに日夜防禦に苦しみ、加ふるに財政の不足を來し、遂に明朝の第一原因となれり、台湾への和寇(當時台灣も亦我邊民の至るものありて其勢力を振へり(「ダイワン」參看)南洋への和寇)和寇の盛なるに當り、南洋方面にも赴きて寇

ワカウ

略を行ひたるが如し、禦海諸言に西南は印度の諸國、安南、廣南、占城、東坡峇、暹羅、其他南海中の呂宋、巴刺臥亞、渤泥等の諸島に至り、近海諸邑を剽掠し、種々の財寶器物を奪取り來りて、其家を富ませると見えたり、かくのごとく暴行を逞くせる倭寇も、桃山時代に入り、豊臣秀吉が、天下を統一して、海寇の徒を禁じたりしと、幾もなくして社會の秩序や、整頓したるとの二原因により、江戸時代のはじめよりは、遂に其跡を絶てり、初め倭寇の徒は、多く九州、伊岐、對馬等の邊民多かりしが、室町時代には伊豫河野の一族、即ち田島、久留島、野島、村上等の諸士、并に肥前の大村、五島等の大名小名等其首領たりしが故に、比較的秩序ある行動を爲し得たるものごとし、其衆少きは數十人より多きは數千人に達し、通常七八百石の和船に、八幡大菩薩の標旗を、海風に飄したれば、支那朝鮮にては「バハン船」と稱せり(「バハンセン」參看)加ふるに當時戦亂の際なりを以て、其徒の勇猛なることまたおどろくべきものあり、常に紅衣黃蓋を纏ひ、短袴を着け、好みて胡蝶陣を張り、日本刀を翳して奮戦し、向ふ處敵なく、外人の之を恐るゝこと、恰も鬼神の如くなりしが、故に支那朝鮮の沿岸に至る處其害を被り、高麗はこれが爲に亡び、元明の二代を通過して、國家の大患なりと稱するに至り、明のごときは、南倭北虜と稱して、實に亡國の原因を爲せり、威海衛にありし環翠樓記の石碑は、今陸軍中央幼年學校に藏せり、倭寇の壯烈なりし狀と、明軍防禦の一斑を知るに足るべき好史料なり、文長を以て省略す(元史、高麗史、東國通鑑、明史、明紀事本末、籌海圖編、倭變事略、隣交徵書、異稱日本傳、本朝通鑑、伏魔編、支那史、朝鮮史、善隣國寶記、海の大日本史、史學雜誌

ワカカ

ワカク

「足利時代における明への和寇、皇典講究所講演、倭寇の始末」、いま市村博士が異稱日本傳以外に、和寇に関する参考書目を編せられたるものあり、左に録す、籌海圖編八卷(胡宗憲)籌海重編、萬里海防圖編二卷(鄭若會)江南經略八卷(同上)兩浙海防圖考四卷(謝廷傑)同續編十卷(范棟)溫處海防圖考二卷(李如華)海防類考(若干卷)兩浙海防考二卷(隆慶元年勅修)海防要略十三卷(王在晉)兩浙戰船則例(李如華)東海籌略(徐一鳴)海寇議一卷(萬表)嘉靖倭亂備鈔二卷(備倭考)吳淞甲乙倭變志二卷(張鼎)定海備倭紀略(梁文定)吳淞甲乙倭變志二卷(張鼎)倭變事略(采九德)靖海紀略一卷(鄭茂)洗海近事二卷(俞大猷)正氣堂集十六卷(同上)鄭端管公奏疏十四卷(譚曉)楊慶毅公本奏疏十二卷(楊博)譚慶毅公奏疏(譚綸)潘司空奏疏第一卷(潘李嗣)蘭江集十七卷(王在晉)汪直傳一卷、徐海本末一卷(茅坤)經世要略四卷(黃仁溥)平倭四疏三卷(張煥)取倭錄九卷(王士麒)備倭記二卷(大同)倭情考略一卷(郭光復)

ワカカヘテ

ワカカヘテ

ワカカヘテ

ワカカヘテ

ワカカヘテ

若蝦手 襲の色目の名、表薄萌黃、裏薄紅梅、また表薄青裏紅ともいふ(胡曹抄、藻鑑草)

ワカカウタンシヨ

和學講談所

和學講談所 名後國書を講習し、及び之を調査編纂する處なり、單に和學所ともいふ、林大學頭の支配に屬す、江戸廻町表六番町(いま上六番町、井伊伯爵邸の向側)講談所出役頭一人、出役頭取見習二人(以上御目見以上)同助二人、出役三人、同手傳七人、同並五人、稽古所手傳出役二人、世話心得四人、同助六人、稽古所會頭一人、同助三人、武家故實會頭一人、同助五人、國語講談所寛政五年四月、堀保己一、講談所設立の、とを幕府に請うて許可せられ、七月はじめ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

ワカウ

て裏六番町の地を下して建築し、同十月に至りて成る、七年九月、講談所永續の手當として町屋敷を賜ひ、年々納むる所の五十兩(後七百兩)を以て雜費に充てしむ、此月はじめ林大學頭の支配となり、和學御用を命ぜられたり、文化二年六月表六番町に移る、文政五年九月保己一卒し、于忠實家を襲ぎ、和學所御用を命ぜられしが、文久元年に至り、出役頭取をおき、伊丹光之丞を以てこれに補し、講談所を統管せしむ、翌二年忠實害に遇ひ、于忠實襲ぎに及び、改めて勘定格となり、二十人扶持を賜ひ、和學所附を命ぜらる、此年講談所に稽古所をおき、毎日國史律令を生徒に講習し、且つ午前午後に分ちて論語會讀を行ふ、また武家故實稽古あり、毎日講習し、和歌會文章あり、毎月一回之を催す、明治元年六月廢せらるの講談所の事業は堀保己一の傳中に述べたり、ハナハホキイチ參看(和學所御用留堀保己和學所由來)

凡拾武里、南北凡四里、北陸道に屬す、形勢山勢東より西に走り丹後に連る、瀨海岬岬錯出し、強嶺狹隘にして平地少く、土質瘠瘠、田圃田圃、垂仁天皇三年、天日槍近江國より若狹を経て西但馬に至る、若狹の史に見えたる此に始まる、國郡制定の時、二郡を管す、淳和天皇長二年大飯郡を建て、三郡となる、國府を遠敷郡に置く(今の府中村)鎌倉幕府の時、惟宗忠季に今宮莊を賜ひ國守に任じ、其餘の郡邑を以て藤原行光、中條家長等に分與す、寛喜の初、將軍藤原賴經、惟宗氏の邑を収めて、北條經時に與ふ、爾後北條氏世々本國を領して京畿を控制す、北條高時伏誅の後、内大臣藤原公賢國司となり、目代をして管理せしむ、足利尊氏の叛するや、族弟家兼及び佐々木高氏をして之を分轄せしむ、興國中家無の兄高經守護となり、後ち山名時氏、大高重成、細川清氏相繼いで守護となる、正平十六年清氏吉野に歸順す、足利義詮、石橋和義を守護とす、二十一年一色範光之に代り、元中八年子詮範、山名氏清を伐て功あり、丹後を加賜し孫義實に傳ふ、永享中足利義教、武田信榮に命じて孫義實を殺し、信榮を以て守護となす、相傳ふる九世、元明に至り、朝倉義景に合して織田信長を拒む、義景亡び元明降を乞ふ、信長丹羽長秀をして國を監せしむ、天正十年豊臣秀吉元明を近江海津に誘致して之を殺し、武田氏亡ぶ(九世百四十餘年)長秀因て守護となる、十三年長秀卒し子長重嗣ぐ、十六年秀吉之を加賀松任に徙し、淺野長政を封す、文祿二年甲斐に轉封し、其地を分て小濱六萬石を木下勝俊に、高濱二萬石を其弟利房に賜ふ、關ヶ原役畢り、徳川家康二人の封を没し、京極高次を封じ小濱に治す、寛永元年于忠高越前敦實を加賜す、十一年之を出雲に徙し、酒井忠勝に賜ひ(拾萬石)子

孫世襲す、明治維新改めて縣とし、又廢して敦賀縣より兼治す、後ち福井縣に歸す、(「國語」古へり)管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with 4 columns: 日本紀, 和名抄, 元禄圖, 明治沿革. Rows include 大飯, 飯, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同.

ワカサヒコノジンジャ 若狹彦神社 國幣中社、若狹彦神社、若狹彦神社、傳云、彦火々出見命、豐玉媛也、○後世彦神を龍前村に祭りて上宮とし、姫神を遠敷村に祭りて下宮とし、合せて之を遠敷明神と云ふ、(「國語」元正天皇靈龜元年始め垂跡すと傳ふれども確ならず、續紀寶龜元年八月の條に、伊勢諸人等を遣はして、鹿毛馬一匹を奉らしめし事あるを初見とす、延喜の制名神大社に列り、後ち當國の一の宮となる、應永年中守護一色氏崇敬して屢々社殿を修築し、正保二年酒井忠勝また修補を加ふ、凡毎年上宮祭五月十日に、漁人貫を捧げ、卯月臨時祭を行ふ、下宮二月九月の十日を例祭とす、此日西津郷堅海莊の漁人鮮魚を奉り、西日臨時祭を行ふ(若狹郡縣志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

ワカサンジン 和歌三神 (一)住吉社、天滿宮、玉津島社(後奈良院院記、宣風記)(二)住吉社、



ワカシ

玉津島社、柿本人丸(和歌三神考、和漢三才圖會(二))天満宮、山部赤人、柿本人丸(類聚名物考(四))住吉の表筒男神、中筒男神、底筒男神(住吉祕記等の説あり、)

ワカシユウダウ

若衆道 江戸時代、男色のことをいふ、単に衆道とも稱す、ナンシヨク、カクマ、参看、

ワカドコロ

和歌所 和歌を講修し、またば撰集することを掌る、長官を別當とし、其の事務を總裁す、次を開闢と云ふ、また年預とも云ふ、其の事務を整理す、次を寄人と云ふ、和歌を撰集す、共に堪能の歌人を以てこれに補したり、

ワカド

す、尋で八月に初度御影歌合を行はせられ、後ち屢々歌合和歌會を行はる、十二月通光、定家、家隆、雅經、寂蓮等を以て、上古以来の和歌を撰進せしむ、此の後承久頃までありしが、其の後のこと詳かならずと雖も、園太曆延文元年十一月十三日の條に「抑御子左大納言入道年來有二三談、和歌所之體可御覽、且爲公所儀不可有身恐歎云々」と見え、拾芥抄新拾遺集の條に「貞治二年三月十五日和歌所、五條室町、自武家以三行忠三品被送論旨於撰者云々」と見え、惺高先生系譜書、及び冷泉系圖によれば、和歌所の所領播磨細川庄、近江小野庄を御子左家にて管領せしと云へば、承久亂以後鳥羽天皇隱岐に遷され給ひし後、院中の和歌所を御子左家に附し、後成の第宅五條室町を以て、和歌所とせしものか、然れども和歌所の見えしは、延文の新年載、貞治の新拾遺、永享の新古今を撰集せし時のみなるを此れば、常置のものにあらずして、和歌撰集の時々置きしものなるべし(明月記、家長日記、園太曆、薩戒記、拾芥抄)

ワカドシヨリ

若年寄 江戶幕府の職名、將軍に直隷して、老中支配以外の諸役人を支配し、特に旗本を統轄す、其内一名を勝手掛となし、財務の事を管せしむ、尤も權勢あり、なほ月番を定めて、事務を行ふこと、老中のごとくなりき、また参女、少老、執事、旗本支配、諸士の別當、旗本副執事といへり、老中に次で重職たり、帝鑑問詔、菊之間詰等の諸代大名の内、多くは御製、奏者番、寺社奉行、大番頭を経て任補したり、人員は概ね三名乃至五名にして、位階は從五位下なり、役料なし、但し時によりて慶米五千俵を給し、また隱居もしくは部屋住のもの、これに任する時は役料(慶應三年役料を廢し、役金四千兩とす)を給せり、また若年寄格、若

ワカド

年寄並、四九若年寄、大御所付若年寄あり、而して四九若年寄は二人を定員とし、大御所附若年寄は定員なし、待遇並に本丸の若年寄におなじ職制(シヨクセイ)の表に示したれば、其條を見るべし、

起原治藩室町時代の末葉に、諸大名等、老臣と相並びて萬事を奉行する者な、若年寄または若家老といへり、武田、里見等の諸家にて、これをおきたる事書に見えたり、江戸幕府また其稱を襲ひたるものにして、其起原に付き二説あり、一は、寛永十二年十月に、土井利隆と酒井忠朝とこれに補せられしより始まるとし(藩翰譜、徳川實紀)一は寛永十年三月に六人衆をおき、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛、三浦正次、太田資宗、阿部重次等を之に任じたりしが、信綱は其前年既に老中たり、忠朝、正盛もまた、同十年五月に老中となれるが故に、利隆、忠朝、及び朽木種綱を以て其間を補ひ、正次、資宗、重次と共に六人衆たらしむ、然るに、同十五年十一月に至り、利隆、忠朝は并に其職を免ぜられ、重次、資宗も、亦他の職に轉せしかば、正次と種綱となりて旗本の事を掌る、此二人即ち若年寄のはじめなりといへり(泰平年表、校訂補任、是非連に決しがたし、姑く記して後考を俟つ)御日記を按ずるに、寛永十二年十一月土井利隆、酒井忠朝、三浦正次、太田資宗、阿部重次の五人直月して、萬石以下の輩にあづかりし事、及び其訴訟を掌らしめ、寛永十五年十一月に、三浦正次、朽木種綱をして、旗本の輩を所屬とし、諸事を裁決せしめたることあり、并に若年寄の職なり、之によりて考ふれば、後説或は是ならんか、而して寛永十五年以後は三浦正次と朽木種綱の二人、専ら旗本を管したりしが、其後正次の職を免じ、御實紀に、寛永十六年壬生の城主となりし時職職せるならんと

ワカマ

あり)慶安二年二月種綱亦罷むるに及び、旗本に關する事は、暫く老中の掌る所となり、若年寄の所職一時中絶せり、尋で寛文二年二月久世廣之、土屋敷直の二人新たに若年寄となり、爾來連綿として之に補し、幕末に際しては、萬石以下の輩にして、此職に居るものあり、人員も慶應三年には十二人の多きに及べり、○若年寄格は、文久二年八月に稻葉正巳、若年寄並は、慶應三年三月に淺野氏祐、四九若年寄は、寶永三年に永井直敬、大久保教寛、大御所附若年寄は、延寶二年九月に加納久通、堀直喬が補せられしをばじめとす(見聞雜錄、里見義泰分限帳、松隆日記、柳營談鑑、有司勤仕録、泰平年表、校訂補任、藩翰譜、徳川實紀、武家名目抄、武鑑、嘉永明治年間録、續徳川實紀、御役人代々記、開國紀原、古事類苑官位部)

ワカミツ

若水 名譽正月立春の日、生氣の方の井より汲みたる水はいふ、後世は、元旦の早

ワカミ

朝に吸みたるを稱せり、公事根源に「荒玉の春立日に、これを奉れば、若水とは申すにや」とあり、古來より、若水を呑めば、一年中の邪氣を除くと云ひ傳へたり、

ワカミヤ

若宮 (一)本宮の祭神の子を、其境内に祭りたる社祠(二)本宮を勧請して祭りたる社祠をいふ、并に本宮に對する稱呼にして、後者は新宮の義なり、また老せぬ宮とも稱す、假令石水八幡の若宮は仁徳天皇、水若宮は宇治稚郎子を祭る、石清水の祭神は、應仁天皇にして、仁徳天皇、宇治稚郎子は并に其皇子なり、また分社の意に用ひたるは、鶴岡八幡宮における若宮八幡の類、これなり(神道名目類聚抄、類聚名物考)三代實錄貞觀十五年八月四日の條に、氣多若宮とあるを初見とす、

ワカミヤハチマングウ

若宮八幡宮 山城國京都下京區五條橋東五町目〇六條八幡或は左女牛八幡とも稱す、

ワカヤ

兼親之を奉行す、故に左女牛八幡の別號あり、文治中源賴朝土佐國吾川郡、及び京都六條以南西洞院以東の地を寄す、慶長二年六月豊臣秀吉今の地に遷す、舊記に樓門、築地、廻廊、拜殿、東西の経所、神宮寺の建築、別當、小別當、公文、從儀師、堂達、十禪師、三綱神主、權神主、禰宜、神人、執事、兵士等の社職あり、今の本社は承應三年、後水尾天皇の勅に因りて造營すと云ふ(平安通志)

ワカヤマシヤウ

和歌山城 開國紀伊國和歌山市(開國紀原)天正十三年、豊臣秀吉紀伊を平定するや、之を弟羽柴秀長に封ず、秀長また和歌山を以て、部將桑山重晴に與ふ、重晴即ち當城を築きて之に居る、慶長五年關原の亂起るや、重晴當城を守り、徳川家康に應ず、同六年重晴和泉國布施に移封の後、淺野幸長之に代り、四十萬石に封ぜられ、更に城廓を修築せり、二十餘年を経て、元和五年幸長安藝に移り、徳川頼宣入部、五十五萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至る(紀伊國續風土記、武鑑、明治政覽)

ワキサカウチ

脇坂氏(播磨龍野) 姓は初め物部、後に藤原、淺井秀政の三男生政の孫教政、九條殿の所領近江國龍野庄下司となる、五世安明、佐々木義賢に仕へ、其子安治、永祿十二年明神光秀に屬し、天正十年豊臣秀吉に仕へ、采地百五十石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の戰に、七木槍の一人として名あり、功を以て五千石を賜ふ、十三年攝津の内一萬石を加賜し、從五位下中務少輔に任ず、同年八月和泉高取二萬石を、同年十月淡路須本三萬石を賜ふ、文祿元年朝鮮の役に軍功あり、三千石加賜、慶長五年關ヶ原役に徳川家康に従ひ本領を安堵す、十四年二萬石

ワキアケノコロモ

關腋 襖(アサ)を見

ワキサカウチ

脇坂氏(播磨龍野) 姓は初め物部、後に藤原、淺井秀政の三男生政の孫教政、九條殿の所領近江國龍野庄下司となる、五世安明、佐々木義賢に仕へ、其子安治、永祿十二年明神光秀に屬し、天正十年豊臣秀吉に仕へ、采地百五十石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の戰に、七木槍の一人として名あり、功を以て五千石を賜ふ、十三年攝津の内一萬石を加賜し、從五位下中務少輔に任ず、同年八月和泉高取二萬石を、同年十月淡路須本三萬石を賜ふ、文祿元年朝鮮の役に軍功あり、三千石加賜、慶長五年關ヶ原役に徳川家康に従ひ本領を安堵す、十四年二萬石

ワキザ

加賜、伊豫大洲に移る、元和三年安元五千石加賜、信濃飯田に移封す、承應三年二千石を叔父六左衛門に分移す、寛文十二年安政、播磨龍野に移封、五萬三千石を領す、寶永六年安清、二千石を弟安利に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○安治 安元 安政 安照 安清 安興 安弘 安實 安親 安童 安宅 安斐

ワキザシ

脇差(脇刺) 脇差刀の略稱、脇に差す故に名づく、又脇刀、脇物、懐脇刀、懐刀、懐劍、隠劍、守刀とも云ふ、即ち腰刀に同じ、貞丈雜記に「脇刺は、隠劍として懐中に隠して用心の爲にさす物なる故、脇さしの刀と云ふ、それを略して脇ざしと計り云ふなり、古のわざざしは、長さ柄とも八九寸計にて鍔なく、柄まかす、今あひくちといふ物の事なり、鞘のこじりを丸くするは、懐中する時、衣服にかゝらぬ爲にしたるなり、下緒を短くする事は、下緒のむすび玉を、帯の通りにおしほさみて、外へ取落さぬ爲なり、懐中にて脇へさし置けり、わざざしと云ふなり」とあり、應仁以後戦亂相次ぎしを以て、關に利あるを宗とし、脇差の寸尺を長くして、鍔を入れ柄をまき、打刀と同じ拵にして、懐の外へ出して、打刀に差し副へ、大小と稱し、昔の脇差は小さ刀と稱するに至り、後にはこれにも又鍔を入るに至れり、故に大脇差、小脇差、陣脇差事の名出づるに至る(貞丈雜記、武家名目抄)

ワキモンゼキ

脇門跡 「ワキモンゼキ」を見

ワキヤヨシス

脇屋義助

ワケ

次郎義貞 新田義貞の弟、元弘中義貞に従うて北條高時を討ち、功を以て兵庫助となる、建武元年義貞と共に京都に入り、武者所となり、駿河守護を領したりしが、二年足利尊氏の叛し、義貞東征するに及び、別に尊良親王を奉じて、尊氏と竹下に戦ひ、敗れて京都に還る(タケノヤマノタカヒ、参看、延元元年(北朝建武三年)尊氏の京都を犯すや、諸將と共に之を敗り、西海に走らす、功を以て右衛門佐に拜し、昇殿を許さる、既にして尊氏の大舉して西上するに際し、義貞等は兵庫に防ぎて利あらず、十月義貞の北陸に赴くに及び、義助またこれに従ひ、袖山に據らんと欲せしに、城守瓜生保保に敵に附したるを以て、金崎城に入り義貞に會したりしが、二年(建武四年)足利高経等來り圍み、危急に迫れるがゆゑに、義貞と共に城を脱して袖山に歸る、三年(曆應元年)義貞の袖山城に再舉するや、平泉城の僧徒三の峯に據りて應じ、將領を請へるを以て、義貞即ち義助をして赴いて軍事を統べしむ、會々高経の部將細川某來襲せしと雖、撃つて之を卻け、更に進みて府城を取りしが、七月義貞藤島に戦死するや、義助退いて石丸城を保ち、四年(曆應二年)七月足利羽城に高経を攻めて之を陥る、此歳後村上天皇即位するに及び、特に優詔を賜ひ、托するに軍國の事を以てす、尋で尊氏兵を遣はして高経を救ふに際し、義助破れて美濃に趣きしが、再び土岐頼遠の敗る所となり、遂に吉野に逃る、翌日利部郡に任ず、興國元年(曆應三年)の春、伊豫國人兵を起し統帥を請へるを以て、義助命を拜して下向し、西國の軍事を督す、是に於て南海の官軍また振ふ、義助即ち入りて、府に居りしが、五月病んで卒す(大日本史)

ワケ

別 名義姓の一種、其名義に就きて諸

ワケサ

説あり(一)吾君兄の借字なるべし(二)諸國を別ち賜ひて主たらしむる義なり(三)別れて始祖となるを言なるべし(和訓栞)(四)アイヌ語の官名バケにて、頭又は主長の義なり(中田義氏説)(四)別とアイヌ語のバケと同一語根なれども、アイヌ語より出でたるものにあらずして、國語の敬稱語にて、頭首、根本、多大の義を含むものなり(白鳥博士) 國語源流 古事記景行天皇の條に「五十九王、并八十王之中、七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣及稻置、縣主也」と見え、書紀同天皇の條にも「七十餘子、皆封國郡、各如其國、故當今時謂諸國之別者、則其別王之苗裔焉」とあり、これ別の見えたる始めなり、又孝德紀大化二年改新の詔に「別、臣、連、伴造、國造、村首所、有部曲之民云々」とあるを見れば、上古は貴き姓たりしが如し、古事記中に、皇子にして別姓を負へるもの二十五氏あり、皆諸國の地名を以て名とせり、然るに後に減びて氏となりしこと、續日本紀天平神護元年三月の條に、藤野別真人、藤野別真人、清原等見えたるにて知るべし(カバネ、参看、古事記傳、姓序考、氏族考、倭訓栞、國家學會雜誌、可波根考) 史學雜誌「國語に於ける敬稱語の原義に就て」

ワケサ

輪袈裟 「ワケサ」を見よ、

ワケノキヨマロ

和氣清磨 名訓初め

氏姓を繁製別公、尋で藤野別真人、または輔治能真人と改め、後更に和氣朝臣を賜ふ(藤野別石別命の後裔、父詳かならず、姉を法均尼といふ) 事蹟備前藤野郡の人、從六位上に叙し、右兵衛少尉となり、天平神護中、從五位下に進み、近衛將監に移る、神護景雲三年、大宰主神中臣智阿曾廣八幡宮の託宣を奏して曰く、道鏡をして皇位に即かしめば、天

ワケ

下太平ならんと、稱徳天皇これに迷ふ、既にして天皇清盛を牀下に召して曰く、朕昨夜夢みらく、八幡神使來りていふ、大神事を奏せしめんが爲めに、尼法均を請ふと、汝宜しく、姉に代り往いて神命を聽くべしと、蓋し法均は早くより天皇に事へ、委れるに腹心を以てせられしかば、清盛また姉の縁故により、天皇の信任を忝くせるがゆゑに、此命ありしなり、發するに臨み道鏡、清盛を喚び、暮るに官爵を以てす、時に路豐水あり、清盛に謂て曰く、道鏡にして、もし天位に登らば、吾れ何の面目ありてこれに事へんやと、清盛は死を誓うて往き、神宮に詣りて教を請ふ、神託宣して曰く、我國開闢より以來、君臣の分定る、臣を以て君とする、こといまだ之あらざるなり、天日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道の人ば、宜しく早く掃除すべしと、清盛歸り來りて奏する事神教のごとし、是に於て道鏡大に怒り、清盛の本官を解き、因幡員外介と爲す、未だ任所に赴かざるに際し、詔あり、姓名を別部清盛と改め大隅國に流す、參議藤原百川其忠烈を怒み、備後封二十戸を割いて之に與ふ、光仁天皇踐祚し、道鏡を下野に竄する及び、寶龜元年清盛の姓名を復して召し還し、二年また本位に復し、播磨員外介と爲す、天應元年從四位下に進み、延暦中攝津大夫となり、從四位上に叙し、民部大輔、中宮大夫を兼ね、尋で正四位下に進み、時に桓武天皇長岡の新都を營み、十歳にして成らず、費す處甚多し、清盛密に奏し、遊獵に托して、葛野の地を相し、都を遷さんとを請ふ、十五年從三位に陞る、幾もなくして骸骨を乞ふ、許さず、功田二十町を賜ひ、以て子孫に傳ふ、十八年薨す、年六十七、正三位を贈る、清盛通曉する所多く、最も故事に明かなり、民部省例二十卷を撰し、また中宮の教を奉じ、和氏譜を撰し

ワケ

和諷 佛敎家が印度の伽陀、支那の頌に倣ひ、和語を以て文句を調へ、佛菩薩及び祖師の盛徳を讚嘆したる詠をいふ、和語の讚歌の義なり、平安朝時代の末葉、淨土敎の流行に従ひ、善導の往生禮讚等の傳唱せらるるに方り、淨土敎を主唱する僧等が、漸く倣ひて作りたるものなり、横川の源信の來迎和讃、二十五菩薩和讃、山王和讃、天台大師和讃、覺超の阿彌陀如來和讃、及び藤原通憲の智證大師和讃と云ふものあり、是等の作者に就いて、確證なしと

ワケベ

ワケベ

ワシヤウ

和尙 「ワシヤウ」を見よ、

ワシラ

ワシラ

て之を上る、また昔て田一百町を備前に墾し、永く賑給の資と爲す、郷民之に頼る、嘉永四年三月詔して、高尾山神護寺なる清盛の廟に、護王大明神の神號を宣下し、正一位の神階を授けられしが、明治七年別格官幣社に列し、護王神社と改め、十九年十一月、山城國京都市上京區櫻鴉岡町に遷す、明治三十一年更に正一位を贈らる(大日本史、輔世宿禰記、公卿補任)

ワケベウチ

分部氏(近江大津) 姓は藤原、工藤祐經の六世高景(一説親光)より出づ、高景足利尊氏に仕へ、正慶二年伊勢安濃郡長野地頭となる、曾孫光久、安濃郡分部に住し、分部氏と稱す、七世光嘉織田信包に仕へ、文祿元年信包移封の時、豊臣秀吉、光嘉に伊勢上野一萬石を賜ふ、慶長五年關ヶ原役、徳川家康に屬し、功を以て一萬石加賜す、元和五年光信、近江大津に移封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、後に華族の待遇を停止せられたり(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

ワシヤウ

和尙 佛敎家が印度の伽陀、支那の頌に倣ひ、和語を以て文句を調へ、佛菩薩及び祖師の盛徳を讚嘆したる詠をいふ、和語の讚歌の義なり、平安朝時代の末葉、淨土敎の流行に従ひ、善導の往生禮讚等の傳唱せらるるに方り、淨土敎を主唱する僧等が、漸く倣ひて作りたるものなり、横川の源信の來迎和讃、二十五菩薩和讃、山王和讃、天台大師和讃、覺超の阿彌陀如來和讃、及び藤原通憲の智證大師和讃と云ふものあり、是等の作者に就いて、確證なしと

ワシラ

ワシラ

○隆良 隆嗣 隆職 隆右 隆敦 隆豐 隆遠 隆頼 隆康 隆尙 隆量 隆光 隆尹 隆長 隆照 隆建 隆仲 隆純 隆敏 隆賢 隆聚

ワシヤウ

和尙 「ワシヤウ」を見よ、

ワシラ

ワシラ

夏冬共に羅を用ふ、幅三寸五分、長さ一丈二尺あり、疊みて左の腰の前通りに垂るなり、着用二つに折り、わなの片を又三分一許に折り、引のばしたる袴のあしつきより、三四寸さがる處を見計らひ、半臂の上より、疊様に左の腰の前通りに當り、三分一に疊みたる其中程を、同じ緒にて結ぶなり、服制及び衣服の挿繪并に「ハンビ」参看(維史、裝束集)



ワラハ

廿八門(流布本二十卷、四十部、二百六十八門に作る)名曰(和名類聚抄)と見えたり、二十卷本は伊勢本尤も古く、元和中那波道圓刊行し、寛文七年、慶安元年亦刊行したり、十卷本は尾張大須寶生院本を寛政十三年刊行せり、此他寫本數本あり、文中中披齋十卷本を基とし、以上諸本を校合せるもの、尤も完備す、明治十六年四月印刷局より刊行せり(和名類聚抄註)和名類聚抄釋義四冊(僧契沖)箋註倭名類聚抄(狩谷掖齋)等(箋註倭名類聚抄)

**ワヨシヤウ** 和與狀 鎌倉時代訴訟の時、問答中一方承諾して和解せる時、雙方より奉行に出す文書を云ふ、奉行は其狀によりて下知狀を作り、之に授けて證となす例なり、其證判を袖に書くと、裏に書くとの二様あり、一に之を和與認可狀とも云へり(沙汰未練書、武家名目抄)

ワラハ

**ワラハサウゾク** 童裝束 童の着用する裝束をいふ、細長(ホソナガ)と汗衫(カサミ)との二種あり、各其條につきて見るべし、

**ワラハナ** 童名 幼稚の時付する名、元服以前に用ふ、また小字、乳名、若名とも稱す、公家にては、攝家は何君、清華以下は何丸など、稱す、鶴君、松雄君、藤丸、鈴丸の如きこれなり、又何若丸、何千代丸とも稱し、略して何若、何千代ともいふ、武家及び其以下の庶人等は、堂上家のごとく、何若、何千代、何丸等の稱多く行はれたり、源義經が牛若丸、豊臣秀吉が日吉丸、徳川家康が竹千代といへるがこときこれ也、又何松とも付けたり、福島正則が市松、徳川忠長の國松などいへるにて知るべし、箱王、春王、松王、蓮花王など、何王と稱すること、早く平安朝時代の末葉より行はれたり、王はもと皇族の稱

ワラハ

なるが、轉じて庶人の幼名に付することいなるなり、又室町時代の末より、江戸時代の初にかけて、幼名にオ字を加へ、女の名らしく呼ぶこと行はれたり、水戸光圀の幼名長丸なるをお長といひ、本多成重の幼名仙千代なるをお仙といへるが如きこれなり、名(ナ)參看(大鏡、曾我物語、今物語、源平盛衰記、太平記、平治物語、太閤記、四季草、貞丈雜記、玉勝間、元服法、南留別志、故實拾要、類聚名物考、徳川實紀、玄同筆記)

**ワラハヤミ** 瘡 病名、隔日に起る故にオコリとも名づく、又冷戦寒嗽とも書す、古言ワラハヤミ、熱病の寒熱、日を隔て時を定めて發る、其發るをフルフと云ふ、

**ワリモトソウダイ** 割元總代 大庄屋に同じ、單に割元とも稱す(オホシヤウヤ參看、

# 國史大辭典終

明治四十一年七月十九日初版發行  
大正十四年八月十五日六増訂發行  
大正四年五月五日増訂發行  
昭和二年九月一日大増訂冊版發行  
昭和四年一月廿一日普及版印刷  
昭和四年一月廿五日普及版初版發行

縮刷普及版全六冊

定價 金拾八圓  
預約價 金拾參圓

大増訂 國史大辭典

編纂者 文學博士

八代 國治

同 早川 純三

同 井野 邊茂

同 林 讓

同 秀美 堂印刷所

發行所 東京市京橋區鈴木町十二番地

發行所 吉川 弘文館



第四回 (なまはら) (まわ)

## 特約發賣所

- 東京市日本橋區數寄屋町 六 合 柳原書店
- 大阪市東區北久太郎町四丁目 會社 柳原書店
- 名古屋市西區下長者町四丁目 會社 川瀬書店
- 東京市京橋區鈴木町十二番地 會社 日美書房
- 東京市牛込區早稲田鶴卷町 國 際 美 術 社

Small decorative label or stamp on the left page.

Faint red rectangular stamp on the right page.

578  
197

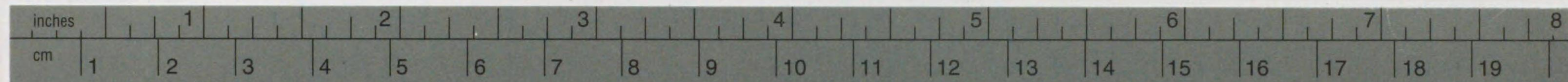


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

